

令和 2 年度事業所説明会 資料

豊田市福祉部障がい福祉課

議 題

- (1) 障がい福祉サービス費等の請求について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 令和 3 年度 愛知県障害者施設歯科検診事業について・・・・・・・・ 1 7
- (3) 指定障がい福祉サービス事業所等実地指導における指摘事項について・・・・・・・・ 2 0
- (4) 指定放課後等デイサービスに関する留意事項について・・・・・・・・ 3 4
- (5) 社会福祉法人・施設の指導監査における指摘事項について・・・・・・・・ 4 1
- (6) 令和 3 年度 各種書類の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- (7) 人員配置・加算・減算等に係る留意事項について・・・・・・・・ 7 2
- (8) 令和 3 年度障がい福祉サービス等報酬改定等について・・・・・・・・ 9 1
- (9) 地域生活支援事業報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6 3
- (1 0) とよた市民後見人養成講座の開催について・・・・・・・・ 2 6 7
- (1 1) 豊田市成年後見制度利用促進計画「わかりやすい版」について・・・・・・・・ 2 7 1
- (1 2) 重層的支援体制整備事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7 3
- (1 3) 生活困窮者のための就労訓練事業の実施協力について・・・・・・・・ 2 8 2
- (1 4) 障がい者虐待の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8 7
- (1 5) 子ども食堂について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8 9
- (1 6) 災害時における要配慮者の災害対策について・・・・・・・・ 2 9 6
- (1 7) 共生型サービスの事業所指定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9 9
- (1 8) 障がい者歯科事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0 2
- (1 9) N e t 1 1 9 緊急通報システムについて・・・・・・・・ 3 0 5

障がい福祉サービス費等の請求について

愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室

障害福祉サービス費等の 請求について

愛知県国民健康保険団体連合会
介護福祉室

目 次

1. 通知書類について	…P.3
〔1〕 通知書類の種類	…P.3
〔2〕 通知書類の取得方法	…P.4
2. 照会の多いエラーについて	…P.9
3. 送信済データの取下げについて	…P.13
〔1〕 請求期間内の取下げ	…P.14
〔2〕 過誤申立（取下げ依頼）について	…P.19
4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について	…P.21
5. 「請求関連資料」の掲載について	…P.22
6. 「市町村番号一覧表」および「地域区分表」の掲載について	…P.27

1. 通知書類について

○通知書類は電子請求受付システムに掲載されますので、画面から取得してご覧ください。
(郵送ではありません)

〔1〕 通知書類の種類

【請求翌月の第1営業日】

- ・ 障害福祉サービス費等支払決定増減表 ※請求書記載の金額と明細書の合計金額に差がある場合のみ
(返戻があるときなど)
- ・ 返戻等一覧表 ※返戻がある場合のみ

【請求翌月の10日頃(10日が土日祝の場合 → 前営業日)】

- ・ 障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- ・ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- ・ 処遇改善(特別)加算総額のお知らせ ※処遇改善加算を算定された場合のみ
- ・ 障害福祉サービス費等過誤決定通知書 ※過誤申立をされた場合のみ

※ご注意ください!※

通知書類は取得から3ヶ月を経過しますとシステムから削除されます。
パソコン内に保存するほかに、印刷して保管していただくことをおすすめします。

3

〔2〕 通知書類の取得方法

◇簡易入力システムから取得する場合

取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
通知書類はデスクトップ等に
保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.8

選択	種別	通知書類名	発行日時	取得日時
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	返戻等一覧表	令和1年5月1日 00:00	令和1年5月2日 10:00
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定増減表	令和1年5月1日 00:00	令和1年5月2日 10:00
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	令和1年5月3日 00:00	令和1年5月4日 10:00
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等過誤決定通知書	令和1年5月3日 00:00	令和1年5月4日 10:00

4

◇取込送信システムから取得する場合

取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
通知書類はデスクトップ等に
保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.8

請求年月日	送信日時	請求状況	請求書・ 明細書	上限額 管理票	実績 記録票	到達番号
令和1年5月8日	令和1年5月8日 10:00:00	通知受信待ち	2件			189898201205000801
令和1年5月1日	令和1年5月1日 10:00:00	議会会到連 取下げ済み	2件			189898201205000501
令和1年5月1日	令和1年5月1日 11:00:00	形式エラー	1件			
令和1年5月1日	令和1年5月1日 10:00:00	形式エラー	1件			
令和1年5月1日	令和1年5月1日 11:00:00	送信エラー	1件			

選択	種別	通知書類名	発行日時	取得日時
<input type="checkbox"/>	PDF	返戻等一覧表	令和1年5月1日 00:00	令和1年5月1日 10:05
<input type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定増減表	令和1年5月1日 00:00	令和1年5月1日 10:05
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額通知書	令和1年5月1日 00:00	未受領
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	令和1年5月1日 00:00	未受領

5

◇電子請求受付システム (WEBサイト) から取得する

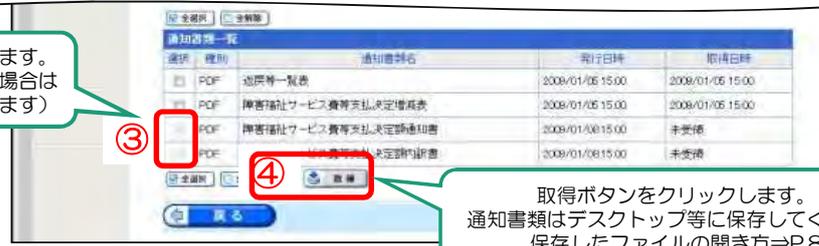
電子請求受付システム総合窓口 (<http://www.e-seikyuu.jp/>) にアクセス

代理請求 (ユーザIDがHD~始まる) の場合も
「障害者総合支援の請求はこちら」から
ログインします。

6



取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます)

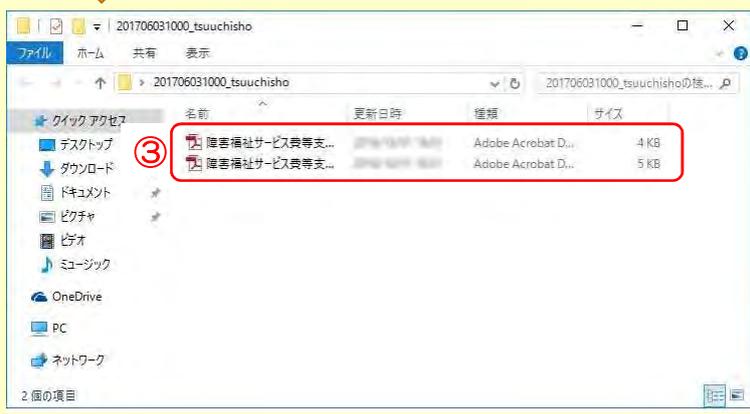


◇デスクトップに保存したファイルを開く

①  請求システムから取得したアイコン (①) をダブルクリックするとフォルダ (②) がデスクトップ上に作成されます

②  フォルダ (②) をダブルクリックします

電子請求受付システム (WEBサイト) から取得した場合は②から進んでください



2. 照会の多いエラーについて

◆よくあるエラー

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
①	EG01・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	該当する受給者証番号が受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証番号に誤りがないか 市町村番号に誤りがないか 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
②	EG03・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> サービスコードに誤りはないか 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
③	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の支給決定期間が切れていないか 他のサービスに切替っていないか 契約情報に終了したサービスを載せていないか(→P.11参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
④	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない ②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになった		①実績記録票と明細書を併せて再請求 ②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求

9

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤	EC05	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在していません	契約情報と同じサービスが2行以上記載されている	契約内容報告書(確認リスト)と同じサービスが複数記載されていないか(→P.11参照)	最新の契約情報だけ記載し、再請求。 (途中で契約支給量に変更になった場合でも、契約情報には最新のものだけを記載します)
⑥	EC09	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出していないか(→P.12参照)	情報作成区分を「新規」で再請求

※返戻等一覧表に関する問い合わせ先※

- エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ
- 上記以外エラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

10

「◆よくあるエラー」から③、⑤、⑥について解説します

③EG13 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※終了したサービスを契約情報に載せてしまうとエラーになります。
サービス月時点で有効なサービスのみ記載してください。

【契約内容報告書】 《令和元年5月提供分》

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
2	身体介護	5 時間	平成30年3月1日	
1	家事援助	17.5 時間	平成30年3月1日	

“身体介護の請求なし”でも返戻になってしまいます

【請求明細書】

サービス内容	サービスコード	単位数	回数
居介護定事業所加算Ⅱ	116011	7.6	1
家事日中Ⅰ、Ⅱ	116115	18.9	4
居介護改善加算Ⅲ	116665	1.0	1

◎受給者台帳上の支給決定：身体介護決定（H30.3.1～**H31.4.30**：終了）
 家事援助決定（H30.3.1～H31.2.28）

⑤EC05 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

【契約内容報告書】

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
25	重度訪問介護その他	10 時間	平成30年3月20日	
8	重度訪問介護その他	20 時間	平成30年3月1日	平成30年3月19日

※同じサービスが2行記載されていると「重複エラー」になります。
月途中で契約支給量に変更になった場合は変更後の契約情報のみを記載してください。

⑥EC09 修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

例) コクホタロウ（ハナコ） H31年4月利用分 上限額管理結果票
 令和元年5月受付分にて返戻 → 令和元年6月再請求 ⇒ EC09で返戻

返戻等一覧表

令和元年5月受付分

事業者番号	2359999999	事業者名	あいうえお
都道府県等番号	239999	市区町村	コクホタロウ
受給者証番号	9999999999	受給者氏名	あいうえお
サービス提供年月	平成31年4月	利用回数	1

PP08 上限額管理結果票が存在しない事業者の請求明細書があります

最初の請求が返戻になっている

【令和元年6月に再請求した上限額管理結果票】

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

平成31年4月分

都道府県等番号	239999	市区町村	コクホタロウ
受給者証番号	9999999999	事業者番号	2359999999
支給決定障害者等氏名	あいうえお	事業者及びその事業所の名称	あいうえお
支給決定に係る障害者氏名	あいうえお	情報作成区分	修正
利用者負担上限月額	4,600	利用者負担上限額管理結果	1

管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

情報作成区分が修正のためEC09エラーに。
 ※返戻分の上限額管理結果票を再請求する場合は**情報作成区分を新規のまま**提出してください。

3. 送信済データの取下げについて

- 請求データ送信後、誤り等に気づき、修正したデータを送信したい場合、送信済データの取下げを行う必要があります。
- 送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。対応方法については下記のとおりです。

当月請求分	請求期間内 (1～10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・送信済データを取下げしてから修正データを送信してください。 ・事業所のパソコンから取下げ可能です。 ・取下げ方法には2種類あります。 ⇒P.14「〔1〕請求期間内の取下げ」へ
	請求期間外 (11日～月末)	国保連合会または市町村にご相談ください。
前月までの請求分 (返戻になっていないもの)		市町村に過誤申立を行ってください。 ⇒P.19「〔2〕過誤申立(取下げ依頼)について」へ

13

〔1〕請求期間内の取下げ

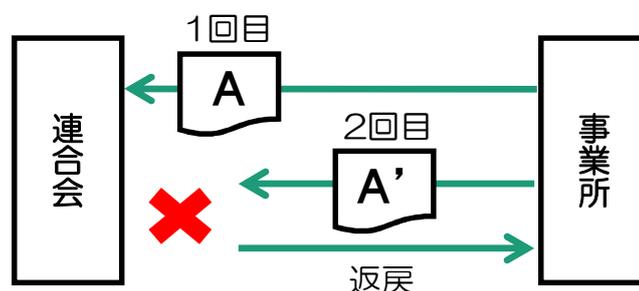
電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

- ①同じ「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」のデータを2回送信した場合
→1回目に受付(送信)したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
→2回目に受付(送信)したデータは重複請求で返戻(エラーコード:ECO1)となります。

※2回目のデータが正当(1回目のデータが誤り)である場合、1回目の送信データを取下げてください。
- ②市町村番号・サービス提供月が同じで受給者番号が異なるデータを2回送信した場合
→別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

※但し、同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が2回送信されるため、2回目送信の請求書のみが重複請求で返戻となります。こちらに関しては、再請求する必要はありません。(明細書データに基づき審査支払いを行うため。)
- ③市町村番号・受給者番号が同じでサービス提供月が異なるデータを2回送信した場合
→別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

①の場合のフロー図



14

①請求システムから取下げを行う場合

①-1 簡易入力システムでの取下げ方法

① 請求メニュー

請求年月を当月にします

③ 請求年月 令和1年5月

④ 最新情報更新

⑤ 令和1年5月8日 令和1年5月8日 10:00:00 正常到達 月達 1件 1件 13111XJ1285005211

取下げたいデータを選択

⑥ 取下げ

<請求状況の表示について>

- ・取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
- ・（「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後）最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」
- ※ 「取下げ依頼中」の状態でもデータ送信可能

15

①-2 取込送信システムでの取下げ方法

① 請求情報の取得

請求年月を当月にします

② 請求年月 令和1年5月

③ 最新情報更新

④ 令和1年5月8日 令和1年5月8日 12:53:19 資金未到達 1件 1件 120001P00120051001510

取下げたいデータを選択

⑤ 取下げ

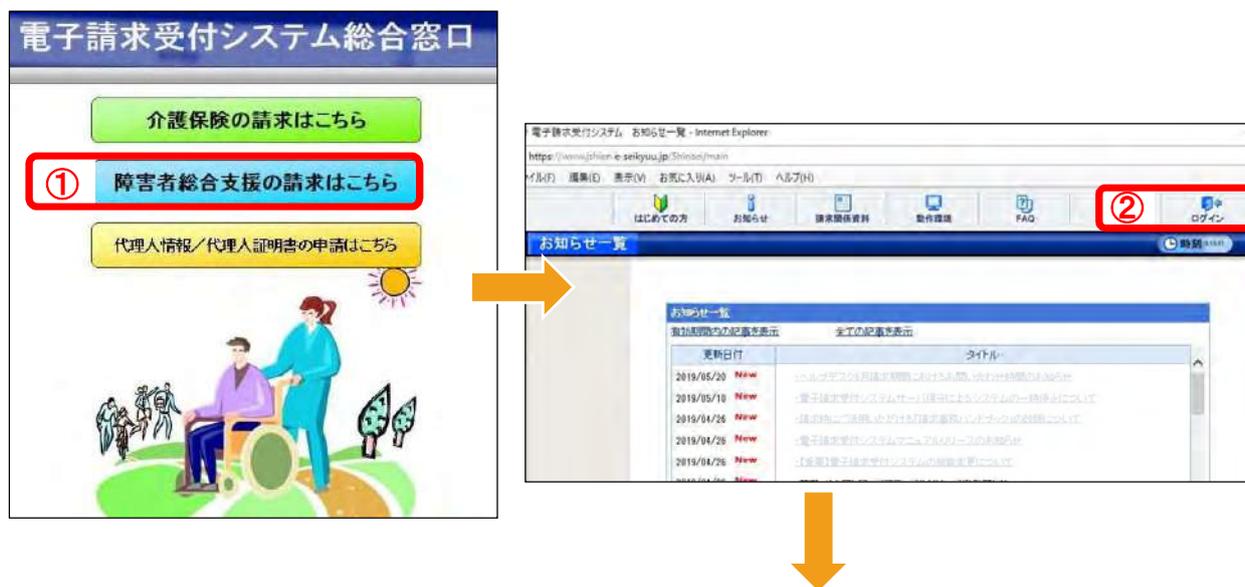
<請求状況の表示について>

- ・取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
- ・（「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後）最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」
- ※ 「取下げ依頼中」の状態でもデータ送信可能

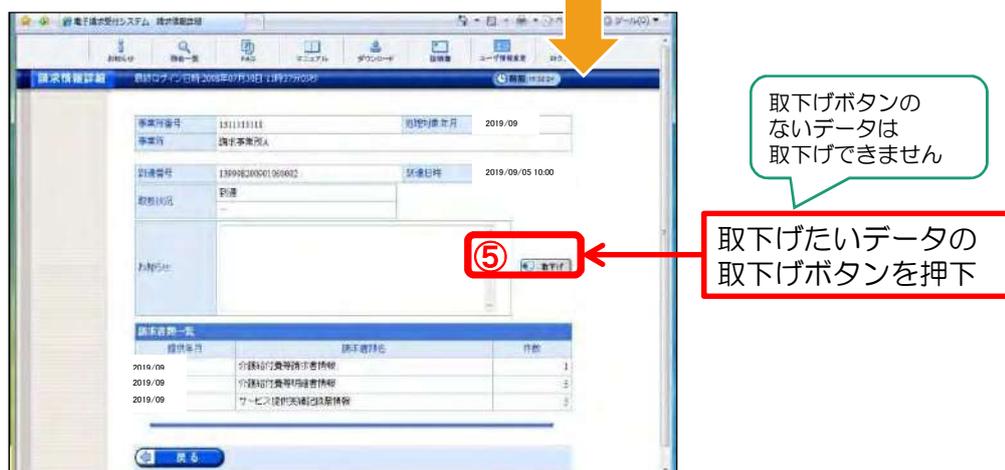
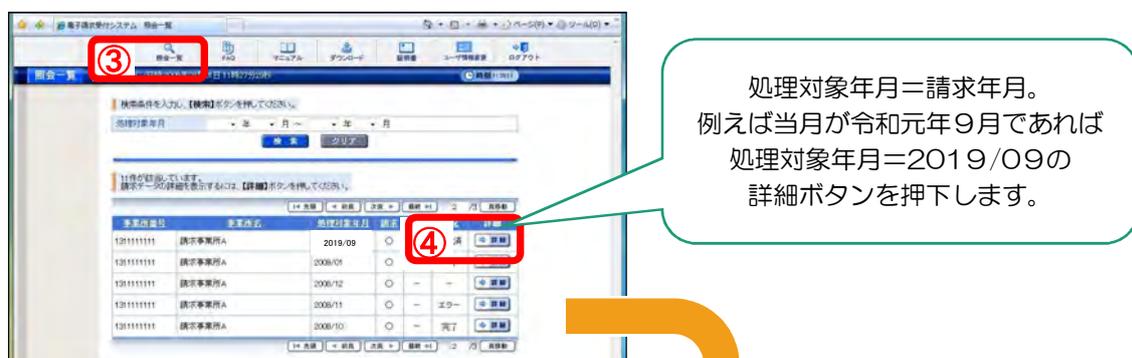
16

②電子請求受付システム（WEBサイト）から取下げを行う場合

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス



17



18

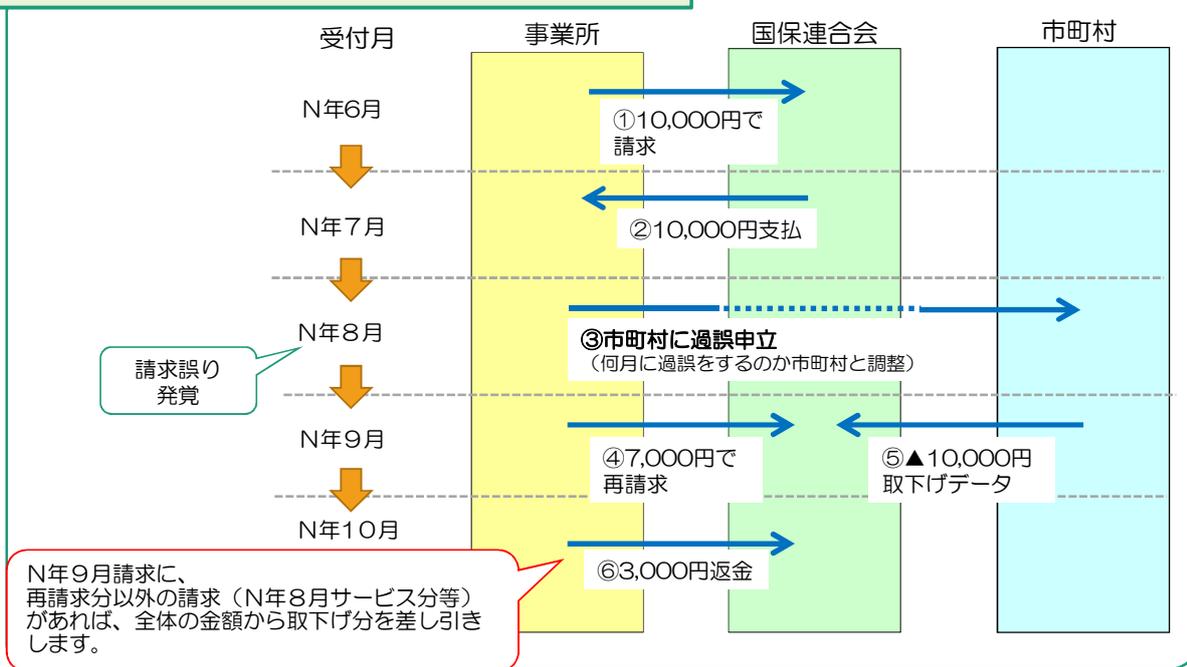
〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について

○支払済の請求データ、あるいは支払予定の請求データを取下げの場合は「過誤」という処理になります。

※下記例のように現在、請求・審査・支払処理は、**明細書データ単位で処理**がされます。

市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、必ず修正データを再請求する必要があります。

例) A事業所のN年5月サービス分にかかる過誤の流れ



19

◆過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を取ってください。

過誤申立の際には、「何月に联合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分と過誤申立分を送信してください。

※過誤申立を行ったデータの再請求がない場合

当月請求分のみ金額から過去、支払済の金額を取下げし相殺するため、**事業所への支払額が大幅に少なくなる可能性があります。**

※事業所への支払金額より過誤金額が上回った場合

請求月翌月、事業所より国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は 過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。

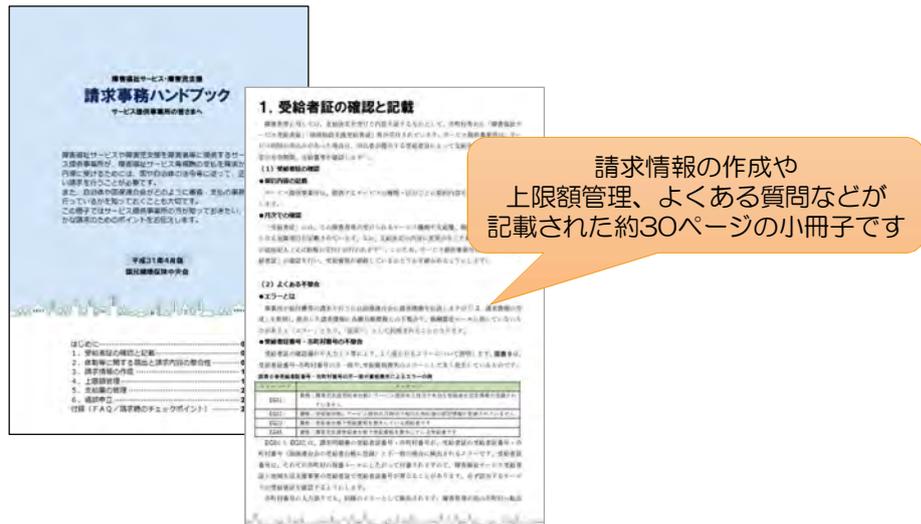
▼簡易入カシステム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票			
提供年月	平成 29 年 10 月分	管理事業所名	そうだん
受給者証番号	?	障害児氏名	都道府県等名
情報作成区分		修正	
利用者負担上限月額	円	利用者負担上限額管理結果	1 管理事業所で利用者負担額を超過したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。
実績情報		合計	
No.	事業所番号	事業所名	総費用額 利用者負担額 管理結果後 利用未済額

20

4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について

○サービス提供事業所等向けパンフレット（小冊子）「請求事務ハンドブック」が電子請求受付システム（WEBサイト）の「お知らせ一覧」に掲載されています。



掲載場所

電子請求受付システム総合窓口 ➡ 障害者総合支援の請求はこちら ➡ お知らせ一覧 ➡ 2019/04/26 請求時にご活用いただける「請求事務ハンドブック」の改版について

21

5. 「請求関連資料」の掲載について

○本年度より電子請求受付システムのトップメニューに「請求関連資料」が追加されました。この機能を活用することで、請求事務に必要なとなる資料を参照することができます。

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス



22



「ファイルまたはリンク」欄にある資料のリンクをクリックすることで参照できます。

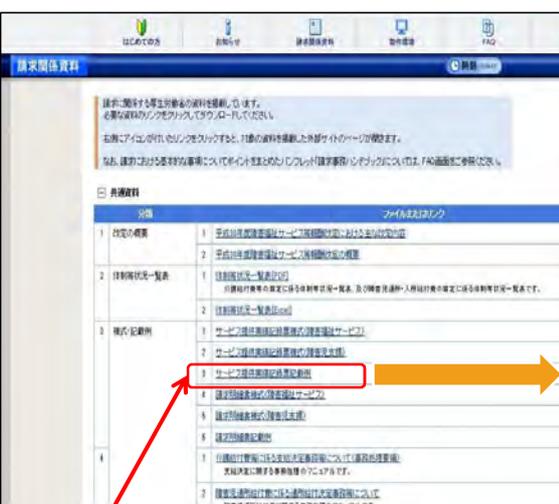
サービスごとに報酬算定構造やサービスコード表等を参照することができます。

該当サービスをクリックすると右図が出てきます。

サービスコード	サービス名	報酬算定構造	サービスコード表
1	相談料	1 相談料	2019/04/01 10,000円
2	指導料	1 指導料	2019/04/01 10,000円
3	検定料	1 検定料	2019/04/01 10,000円
4	サービスコード	1 サービスコード	2019/04/01 10,000円

「請求関連資料」からお勧め資料をご案内します。

○サービス実績記録票記載例



「サービス実績記録票記載例」のリンクをクリックすると右図のように各サービスの実績記録票記載例が参照できます。

○サービスコード表

分類	ファイル名/リンク	最終日	ファイルサイズ
1	請求内容	2019/04/26	181,898Byte
2	請求事項	2019/04/26	318,898Byte
3	請求確定事項	2019/04/26	68,538Byte
4	サービスコード表	2019/04/26	35,942Byte

該当サービスをクリックすると右図が出てきます。

分類	ファイル名/リンク	最終日	ファイルサイズ
1	請求内容	2019/04/26	181,898Byte
2	請求事項	2019/04/26	318,898Byte
3	請求確定事項	2019/04/26	68,538Byte
4	サービスコード表	2019/04/26	35,942Byte

25

「サービスコード表【PDF】」のリンクをクリックすると右図のように各サービスのサービスコード表が参照できます。

26

6. 「市町村番号一覧表」および「地域区分表」の掲載について

ここでは、お問い合わせの多い「市町村番号一覧表」および「地域区分表」の掲載場所につきまして、ご案内いたします。

○本会ホームページ「障害福祉サービス費等の請求について」より

※「障害福祉サービス費等の請求について」の掲載場所
 本会ホームページトップページ
 →介護福祉関係の皆様
 →障害福祉サービス事業所向け
 →障害福祉サービス費等の請求について

当該リンクをクリックすると右図が参照できます。

27

○電子請求受付システム「お知らせ一覧」より

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス

28

お知らせ一覧

更新日付	タイトル	カテゴリ
2018/04/26	参考資料	平成30年度試験のご案内
2018/04/11	参考資料	平成30年度試験 試験のご案内
2018/04/11	その他	試験対策一冊ものの販売のご案内
2018/03/27	その他	試験対策一冊ものの販売のご案内
2018/02/26	その他	試験対策一冊ものの販売のご案内
2018/02/16	その他	試験対策一冊ものの販売のご案内
2018/02/01	その他	試験対策一冊ものの販売のご案内
2018/01/21	その他	試験対策一冊ものの販売のご案内

赤枠をクリックすると右図の画面へ推移します。

29

試験対策一冊ものの販売のご案内

試験対策一冊ものの販売のご案内

試験対策一冊ものの販売のご案内

試験対策一冊ものの販売のご案内

試験対策一冊ものの販売のご案内

赤枠をクリックすると右図が参照できます。

30

令和3年度 愛知県障害者施設歯科検診事業について

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

2障福第2978号
令和3年3月1日

各障害福祉関係施設管理者 様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和3年度 愛知県障がい者施設歯科健診事業について (通知)

日頃は、本件の障害福祉の向上にご協力いただき、御礼申し上げます。

このたび障害児・者施設の利用者の方々の歯科健診等を下記のとおり行うこととなりました。

つきましては歯科健診等の実施を希望される場合は、別添申込書に必要事項を記入のうえ、**令和3年4月14日(水)まで**にファクシミリで障害福祉課までお申し込みください。

記

1 実施者

一般社団法人愛知県歯科医師会

2 目的

歯科疾患の予防、歯科疾病の早期発見及び歯科健康教育の推進を図り、障害児者の健康維持に努めること。

3 対象

(1) 障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者

※ 障害者通所事業所、グループホーム及び障害児通所支援の利用者は対象に含まれません。

※ 計画段階で受診予定者が少数の場合は近隣の施設と調整のうえ、**10名以上**で申し込んでください。(県では調整しません。)

4 実施内容

(1) 歯科健診及び歯科衛生指導 (個別・集団)

(2) フッ化物塗布によるむし歯予防

(3) 施設職員に対する歯科健康教育講話

5 実施方法

愛知県歯科医師会が健診スタッフを施設等に派遣し実施する。

6 実施日時等

(1) 実施期間 令和3年6月から12月まで

(2) 実施曜日 原則木曜日

(3) 日 数 1日

(4) 健 診 料 無料

7 派遣内容等の問い合わせ先

一般社団法人愛知県歯科医師会

電 話 052-962-9106

メール jigyo@aishi.or.jp

担 当 地域生活支援グループ (小坂)

電 話 052-954-6292 (ダイヤル)

F A X 052-954-6920

令和3年度(2021年度)愛知県障がい者施設歯科健診事業申込書

令和3年 月 日

施設名

施設長

印

下記のとおり、申込みます。

記

施設名			
施設種別 (必ずご記入下さい)		入所施設のみ	
住所		〒 —	
電話	() —	FAX	() —
施設長名			
担当者名			
実施内容 該当する箇所の□に レ点を入れて下さい		歯科健診対象者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者	
実施希望年月日		第一希望:令和 年 月 日() 第二希望:令和 年 月 日() 第三希望:令和 年 月 日() ※6月～12月の間にお願いします。	
受診予定者		人	
職員数		人(健診対象にはなりません)	

※近隣の施設と調整し10名以上での申し込みをする事業所については、歯科健診等の実施場所となる事業所の情報を記載してください。ただし、受診予定者欄は合計の人数を記載してください。

**指定障がい福祉サービス事業所等実地指導における
指摘事項について**

豊田市福祉部総務監査課

令和2年度 指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査について

1 指導監査の概要

(1) 目的

指定障がい福祉サービス事業者等が法令、通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか否かを明らかにし、当該事業者等の適正かつ円滑な事業運営を確保すること。

(2) 対象

- ア 指定障がい福祉サービス事業者
- イ 指定障がい者支援施設の設置者
- ウ 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児相談支援事業者
- エ 指定障がい児通所支援事業者（令和元年度から中核市に権限移譲）
- オ 指定地域生活支援事業者

(3) 実施方法

区分		実施方法	対象事業所	実施課
指導	集団指導	一定の場所における講習の方式	全事業所（年1回程度）	障がい福祉課 （総務監査課）
	実地指導	事業所・施設等において面接、書類確認等により実施	入所施設：概ね2年毎 事業所：概ね3年毎	総務監査課
監査		事業所・施設等において面接、書類確認等により実施	指導の結果監査が必要な場合 支援内容や給付費の請求内容が不適切な疑いのある場合	総務監査課 （障がい福祉課）

※その他、業務管理体制の確認検査を実地又は書面にて実施することがあります。

2 指定障がい福祉サービス事業者等の実地指導実施状況について

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響下にありながらも、実地指導に御対応いただきまして、誠にありがとうございました。

サービス種類		事業所数 (R2.4.1 時点)	実施数 (R3.2.28 時点)	実施率 (%)
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法	居宅介護	49	15	30.6%
	重度訪問介護	45	14	31.1%
	同行援護	10	7	70.0%
	行動援護	3	0	0.0%
	療養介護	0		
	生活介護（基準該当含む）	31	11	35.5%
	短期入所（共生型含む）	14	6	42.9%
	重度障がい者等包括支援	0		
	自立訓練（機能訓練）	0		
	自立訓練（生活訓練）	2	1	50.0%
	就労移行支援	10	0	0.0%
	就労継続支援 A 型	8	4	50.0%
	就労継続支援 B 型	21	4	19.0%
	就労定着支援	1	0	0%
	自立生活援助	0		
	共同生活援助	16	7	43.8%
	施設入所支援	4	2	50.0%
	地域移行支援	2	0	0.0%
	地域定着支援	2	0	0.0%
	計画相談支援	27	7	25.9%
	障がい児相談支援	21	5	23.8%
児童発達支援	19	2	10.5%	
放課後等デイサービス	40	13	32.5%	
保育所等訪問支援	2	0	0.0%	
計	327	98	30.0%	

※事業所数は、計上した時点で休止中の事業所を除く

サービス種類		事業所数 (R2.4.1 時点)	実施数 (R3.2.28 時点)	実施率 (%)
豊田市地域生活支援事業	移動支援	36	7	19.4%
	身体障がい児者移動入浴	4	0	0.0%
	身体障がい児者自立支援	5	2	40.0%
	地域活動支援センターⅢ型	2	1	50.0%
	地域生活支援デイサービス	20	7	35.0%
	デイサービス型地域活動支援事業	3	1	33.3%
	日中短期入所	17	5	29.4%
	計	87	23	26.4%

※事業所数は、計上した時点で休止中の事業所を除く

3 実地指導における主な指摘事項一覧

※令和2年4月～令和3年2月実施分

(1) 共通事項

区分	No.	指摘事項の概要	補足
人員 基準 勤務 体制	1	勤務表について、勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係、職務の内容を明らかにしたものを作成すること。	事業所として適切な人員配置ができているか自己点検できる形式であることが望ましいです。
	2	勤務表について、月末の営業日に関する勤務時間も記載すること。	実際の事業所における勤務体制の管理においては、当該暦月の全体で管理する必要があります。体制の届出とは異なることに注意してください。
	3	兼務職員について、それぞれの勤務時間を明確にすること。(合算が可能な職種を除く)	異なる職種を兼務する場合は、それぞれの勤務時間を明確にし、基準上の配置が不足していないか確認してください。 また、 常勤換算を行う際も、職種ごとに計算が必要です。
	4	常勤の生活支援員等を1人以上配置すること。	生活支援員の部分は、サービスごとに異なります。(世話人、職業指導員、児童指導員等) 常勤の定義については、下記4を確認してください。

区分	No.	指摘事項の概要	補足
	5	常勤換算時に計算する勤務延べ時間数については、従業者1人につき、当該障がい福祉サービス事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数が上限であることに留意すること。	残業や休日出勤で超過勤務をして常勤の従業者が勤務すべき時間数を超えた場合は、 超過分の時間数は勤務延べ時間数に含むことができません。
運営 規程 契約 書類 等	6	運営規程及び重要事項説明書について、実態に即して修正すること。(従業者の員数、兼務状況、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域等)	事業所運営の内容を変更した場合は、これらの書類の記載内容の見直しを行ってください。また、運営規程又は重要事項説明書を修正するときは、もう一方の記載内容の修正が必要か確認してください。
	7	運営規程に定める利用料金について、実態に即して修正すること。	
	8	重要事項説明書と運営規程の整合を図ること。	運営規程の記載内容が実態と乖離したまま、何年も使用されている事例が見られます。運営規程については、1年に1回程度、記載内容が実態と合っているか確認してください。なお、変更するときは、豊田市障がい福祉課への届出をお願いします。
	9	提供するサービスの第三者評価の実施状況について、利用者等に文書を交付して説明を行い、同意を得ること。	最も指摘事項として多い内容です。第三者評価を実施していない場合は、実施していない旨を記載します。実施している場合は、直近の実施日、実施した評価機関、評価結果の開示状況を記載する必要があります。
	10	事故発生時の対応について、重要事項説明書に記載する等、利用者に対し文書を交付して説明を行い、同意を得ること。	事故発生時の対応については、文書の交付による説明が必要なため、利用者に渡す重要事項説明書や契約書等に記載しておくことが望ましいです。

区分	No.	指摘事項の概要	補足
運営 規程 契約 書類 等	11	個人情報利用に関する同意について、利用者家族の個人情報を他事業者と共有する必要がある場合は、利用者家族からも同意を得ること。	事前の同意なく利用者家族の個人情報を使用すると、連携先から利用者家族へ連絡する必要性が生じた際に、家族側からは知らない事業所から連絡を受けることになるため、トラブルになるおそれがあります。 事前に利用者家族に説明し、同意を得てから個人情報を使用してください。
	12	広告に記載されている営業時間について、現在の営業時間に合わせて修正すること。	運営規程や重要事項説明書を修正した際は、パンフレット等の広告の記載内容も確認してください。
個別 支援 計画	13	個別支援計画について、利用者（又は保護者及び障がい児）に対して説明し、文書により同意を得、利用者等（保護者等）へ交付しなければならないことに留意すること。	サービス提供の根拠となる個別支援計画については、 必ずその内容を利用者（又はその家族）に説明してください。
	14	指導・訓練等を実施する際にその内容が個別支援計画に位置付けられていない事例が見受けられたため、位置付けるよう留意すること。	個別支援計画にはサービス提供の内容を位置付ける必要があります。 サービス提供の内容に変更の必要性が生じた際には、新しい計画に必要な記載内容の漏れがないように注意してください。
	15	個別支援計画について、実施状況の把握をした内容に応じて、計画の更新を行うことに留意すること。	
その 他の 運営 基準	16	定員を超過して利用者の受入を行っている日が見られたため、適正な受入数とすること。（新型コロナウイルス感染症の影響による受入数の増加は除く）	事業所の設定した定員を超えて受け入れることは、サービスの質の低下を招くおそれがあることから、原則として、認められていません。 例外的に、適切なサービス提供が確保されていることを前提として、やむを得ない事情がある場合において、一定の範囲内で認められることとなります。

区分	No.	指摘事項の概要	補足
その他の運営基準	17	職員及び職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	守秘義務の遵守のため、事業所として対応してください。また、退職後の守秘義務についても何らかの形で位置付けが必要です。 (例) 入職時や退職時に守秘義務に係る誓約書を作成する。
	18	法定代理受領により、市から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者又は通所給付決定保護者に対し、当該費用の額を通知すること。	請求の内容について確認を受けることに加えて、請求した給付費が適正に支給されたことについて利用者又は保護者に通知する必要があります。 通知の方法は任意です。 なお、実際に適正な支給を受けたことを通知する趣旨のため、 事業所として支給が確認できた日以降に通知を行ってください。
	19	市への報告を要する事故について、報告の漏れがある事例が見られたため、適切に対応すること。	報告を要する事故の種類については、市ホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い」を確認してください。
	20	工賃の支払いについて、実際の支給額と書類上の支給額が異なるケースが見られたため、適切に計算を行うこと。	生活介護や就労系サービスにおいて工賃の支払いを行う際は、その金額の根拠を整理した上で、適正に計上するよう注意してください。
報酬	21	欠席時対応加算について、相談援助の内容（引き続きサービスの利用を促す等）を記録すること。	欠席時対応加算の記録様式は任意ですが、欠席の連絡を受けた日、利用者（障がい児）の状況、相談援助の内容を記録する必要があります。
	22	福祉専門職員配置等加算 I について、直接処遇職員として常勤で配置される従業者のうち、社会福祉士等の該当する資格を有する従業者の割合が 100 分の 35 以上とすること。	サービス種別ごとに対象の職種が異なるのでご注意ください。 職員配置を変更した場合に、一定の割合が確保できているか確認してください。

区分	No.	指摘事項の概要	補足
報酬	23	福祉専門職員配置等加算Ⅲについて、職業指導員等として配置されている従業者のうち常勤者の割合が100分の75以上又は、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち3年以上従事している者の割合が100分の30以上とすること。	サービス種別ごとに対象の職種が異なるのでご注意ください。 職員配置を変更した場合に、一定の割合が確保できているか確認してください。

(2) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

区分	No.	指摘事項の概要	補足
個別支援計画	1	個別支援計画について、目標を達成するための具体的なサービス内容、担当する従業者の氏名及び 資格種別 、所要時間について記載すること。	資格種別の記載は居宅介護のみ該当します。 従業者の資格種別に応じて、提供するサービス内容に対し、報酬の単位数が変化します。事前に計画へ位置付け、利用者へ説明する必要があります。
その他の運営基準	2	サービス提供記録には、実際にサービス提供に要した時間を記録すること。	訪問の内容を記録する際には、実際のサービス提供時間を記載してください。 実際のサービス提供に要する時間が、個別支援計画と乖離する状態が続くようであれば、サービス内容の見直しを検討することになります。
報酬	3	緊急時対応加算について、利用者又は家族から要請を受けた時間を記録すること。	緊急時対応加算は、通常サービス提供が予定されていない時間帯に、利用者又は家族の要請に応じて、緊急のサービス提供を行ったことを評価する加算です。 要請を受けた時間は、加算の算定の根拠となる情報です。また、いつ要請を受けたのかについては、後で初動対応の検証を行う際に必要な情報であるため、確実に記録をしてください。

区分	No.	指摘事項の概要	補足
報酬	4	事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者への居宅介護等の提供については、同一建物減算の対象となることに留意すること。	同じ建物の中に居住する利用者については、異なる建物に居住する利用者に比べて、訪問にかかる負担が少ないことを考慮した減算制度です。グループホームや有料老人ホームに併設の事業所は、入居者にサービス提供を行う際に適用があるので注意してください。

(3) 生活介護

区分	No.	指摘事項の概要	補足
報酬	1	常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）について、常勤換算方法で2以上配置しなければならないことに留意すること。	看護職員の方が他の職種と兼務している場合は、それぞれ勤務時間を区別しなければならないことに注意してください。

(4) 短期入所

区分	No.	指摘事項の概要	補足
報酬	1	短期利用加算について、サービス利用開始時から1年間につき30日を限度として算定することに留意すること。	平成29年度報酬改定から、短期利用加算には年間30日という上限が設定されています。 なお、起算日については、その利用者が利用を開始した日とし、加算の算定日数は1年ごとに更新されま

(5) 自立訓練（生活訓練）

区分	No.	指摘事項の概要	補足
報酬	1	自主訓練（生活訓練）計画について、少なくとも3月に1回以上計画を見直して実施すること。	自立訓練（生活訓練）は期間を定めて実施するサービスであることから、他のサービスと比較して計画の見直しの間隔が短いことに注意してください。

(6) 共同生活援助

区分	No.	指摘事項の概要	補足
人員 基準 勤務 体制	1	世話人及び生活支援員について、それぞれの人員配置基準を満たしていることについて確認すること。	世話人と生活支援員でそれぞれ配置基準が設けられています。実際の職務内容を区分した上で、勤務時間を管理してください。
個別 支援 計画	2	共同生活援助サービス費Ⅳを算定する体験的な入居を行う利用者について、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項を共同生活援助計画に位置付けて体験的な入居を実施することに留意すること。	体験入居期間であれば、体験入居のための内容を位置付けた個別支援計画を作成する必要があります。
報酬	3	夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、一部の利用者の夜間支援の内容について共同生活援助計画への位置づけのないケースが見られたため留意すること。	夜間支援の内容も、他の時間帯のサービス提供の内容と同様に、利用者ごとに個別支援計画に位置付けが必要です。
	4	入院時支援特別加算について、共同生活援助事業所と同一敷地内に併設する病院又は診療所への入院は加算の対象とならないことに留意すること。	長期間の入院が必要な利用者について、入院中の日常生活上の支援及び退院後の円滑な生活移行のための連絡調整を実施したことを評価する加算です。 同一敷地内に併設されている場合、元々の利用者の日常生活の拠点とほとんど同じ場所に入院先が位置することになるため、当該加算の対象外とされています。
	5	長期入院時支援特別加算について、特段の事情により病院等を訪問して支援を実施できなかった場合は、その事情の内容を記録すること。	訪問して支援を実施した場合は、支援内容の記録を実施しますが、利用者の事情により訪問ができなかった場合においても、利用者の状況に関する情報として、その事情を記録しておく必要があります。
	6	医療連携体制加算Ⅴについて、重度化した場合の対応に係る指針について、実態に合わせて修正すること。	医療連携体制に関する事業運用の見直しを行った際は、指針の記載内容を変更する必要があるか確認してください。

(7) 施設入所支援

区分	No.	指摘事項の概要	補足
報酬	1	入院・外泊時加算Ⅰについて、算定の誤りが見受けられたので、自主点検のうえ適切に対応すること。	入院・外泊の初日と最終日は算定しない ことに注意してください。また、入院・外泊の翌日から8日を超えると、加算Ⅱの算定となることに注意してください。

(8) 児童発達支援、放課後等デイサービス

区分	No.	指摘事項の概要	補足
人員 基準 勤務 体制	1	人員について、サービス提供時間帯を通じて児童指導員又は障がい福祉サービス経験者を2以上配置すること。	営業日ごとに必要数の配置が必要です。詳細は「放課後等デイサービスの人員基準について」を確認してください。 ※令和3年4月1日より配置基準の改正があります。
報酬	2	家庭連携加算、事業所内相談支援加算を算定する際は、あらかじめ通所支援計画に位置付け、保護者の同意を得ること。	いずれも支援内容として計画へ位置付け、保護者の同意を得ておく必要があります。 その他の加算についても、同意が必要なものがあるので、注意してください。(食事提供体制加算等)
	3	関係機関連携加算について、通所支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載すること。	保育所、小学校等の関係機関との連携体制の構築及び支援方法等の共有を趣旨とする加算です。 なお、障がい児相談支援事業所や、他の障がい児通所支援事業所との連携は、サービス提供の中で事業所が努めるべき事項として指定基準に位置付けがあり、関係機関連携加算の対象外です。
	4	関係機関連携加算（Ⅰ）は、障がい児が通う保育所や小学校等と連携した場合にのみ算定できることに留意すること。	関係機関との連絡調整を踏まえ、連携の具体的な方法を記載する必要があります。

(9) 計画相談支援、障がい児相談支援

区分	No.	指摘事項の概要	補足
計画	1	サービス等利用計画について、各事業所からの意見を記録すること。	計画相談支援及び障がい児相談支援においては、これらの記録の保存が義務付けられています。計画の根拠になる内容のため、適切に保存してください。 なお、記録の保存については、紙面に限らず、電子媒体でも可能ですが、長期保存が可能な方法で実施してください。
	2	アセスメント及びサービス担当者会議について、実施した内容の記録を行い、5年間保存すること。	
その他の運営基準	3	相談支援専門員の有する資格及び経験年数を掲示すること。	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所内で閲覧できるように備えておく必要があります。
報酬	4	入院時情報連携加算について、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段（面談やFAX等）の記録を作成し、5年間保存することに留意すること。	いずれの加算も情報提供の実施について「いつ、どこで、何を、どのように」という観点で記録を行います。このうち、特に情報提供の手段の記録が漏れる事例が多くみられますので注意してください。
	5	居宅介護支援事業所等連携加算について、情報提供の手段（面談、電話、FAX等）も記録することに留意すること。	

(10) 地域生活支援事業

区分	No.	指摘事項の概要	補足
報酬	1	食事給付について、対象となる利用者の支援計画において、食事の提供の位置付けを行うことに留意すること。	生活介護等の法定サービスの食事提供体制加算と同様の趣旨です。

4 特に注意すべき点

(1) 【共通】 指定基準上「常勤」とされる職員とは、ある指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間数が、当該事業所における常勤の職員が勤務すべき時間数に達している職員（時短勤務の例外あり）を指します。次の点についてご注意ください。

- ・常勤、非常勤の区分は事業所ごとに判断する。
- ・雇用契約上の呼称にかかわらず、その職員の勤務時間数が何時間であるかで判断する。
- ・併設事業所において同時並行的に行われることが差し支えない職務の場合、それぞれの事業における勤務時間数を合計して判断する。
- ・常勤の職員が勤務すべき時間数は、当該事業所における労働条件（勤務時間数、休日数等）により設定する。

(例) A 事業所：常勤職員の勤務時間数 1日8時間、週40時間

B 事業所：常勤職員の勤務時間数 1日7時間、週35時間

いずれも土曜日、日曜日が休業日とする。

※この例では1週間分を表記していますが、実際は加算の算定や人員欠如減算の関係から、1か月（暦月）ごとに考えます。

<A と B の業務が併設かつ同時並行的な場合>

職員	勤務先	月	火	水	木	金	土	日	合計	区分
①	Aのみ	8	8	8	8	8			40	Aについて常勤専従
②	Aのみ	7	7	7	7	7			35	Aについて非常勤専従
③	Bのみ	7	7	7	7	7			35	Bについて常勤専従
④	Bのみ	5	5	5	5	5			25	Bについて非常勤専従
⑤	A	4	4	4	4	4			20	Aについて常勤兼務
	B	4	4	4	4	4			20	Bについて常勤兼務
⑥	A	3	3	3	3	3			15	Aについて非常勤兼務
	B	3	3	3	3	3			15	Bについて非常勤兼務
⑦	A	3	3	3	3	3			15	Aについて非常勤兼務
	B	4	4	4	4	4			20	Bについて常勤兼務

- ・職員⑤について、合計の勤務時間数が40時間のため、AとBのいずれの事業所においても常勤要件を満たす。
- ・職員⑥について、合計の勤務時間数が30時間のため、AとBのいずれの事業所においても常勤要件を満たさない。
- ・職員⑦について、合計の勤務時間数が35時間のため、A事業所においては常勤要件を満たさないが、B事業所においては常勤要件を満たす。

<AとBの業務が併設かつ同時並行的でない場合>

職員	勤務先	月	火	水	木	金	土	日	合計	区分
①	Aのみ	8	8	8	8	8			40	Aについて常勤専従
②	Aのみ	7	7	7	7	7			35	Aについて非常勤専従
③	Bのみ	7	7	7	7	7			35	Bについて常勤専従
④	Bのみ	5	5	5	5	5			25	Bについて非常勤専従
⑤	A	4	4	4	4	4			20	Aについて非常勤専従
	B	4	4	4	4	4			20	Bについて非常勤専従

・職員⑤について、AとBの勤務時間は別々に管理することになり、AとBのいずれの事業所においても常勤要件を満たさない。また、同時並行的な業務でない以上、一方の事業所の勤務中にもう一方の業務を行うことはないため、それぞれ非常勤専従職員として扱う。

(2) 【共通】 個別支援計画の作成・更新が適切にされていない事例が複数見られました。個別支援計画未作成減算に該当する場合がありますので、必ず個別支援計画を作成した上でサービス提供を行うようにしてください。

(3) 【共通】 作成した個別支援計画については、利用者等（保護者等）への説明、同意の取得及び利用者等への交付が必要です。利用者等への説明がないままサービス提供がされている事例が見られました。こちらも個別支援計画未作成減算に該当する場合がありますので、必ず説明を行い、同意を得るようにしてください。

説明及び同意の取得方法については、対面での口頭説明以外の方法（電話や書面の郵送等）でも可能ですが、事業所として説明を行い、同意を得たことがわかるよう記録してください。なお、書面の郵送で説明等の手続きをした際に、計画を1部しか送付しておらず、同意の署名後に利用者等が控えを取得せずに事業所に返送してしまうことで、結果的に利用者等への計画の交付がされなかった事例が複数見られましたので、注意してください。

指定放課後等デイサービスに関する留意事項について

豊田市福祉部総務監査課

**指定放課後等デイサービスに関する留意事項について
(主として重症心身障がい児を通わせる事業所を除く)**

※根拠法令等の記載方法について

名称	略称の記載
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）	指定通所支援基準

1 はじめに

令和3年4月1日施行の指定基準改正を踏まえ、人員基準を中心に、改めて本市における省令の解釈を整理するものです。令和3年度以降の事業運営の参考としてください。

2 直接処遇職員（児童指導員等）の人員基準について

(1) 児童指導員等の配置について

指定通所支援基準第66条第1項第1号中、「指定放課後等デイサービスの単位ごとに(①)その提供を行う時間帯を通じて(②)」の解釈については、次のとおりとなります。

①ある営業日の1つの単位（午前・午後で2単位に分かれている場合は、それぞれの単位）ごとに、②サービス提供時間中、**常時配置**されていること。

(2) 営業日ごとに置く従業者の数について

指定通所支援基準第66条第1項第1号、第2項から第3項（令和3年度改正前は第2項）より、児童指導員、保育士、看護職員、機能訓練担当職員（※）の合計数を障がい児の数に応じて必要な数を配置しなければなりません。

※令和3年3月31日時点で指定を受けている事業所は、令和5年3月31日までは、障がい福祉サービス経験者も配置可能な従業者に含まれます。

基準に定める「障がい児の数」とは、単位ごとの**実利用人数**をいいます。

また、「合計数」とは、その時間帯に**配置されていた実人数**をいいます。

（例）サービス提供時間 14:00～18:00、その日の利用人数が10人の場合、サービス提供時間の4時間は常に2人以上が勤務していなければなりません。

【指定通所支援基準抜粋（令和3年4月1日施行の内容。以下同じ）】

第66条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員又は保育士（略）指定放課後等デイサービスの単位ごとに**その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上**

イ 障害児の数が10までのもの 2以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) 常勤職員の配置について

指定通所支援基準第66条第6項（令和3年度改正前は第5項）より、上記（1）（2）の職員のうち、**1人以上は常勤の者**である必要があります。

※1 各週における営業日が、常勤職員の出勤日数を上回る事業所の場合

原則として営業日ごとに常勤職員の配置が必要ですが、常勤職員の出勤日数を上回る営業日については、非常勤職員のみで必要な数を配置することが可能です。

※2 常勤職員の出張・休暇等の取り扱いについて

常勤職員の暦月で1か月を超えない出張・休暇等については、常勤職員として勤務のあったものとして常勤換算の勤務延べ時間数に含むことができますが、その日の配置されていた**実人数の中には含むことができません。**当該営業日については、他の職員（非常勤職員も可）で必要な数を配置することが可能です。

なお、※1、※2のいずれの場合においても、サービス提供時間中に配置すべき職員の人数は変わらないことに注意が必要です。

参照：指定通所支援基準第66条第6項

「第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。」
その他、平成19年12月19日付厚生労働省Q&A問6参照

(4) 児童指導員又は保育士の割合について

指定通所支援基準第66条第7項（令和3年度改正前は第6項）より、上記（2）の合計数のうち、**半数以上**は児童指導員又は保育士とする必要があります。

あくまで（2）の合計数の半数であるため、その営業日の職員全体の半数ではありません。

(例)・利用人数10人までの場合

サービス提供時間を通じて必要な配置数 2人

→ このうち最低でも児童指導員又は保育士が1人必要

・利用人数12人の場合

サービス提供時間を通じて必要な配置数 3人

→ このうち最低でも児童指導員又は保育士が2人必要

参照：指定通所支援基準第66条第7項

「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。」

(5) 配置の例

(1)～(4)を踏まえ、基本報酬の算定に必要な児童指導員等の配置について、以下の条件に基づき、配置の例を記載します。

(例) 次の条件の場合

・常勤職員の勤務時間数 週40時間（1日あたり8時間）

・サービス提供日 月～土曜日（日曜日は休業）

以下の例では、祝日はないものとします。

・サービス提供時間 授業終了後 14:00～18:00 学校休業日 12:00～18:00

・職員の状況 直接処遇職員として4人を雇用

以下、単位数の記載のない数字は、職員の勤務時間数を示しています。

パターン① 適正な配置（通常）

		月	火	水	木	金	土	日
利用人数		10人	12人	10人	10人	10人	10人	0人
必要配置数		2人	3人	2人	2人	2人	2人	0人
児童指導員 A	常勤	8	8	8	8	8		休業日
保育士 B	非常勤		6		6		6	休業日
児童指導員 C	非常勤	6		6			6	休業日
保育士 D	非常勤		4			4	4	休業日
基準の適合		○	○	○	○	○	○	

※いずれの営業日も、休憩を取得する場合は、サービス提供時間外に取得するか、他の職員との交代が必要。休憩は労働基準法の定め及び各事業所の労働条件に従って取得。

※営業日が週6日であるため、常勤職員の配置がない日を月～土曜日までのいずれかで設定が可能だが、非常勤職員で配置を満たす必要がある。この事例では土曜日について、非常勤職員の交代勤務制で対応している。

※なお、定員が10名の事業所の場合は、火曜日について定員超過の状態であるため、定員を超過した受け入れに正当な理由がない場合は、運営基準違反となる。

パターン② 適正な配置（非常勤職員の交代あり、常勤職員の有給取得あり）

		月	火	水	木	金	土	日
利用人数		10人	10人	10人	10人	10人	10人	0人
必要配置数		2人	2人	2人	2人	2人	2人	0人
児童指導員 A	常勤	8	有	8	8	8		休業日
保育士 B	非常勤		6	1	2		6	休業日
児童指導員 C	非常勤	6		3			6	休業日
保育士 D	非常勤		4		2	4	4	休業日
基準の適合		○	○	○	○	○	○	

※火曜日について、BとDの2人がサービス提供時間を通じて配置されている。

水曜日はBとCが、木曜日はBとDが、サービス提供時間中に勤務時間の重複なく配置されている場合（交代勤務の場合）に適切な配置となる。

パターン③ 配置数が不足している（人数が不足。上記（2）に反する状態）

		月	火	水	木	金	土	日
利用人数		10人	12人	10人	10人	10人	10人	0人
必要配置数		2人	3人	2人	2人	2人	2人	0人
児童指導員 A	常勤	8	8	8	8	8		休業日
保育士 B	非常勤		6		2		6	休業日
児童指導員 C	非常勤	6		6			6	休業日
保育士 D	非常勤					4	4	休業日
基準の適合		○	×	○	×	○	○	

※火曜日について、配置数が1人不足している。

木曜日について、Bの退勤後、残り時間の配置で1人不足している。

パターン④ 配置数が不足している（代替職員がいない。上記（2）に反する状態）

		月	火	水	木	金	土	日
	利用人数	10人	10人	10人	10人	10人	10人	0人
	必要配置数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	0人
児童指導員 A	常勤	8	有	8	8	8		休業日
保育士 B	非常勤		6	1	2		6.5	休業日
児童指導員 C	非常勤	6		3			6	休業日
保育士 D	非常勤				2	4		休業日
	基準の適合	○	×	○	○	○	△	

※火曜日について、実人数としては、事業所内にいる B のみであり、1人不足している。

土曜日について、3人目の職員がいない。B と C のいずれかが送迎等を行う場合等は、勤務時間が6時間を超える。労働基準法において、6時間を超える労働時間の場合は、勤務の途中で休憩を取得させる必要があるが、休憩を取得のための交代要員がいない。

パターン⑤ 児童指導員又は保育士の割合が不足（上記（4）に反する状態）

		月	火	水	木	金	土	日
	利用人数	10人	10人	10人	10人	12人	10人	0人
	必要配置数	2人	2人	2人	2人	3人	2人	0人
児童指導員 A	常勤	8	8	8	有	8		休業日
保育士 B	非常勤		6	6			6	休業日
機能訓練 C	非常勤	6			6	6	6	休業日
機能訓練 D	非常勤				4	4	4	休業日
	基準の適合	○	○	○	×	×	○	

※木曜日について、機能訓練担当職員のみ配置となっている。

金曜日について、3人の配置数のうち、児童指導員が1人のみであり、半数に達していない。

パターン⑥ 常勤職員がいない（上記（3）に反する状態）

		月	火	水	木	金	土	日
	利用人数	10人	10人	10人	10人	10人	10人	0人
	必要配置数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	0人
児童指導員 A	非常勤	8		6		6		休業日
保育士 B	非常勤		6		6		6	休業日
児童指導員 C	非常勤	6		6			6	休業日
保育士 D	非常勤				4	4	4	休業日
	基準の適合	×	×	×	×	×	×	

※A～Dのいずれも非常勤職員

常勤・非常勤の区別方法は「令和2年度 指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査について」を確認してください。

3 人員基準と各種加配加算の関係について

※根拠法令等の記載方法について

名称	略称の記載
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）	指定通所支援算定基準
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）	指定通所支援留意事項

(1) 職員の加配の考え方について

指定通所支援算定基準又は指定通所支援留意事項の中に、「放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え」という表記があるものは、加算要件に該当する職員を加配することによって算定できる加算です。

「放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数 (①) に加え (②)」の解釈については、次のとおりです。

①指定通所支援基準第 6 6 条に規定された児童指導員、保育士、看護職員、機能訓練担当職員の合計数（上記 2 (1)～(4)を参照）に**上乘せ**で、②加配分の職員が配置されていること。

したがって、①基本報酬の算定に必要な職員と②加算に応じた加配職員の勤務時間を区別する必要があります。

②が常勤換算での配置を要件とする場合、①は**日ごと**に、**人数**を基礎とした管理（上記 2 (1) 及び (2) を参照）であることに対し、②は**月の勤務時間数**を基礎とした管理となることから、通常の職員配置とは別の計算を行うこととなります。

(2) 加配分の勤務時間数に係る計算方法

ある営業日において、職種ごとに以下のア、イの時間数を計算します。これを当月の全営業日分算出し、合計した数が加配分の勤務時間数となります。

ア：①に属する職員の勤務時間数のうち、加配分として計上する時間数

- ・報酬算定に必要な職員として、最低限配置されなければならない勤務時間数を計算。
※このとき、常勤の児童指導員又は保育士のうち 1 名については、そのすべての勤務時間数を最低限配置されなければならない勤務時間数として数えます。
※対象者が複数人いる場合は、誰を選択するかは任意です。
- ・①の職員の勤務時間数から、最低限配置されなければならない勤務時間数を除く。

イ：②に属する職員の勤務時間数

②の職員の勤務時間数を合計する。

※このとき、②の職員として位置付けていても、当該営業日において①の基本報酬の算定に必要な職員として配置された場合は、その時間数は計算に含めることができません。

各営業日のア+イの時間数の合計 = 加配分の勤務時間数

(3) 配置の例

事業所の条件は上記 2 (5) と同様とします。

		月	火	水	木	金	土	日	計
利用人数		10人	12人	10人	10人	10人	10人	0人	
必要配置数		2人	3人	2人	2人	2人	2人	0人	
①基本報酬の算定に必要な配置数									
児童指導員 A	常勤	8 (-8)	8 (-8)	8 (-8)	8 (-8)	8 (-8)		休業日	40 (-40)
保育士 B	非常勤		6 (-4)	6	6	6 (-4)	6 (-6)	休業日	30 (-14)
児童指導員 C	非常勤	4 (-4)		4 (-4)	4 (-4)		4 (-4)	休業日	16 (-16)
児童指導員 D	非常勤	6					4 (-2)	休業日	10 (-2)
基準の適合		○	×	○	○	○	○		
①のうち加配分として計上できる時間数 (ア)									
保育士			2	6	6	2			16
児童指導員		6					2		8
②上記以外の職員の勤務時間数 (イ)									
児童指導員 E	常勤	8	8 (-4)		8	有	8	休業日	32 (-4)
機能訓練 F	非常勤			4		4		休業日	8
児童指導員		8	4		8	8	8		36
機能訓練担当職員				4		4			8
加配分の勤務時間数 (ア+イの時間数)									
保育士			2	6	6	2			16
児童指導員		14	4		8	8	10		44
機能訓練担当職員				4		4			8

※()内に表記の時間数は、勤務時間数のうち基本報酬の算定に必要な配置として除く時間数。

この例の1週間の加配時間数 (ア+イ) については次のとおり。なお、実際に常勤換算を行う場合は、1か月 (暦月) 全体の合計数から計算する必要があります。

ア：保育士 16 時間、児童指導員 8 時間

イ：児童指導員 36 時間、機能訓練担当職員 8 時間

⇒ア+イ：保育士 16 時間、児童指導員 44 時間、機能訓練担当職員 8 時間

ポイント

- ・火曜日について、①の職員のみでは基本報酬の算定に必要な職員数を満たしておらず、②に属する児童指導員を代わりに配置する必要があるため、児童指導員 E の勤務時間数からサービス提供時間に配置されていた時間数を除く。
- ・月曜日の児童指導員 C、D 及び水曜日・木曜日の保育士 B、児童指導員 C については、それぞれの営業日について、誰を報酬算定に必要な職員数とするかは任意。
- ・常勤職員の児童指導員 E について、有給休暇の取得日の勤務時間数を加配分の勤務時間数に算入できる。

社会福祉法人・施設の指導監査における指摘事項について

豊田市福祉部総務監査課

令和2年度 社会福祉法人・施設の指導監査における指摘事項について

1 監査実施状況

社会福祉法人 17法人中5法人

社会福祉施設 67施設中67施設（老人福祉29施設、児童福祉34施設、障がい福祉4施設）

2 指摘件数と主な指摘事項

社会福祉法人・施設監査において指摘した事項のうち、障がい福祉事業所にも関連がある事項は以下の通りです。「補足」には関連する条文や関係機関への届出について記載をしています。事業所運営において参考にしてください。

※□は自己点検時にご活用ください。

①社会福祉法人運営			
件数	内容	補 足	✓
4件	理事・監事及び評議員の選任手続きにおいて、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないこと、決議について特別の利害関係を有する者が加わっていないかを確認すること。	指摘内容は社会福祉法人の運営に関することですが、各事業所においても法令遵守の上、適切に運営していただきますようお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
1件	決算関係書類等について、定時評議員会の日から2週間前の日から備え置くことに留意すること（理事会から評議員会の日まで中14日備え置く）。		<input type="checkbox"/>
1件	理事会の招集について、1週間前（中7日間）までに招集行為がされていない事例が見受けられたため、留意すること。		<input type="checkbox"/>
②資産管理			
10件	経理規程に基づき、固定資産の保全状況及び異動状況について現物管理を行い、固定資産管理台帳を作成し、会計責任者へ提出するとともに、理事長へ報告すること。		<input type="checkbox"/>
③会計経理（法人・施設）			
5件	現金・切手等の保管について、鍵の掛かる場所等で適切に管理すること。		<input type="checkbox"/>
2件	支払い事務について、支払担当者と確認担当者を分ける等、確認体制を整えること。		<input type="checkbox"/>
2件	旅費の算定根拠を明らかにすること。		<input type="checkbox"/>
④施設運営			
1件	こども園の施設運営の重要事項に、緊急時における対応方法、非常災害対策、虐待防止のための措置に関する事項の記載がなかったため、追加すること。	これらの事項は、障がい福祉サービスにおいては運営規程に掲載が必要です。留意してください。	<input type="checkbox"/>
1件	消防計画（消防規程）を変更したときは、消防署に届け出ること留意すること。	消防計画を定めている場合は留意してください。	<input type="checkbox"/>
1件	消防設備について、専門業者による法定点検を年2回実施すること。		<input type="checkbox"/>

⑤職員処遇			
件数	内 容	補 足	✓
7 件	所定労働時間を超えて労働させていることがある場合、又は休日労働させる場合は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定（36 協定）を締結し、労働基準監督署へ届け出ること。	【労基法第 36 条】 36 協定は届出日以降に有効となります。協定期間前に届け出てください。	<input type="checkbox"/>
3 件	就業規則及びこれに属する規程（給与規程等）について、変更した際は労働者の過半数を代表する者の意見を添えて労働基準監督署へ届出を行うこと。	【労基法第 89・90 条】 就業規則の策定は 10 人以上の労働者を雇用する場合義務付けられています。効力を生ずるためには、労働基準監督署へ届出が必要です。	<input type="checkbox"/>
5 件	常時 50 人以上の労働者を使用する状況が継続する場合は、1 年に 1 回ストレスチェックを実施し、その結果を労働者に通知すること。	【労働安全衛生法第 66 条の 10】 「常時 50 人以上」とは雇用契約（短期間を除く）を締結している人数が 50 人を超える場合を指します。	<input type="checkbox"/>
4 件	短時間労働者との労働契約の締結にあたっては、文書の交付により明示が義務付けられている事項を労働条件通知書等に記載すること。	【労基法第 15 条】 【パートタイム・有期雇用労働法第 6 条】 労働契約の期間、就業する場所等のほか、昇給、退職手当、賞与の有無及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口の明示が義務付けられています。	<input type="checkbox"/>
3 件	有期労働契約締結に際し、契約期間満了後における更新をする場合、しない場合の判断基準を明示すること。	【有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第 1 条】	<input type="checkbox"/>
1 2 件	育児休業の申出については、書面又はそれに準ずる方法によるものとし、申出を受けた際は以下の事項を書面又はそれに準ずる方法により周知すること。 ・育児休業の申出を受けた旨 ・育児休業の開始予定日及び休業終了予定日 ・休業申出を拒む場合はその旨及びその理由	【育児・介護休業法第 5・6 条】 「書面又はそれに準ずる方法」とは、FAX・メール等文面により確認できる方法を言います。	<input type="checkbox"/>

令和3年度 各種書類の提出について

豊田市福祉部障がい福祉課

令和3年度 各種書類の提出について

1 はじめに

・令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定により、令和3年4月から豊田市の地域区分が「五級地」から「四級地」に変更となりますので、加算の届出時や請求時にはご注意ください。地域区分を誤って請求すると、全件エラーとなってしまいます。

・4月は、多数の質問やお問合せをいただき、即時にお応えできない状況となることが予想されますので、極力メール又はFAXでのお問合せにご協力をお願いします。なお、電話でのお問合せが必要な場合は、極力午前9時から12時までの間にお願いします。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口では書類の内容については確認しかねますのでご承知おきください。

・申請書類等の押印及び原本証明は原則不要としますが、実務経験証明書は押印が必要です。

・届出書の日付は空欄とせず、必ず提出日を記入してください。また、書類作成担当者名及び連絡先が付箋等でわかるようにしてください。

・提出する書類は、原則A4サイズとし、「提出書類一覧」などの掲載順に並べてホチキスどめせずにご提出ください（ただし、「運営規程」など単一の書類で複数ページにわたるものについては、左側を2箇所ホチキスどめしてください。）。

・重複する書類であっても兼用せず、届出書類ごとにそれぞれ添付してください。

例) 生活介護事業所Aと就労移行支援事業所Bで兼務する職員がおり、両事業所で福祉専門職員配置等加算を算定する場合は、両事業所の加算届にそれぞれ必要となる資格証又は実務経験証明書（共に写し可）を添付してください。

・郵送で提出する場合は、宛先は「〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市障がい福祉課 総務担当」と明記してください。事業所控えが必要な場合は、副本と返信用封筒（要切手貼付）を同封してください（確認後に受領印を押印して返送します。）。

・押印廃止等により、一部様式が変更されています。また、報酬改定により様式が変更になる届出書については、現時点では厚生労働省から新様式が示されていませんが、3月末～4月初旬に豊田市ホームページに掲載します。届出様式は、必ず最新の様式をダウンロードして使用してください

・例年、書類の記載誤り・漏れ、必要書類の不足等が散見されますので、提出前に内容をよく確認し、ご提出ください。

2 新型コロナウイルスについて

(1) 人員基準等の臨時的な取扱いについて

厚生労働省通知に基づき、新型コロナウイルス等に係る人員基準等の臨時的な取扱いを適用する場合は、理由書（任意様式）に具体的な内容（対象となる人員基準や加算、職員、要件を満たせない理由等）を記載し、加算届や変更届に添付してください。

（理由書の記載例）

- ・非常勤の生活支援員Aが新型コロナウイルスに感染し、出勤停止となったため、人員基準を満たせていないが、令和3年5月中に解消できる見込みである。
- ・基礎疾患のある児童指導員Bが、新型コロナウイルスの感染拡大を理由に令和3年3月で退職したため、令和元年10月から算定していた児童指導員等加配加算の算定要件を満たせていないが、職員を募集し、算定要件を満たすことができるよう努めている。

（厚生労働省関係通知）

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（これまで第9報まで発出）
- ・「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて」（これまでその2まで発出）
- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（これまで第7報まで発出）

(2) 市への報告について

事業所の職員や利用者等の関係者が新型コロナウイルスのPCR検査を受ける場合や、臨時休業及びサービス提供時間の短縮等を行う場合は、必ず事前にご報告をお願いします。

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス等事業者向け情報（新型コロナウイルス感染症関係） ※ページ番号：1037060
<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1037060.html>

3 令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定について

・令和3年4月1日より施行される、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定の改定内容につきましては、「令和3年度報酬改定について」の資料や、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム > 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
※URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

<令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容>

- 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
- 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- 5 感染症や災害への対応力の強化等
- 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

※ 改定率 +0.56% (うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%) ※ 新型コロナウイルス対応のための特例的な評価として、令和3年4～9月までの間、基本報酬に+0.1%上乘せすることとしており、満年度の改定率に換算すると+0.05%となります。

4 加算の届出について

・加算届は、毎月15日締め切りで翌月サービス提供分から適用となりますが、4月サービス提供分については、特例措置として4月15日までに提出いただければ遡って適用します。また、基本報酬等の前年度実績に基づく項目がありますので、**原則すべての事業所に提出していただく必要があります。**

昨年度は、届出内容に変更がない事業所の提出を不要としましたが、今年度は報酬改定による変更等があるため、**提出対象事業所は必ず提出するようお願いします。**

(1) 提出対象事業所

- ア 障がい福祉サービス事業所
- イ 障がい者支援施設
- ウ 一般・特定・障がい児相談支援事業所
- エ 障がい児通所支援事業所

※特定事業所加算を算定しない訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）は提出不要とします。

(2) 届出に必要な書類

書類名	留意事項
<p>ア 給付費等算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>※提出対象事業所のア～ウは「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」、エは「障がい児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」</p>	<p>・裏面は以下のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異動等の区分→加算等に変更があれば「2変更」に「○」、変更がなければ記載不要 ●異動年月日→令和3年4月1日 ●異動項目→新たな加算の算定、取り下げ、区分変更等あれば、当該加算名称を記載 ●変更前・後→加算等について変更がある場合、その変更内容を記載 <p>※例 「変更前：福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）」、「変更後：福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）」</p>
<p>イ 給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）</p>	<p>・「地域区分」は、「<u>五級地</u>」から「<u>四級地</u>」に必ず変更してください。</p> <p>・「その他該当する体制等」は、変更がない場合でも、算定する加算等の有無等について<u>すべての項目に必ず○を記載</u>してください。</p> <p>・「適用開始日」は、令和3年4月1日から新たに算定（変更）する加算は「R3.4.1」、既に算定している加算は「算定開始（変更）日」を記入し、算定しない加算は記入しないでください。</p>
<p>ウ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2、2-2、2-3）及び組織体制図（参考様式12）</p> <p>※令和3年4月分で作成</p>	<p>・共同生活援助事業所は別紙2-2、障がい児通所支援事業所は別紙2-3の様式で作成してください。</p> <p>・兼務職員がいる場合は、「他の事業所の名称及び職名」「他事業所での合計勤務時間数」を忘れずに記入してください。</p> <p>・記載漏れが非常に多いため、記載が必要な欄を備考でよくご確認ください。</p> <p>・組織体制図は、法人内の事業所間での職員の兼務状況等を確認するための書類ですので、事業所名と職種だけでなく職員名の記載が必要です。</p>
<p>エ 取得加算に必要な届出書</p>	<p>・算定する<u>全ての加算の届出書の提出</u>が必要です。</p> <p>・生活介護は「平均障がい支援区分の算出（別紙31）」、共同生活援助（外部サービス利用型を除く）は「共同生活援助に係る体制（別紙15）」、就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービスはそれぞれの基本報酬区分に関する届出書の提出が必要です。</p> <p>・報酬改定により様式が変更になる届出書があります。現時点では厚生労働省から新様式が示されていませんが、3月末～4月初旬に豊田市ホームページに掲載しますので、<u>必ず新様式でご提出</u>ください。</p>

<p>オ 取得加算に必要な証明書等添付書類の写し</p> <p>※実務経験証明書、資格証、研修修了証、卒業証書、食事提供加算に係る業務委託契約書、特別支援加算に係る特別支援計画、延長支援加算に係る個別支援計画など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既に提出している場合でも、確認のため再度ご提出ください</u>（サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）に変更がない場合、経歴書、実務経験証明書、資格証、研修修了証等の提出は不要です。資格等が必要な直接処遇職員等については、<u>配置する全職員分</u>ご提出ください。）。 ・ 特別支援加算に係る特別支援計画、延長支援加算に係る個別支援計画については、加算を既に算定している場合であっても、対象者を追加する場合は、当該障がい児の支援計画を添付してください。 ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）を取得する場合は、対象職員の実務経験証明書をご提出ください。 ・ 育児・介護休業法による短時間勤務制度や休業等の対象となる常勤職員がいる場合は、そのことが証明できる資料をご提出ください。
--	---

※エ及びオは、豊田市ホームページに掲載されている「加算の届出に必要な書類一覧」でご確認ください（必要書類の添付漏れがないようご注意ください。）。

（3）提出期限

令和3年4月15日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

※提出期限を過ぎると、最短で6月以降の算定となりますのでご注意ください。

（4）その他留意事項

- ・ 算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。
- ・ 算定単位数が増加する場合は、毎月 15日までに提出された場合は翌月から、16日以降に提出された場合については、翌々月から算定を開始することとなります。ただし、平均利用者数の変更により生じる届出（基本報酬区分、夜間支援等体制加算など）は、例外的に変更月の月末日まで受け付けます。
- ・ 算定単位数が減少する場合は、速やかにその旨の届出を行うとともに、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないでください。
- ・ 令和3年5月から新たな加算を算定する場合も、令和3年4月15日（木）午後5時が提出期限となります。4月分と5月分の2件の加算届を同時に提出する場合は、それぞれ独立した届出を作成してください。
- ・ 今回、提出不要なヘルパー事業所に関しては、次回加算の算定や変更を行う際に「地域区分」を「四級地」に変更してください。
- ・ 就労系サービスにおける令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とします。対象年度がわかるように届出書に示してください。
- ・ 「人員配置・加算・減算等に係る留意事項について」の資料も必ずご確認ください。

＜就労系サービスにおける令和3年度の報酬算定に係る実績の算出＞

[就労移行支援]

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

- (Ⅰ) 令和元年度及び令和2年度 (Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度(3年間)
(Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度(2年間)

[就労継続支援A型]

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度 (Ⅱ) 令和元年度 (Ⅲ) 令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可(その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる)

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価

[就労継続支援B型] ※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度 (Ⅱ) 令和元年度 (Ⅲ) 令和2年度

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 加算等の届出について ※ページ番号：1003271

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1003271.html>

5 福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

・福祉・介護職員処遇改善加算等は年度ごとの届出となっており、令和2年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和3年度の当該加算の算定は認められませんので、ご注意ください。

(1) 届出に必要な書類

- ア 別紙様式 2-1 計画書_総括表
イ 別紙様式 2-2 個表_処遇

- ウ 別紙様式 2-3 個表_特定（※特定加算を算定する場合のみ）
- エ 別紙様式 2-4 職員分類の変更特例に係る報告（※職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合のみ）

※報酬改定により様式が変更となります。現時点では厚生労働省から新様式が示されていませんが、3月末～4月初旬に豊田市ホームページに掲載しますので、必ず新様式でご提出ください（旧様式では受理できません。）。

※計画書及び実績報告書の内容を証明する資料（労働基準法に規定する就業規則、労働保険に加入していることが確認できる書類）の添付は不要ですが、豊田市から求めがあった場合は速やかにご提示ください。

（2）提出期限

令和3年4月15日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

※提出期限を過ぎると、最短で6月以降の算定となりますのでご注意ください。

（3）その他留意事項

- ・「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の概要及び計画書のポイント等について（別紙1）」も参考にご確認ください（特定処遇改善加算の配分ルール等、一部変更があります。）。
- ・賃金改善実施期間は原則4月（年度の途中で加算を取得する場合、当該加算を取得した月）から翌年の3月までの1年間ですが、6月からの1年間として取扱うことも可能です。
- ・令和2年度実績報告書の提出期限は令和3年7月末日です（6月頃に別途通知します。）。

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 福祉・介護職員の処遇改善に関する加算について ※ページ番号：1003272

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1003272.html>

6 指定申請の手続きについて

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談や書類確認は窓口では行っておりませんので、申請手続きは以下の流れで進めてください。

順番	内容	方法	期限
1	図面相談	原則メール	事業開始予定月の3か月前の末日
2	指定申請書類の提出	持参又は郵送	事業開始予定月の前々月の15日
3	指定申請書類の補正	持参又は郵送	事業開始予定月の前々月の末日

・ 図面及び指定申請書類の確認結果は、後日電話又はメールでお伝えします。事業開始予定月の前々月の末日までに補正が完了しない場合、事業開始予定月が遅れることとなりますので、余裕をもって申請手続きを行ってください。

・ 内装工事や備品の搬入が完了し、事業を開始できる体制が整っていなければ、指定申請書類は受理できませんのでご承知おきください。

・ 建築基準法や消防法等の他法令における必要な要件は当課では判断できませんので、それぞれの所管部署に別途ご確認ください。また、指定申請時に「地域連携・他法令に関する調書（参考様式16）」を提出いただきますので、確認日、確認部署、担当者名等を控えておいてください。

・ 指定審査期間中に配置予定の職員が配置できなくなった場合は速やかに報告してください。変更内容や報告日によっては、指定申請を一旦取り下げ、事業開始月を遅らせていただく場合があります（指定申請時の配置予定職員が、審査期間中や事業開始数日後に配置されなくなった場合、意図的なものと判断されると虚偽申請となる可能性があります。そのような事態にならないよう、十分ご注意ください。）。

・ 指定申請に必要な書類及び様式が一部変更となっておりますので、豊田市ホームページでご確認ください（チェックリストの提出は必須です。）。

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 指定申請の手続きについて ※ページ番号：1003273

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1003273.html>

7 変更等の手続きについて

・ 変更届は、変更日から10日以内にご提出ください。ただし、事業所の移転等を行う場合は、新規申請と同様、事業を予定している建物が設備基準を満たしていることを確認する必要がありますので、移転前に必ず図面相談を行ってください。

・ 職員の異動・退職等により従業員数に変動する場合でも、年間を通じて人員の配置基準を満たしているならば、人員変動の都度、運営規程の見直し及び変更届の提出を求めないこととしますが、運営規程と実態の乖離が長期化することのないよう、定期的に（少なくとも年に1回）は、実際の職員配置と運営規程に差異が無いか確認し、運営規程の変更が必要な場

合は、適切に更新して、変更届を提出してください。

・複数の事業所を運営する法人で、法人に関する事項（主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所等）に変更があったときは、「事業所一覧表」を添付し、変更届出書は1部のみの提出でよいこととします（変更届出書の事業所番号・名称・所在地は、「事業所一覧表のとおり」と記載してください。）。

・変更内容が、「生活介護、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の定員増」、「施設入所支援の定員増」、「施設障がい福祉サービスの種類の変更」、「児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増」の場合は、変更申請を行い、承認を受ける必要があります。変更申請書類の提出期限は、変更開始予定月の前々月の15日です。

・変更届及び変更申請に必要な書類は、豊田市ホームページに掲載されている「変更届（申請）に必要な書類一覧」でご確認ください（必要書類の添付漏れがないようご注意ください。）。

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 変更等の手続きについて ※ページ番号：1003276

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1003276.html>

8 廃止・休止・再開の届出について

・事業の廃止・休止に係る届出は、廃止・休止の日の1か月前までに届け出てください。廃止・休止後も引き続きサービスの提供を希望する利用者に対しては、他の事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っていただく必要がありますので、そのことが確認できる資料も併せてご提出ください。

・休止する場合、原則6か月以内に再開が見込まれない場合は、廃止届を提出してください。再度、指定を受けることは可能です。

・事業の再開に係る届出は、指定基準を満たしていることを確認するため、届出をする前に必ずご相談ください。当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 休止・廃止・再開の届出について
※ページ番号：1003277

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1003277.html>

9 就労移行支援、就労継続支援A型・B型に係る届出について

・就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業所は、以下の事項を市町村等へ報告する必要があります。

(1) 前年度における就職した利用者数等の報告

対象	就労移行支援
根拠	指定障がい福祉サービス基準第183条
方法等	①方法：「就職状況報告書」を障がい福祉課総務担当へ提出 ②時期：4月15日（木）（必着） ※「就職状況報告書」様式は豊田市ホームページに掲載

(2) 工賃の目標水準（当該年度）及び工賃の平均額（前年度）の報告（市）

対象	就労継続支援B型
根拠	指定障がい福祉サービス基準第201条第4項
方法等	①方法：「工賃実績報告（月額・時間額）」を市障がい福祉課計画担当へ提出 ②時期：随時（別途メールにて依頼） ※「工賃実績報告（月額・時間額）」様式は別途メール送付

(3) 工賃の目標水準（当該年度）及び工賃の平均額（前年度）の通知（利用者）

対象	就労継続支援B型
根拠	指定障がい福祉サービス基準第201条第4項
方法等	①方法：工賃の目標水準（当該年度）及び工賃の平均額（前年度）を、利用者へ通知（様式自由） ②時期：毎年度

(4) 施設外就労実績の報告

対象	施設外就労を実施している事業所
根拠	就労支援事業留意事項 5(2)④オ
方法等	①方法：「施設外就労実施報告書」を市障がい福祉課自立担当へ提出 ②時期：施設外就労を実施した月の給付費請求時 ※「施設外就労実施報告書」様式は豊田市ホームページに掲載

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 加算等の届出について ※ページ番号：1003271

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1003271.html>

10 業務管理体制の届出について

・すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単位で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。

・届出先は表のように、国、愛知県、豊田市のいずれかとなります。提出先が分からない場合は、お問い合わせください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
①	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
②	事業所等が豊田市のみ に所在する事業者 (障がい児入所支援施設を除く)	豊田市福祉部障がい福祉課	〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所障がい福祉課 TEL0565-34-6751
③	①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 ※ <u>豊田市は届出先ではありません</u>	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 業務管理体制の届出について ※ページ番号：1004118

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1004118.html>

1 1 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出について

・生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業所で、1人の障がい者が各月に日中活動サービスを利用できる日数は、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度としますが、事業運営上の理由から原則の日数を超える支援が必要となる場合は、あらかじめ豊田市に届け出ることにより、当該事業者が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が原則の日数の総和の範囲内であれば、原則の日数を超えて利用することができます。

この特例の適用を受ける場合には、対象期間の前月末日までに届出書を豊田市に提出する必要があります。

（1）届出に必要な書類

- ア 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る（変更）届出書
- イ 年間スケジュール表など年間を通じた事業計画がわかる資料
- ウ 利用日数に係る特例を受ける場合の利用日数管理票

（2）提出期限（4月から特例の対象期間とする場合）

令和3年3月31日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着）

（3）その他留意事項

- ・適応を受けるためには、事業運営上の理由が明確である必要があります。
- ◎ 生産活動の請負発注元の営業形態に合わせる必要があるため
- × 利用者の都合で「土曜日も利用したい」という希望があったため

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出について ※ページ番号：1004119

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1004119.html>

1 2 障がい福祉サービス等情報公表制度について

・障がい福祉サービス事業者等は障がい福祉サービス情報を年1回以上、指定権者に報告する必要があります。

また、事業所等の所在地、決算資料など公表している障がい福祉サービス情報に変更が生じた都度、報告しなければなりません。

(1) 報告方法

インターネット上で、障がい福祉サービス等情報公表システムの報告用ページから報告してください。

※パスワードを忘れた場合は、パスワードリセット画面でパスワードの初期化を行う事ができます。

(2) システムの操作方法について

操作方法については、障がい福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業者用）を参照してください。

(3) 報告時期について

基準日を報告年度の4月1日とし、報告の期間を報告年度の5月初旬から7月末日までとします。

(4) 注意事項

- ・報告する際は内容変更の後、「一時保存」及び「承認申請」をしないと、公表内容が変更されません。
- ・報告はサービスごとに行う必要があります。1つの事業所で複数のサービスを実施している場合は、サービスごとに報告してください。
- ・事業者は年に1回以上報告する必要がありますので、前年度報告済みであっても、当該年度分として報告してください。
- ・未だに障がい福祉サービス等情報公表システムへの報告を一度も行っていない事業者が見受けられます。速やかな報告に努めてください。

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 事業所ガイド調査票・障がい福祉サービス等情報公表制度・BCP（事業継続計画）について ※ページ番号：1042152

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1042152.html>

13 BCP（事業継続計画）について

・BCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）とは、災害など緊急事態が発生したときに被る損害を最小限に抑えつつ中核業務を継続させ、早急に復旧させるために、平時から行う活動や、緊急時の行動をまとめた計画です。

福祉事業所にとってBCPは、利用者の安全確保と安否確認、事業所の経営安定、福祉避難所の早期開設などのために必要であり、また、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定

で、策定が義務付けられました（経過措置期間は令和6年3月末。）。

豊田市では、福祉事業所におけるBCPの意義と策定方法を紹介し、豊田市内の事業所におけるBCP策定率の向上を目的に、BCP策定支援オンラインセミナーを行っていますので、以下のサイトより視聴いただき策定をお願いします。



オンライン教材「大規模災害に備えた事業継続計画（BCP）の策定」

<https://www.aju-cil.com/others/bcp.html>

パスワード「bcp_toyota」

【豊田市ホームページ】

トップページ > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 障がい福祉サービス事業 > 障がい福祉サービス事業等の指定申請、変更、加算等の手続きについて > 事業所ガイド調査票・障がい福祉サービス等情報公表制度・BCP（事業継続計画）について ※ページ番号：1042152

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/hukushiservice/1019958/1042152.html>

14 その他留意事項

・豊田市からのお知らせは、法人の代表メールアドレス宛て（※）にメールでお送りしております。新型コロナウイルス関係や補助金に関する重要なお知らせもありますので、メールを受信した法人から各事業所に情報を展開していただくようお願いします。

※原則、障がい福祉サービス等情報公表システム登録用メールアドレスが登録されています。変更を希望する場合は申し出てください。なお、1法人で複数のメールアドレスを登録することは行っておりませんので、ご承知おきください。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の 概要及び計画書のポイント等について

2021年●月●日

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 障害福祉課

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには

1 特定処遇改善加算の算定要件の確認

- 1 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- 2 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 3 情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容を等公表していること（公表予定含む）

 勤続10年以上の介護福祉士等がいなくても算定可能

2 加算区分の確認

- 特定処遇改善加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- 配置等要件、その他全ての要件を満たした場合、区分Ⅰを算定可能。

配置等要件：福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つとなる

3 特定処遇改善加算の見込額の計算

- 加算率に基本サービス費を乗じる形で計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基本サービス費} \\ \text{(現行の処遇改善加算分を除く)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各サービスの} \\ \text{特定処遇改善} \\ \text{加算の加算率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各事業所の特定} \\ \text{処遇改善加算に} \\ \text{よる収入} \\ \hline \end{array}$$

 事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士等の数に応じて加算されるのではない

4 処遇改善計画書の作成する単位の決定

- 複数の事業所を有する場合は、処遇改善計画書と同じ単位で実績報告書を作成することを念頭に、計画書の作成単位を決める。

5 賃上げのルール決定

1 賃上げを行う職員の範囲を決める

- 1 経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある障害福祉人材」、「B：他の障害福祉人材」、「C：その他の職種」に分ける。

- Aを定義する際のルール
10年より短い勤続年数でも可。他法人での勤続年数もカウント可能

- 2 どの職員範囲（1、2又は3）で、賃上げするかを決める。

- 1) 経験・技能のある障害福祉人材（Aのみ）
- 2) 障害福祉人材全体（A+B）
- 3) 職員全体（A+B+C）

加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

2 賃上げ額と方法を定める（配分ルール）

- 1 Aのうち1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

Aの中に既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。小規模な事業所等は、この条件を満たさなくてもよい。

- 2 グループ（A、B、C）の平均賃金改善額について、**AはBより高く、CはBの2分の1以下**

各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリをつけても可。

1 特定処遇改善加算の算定要件の確認

要件 1

現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること

※ 処遇改善加算の算定と同時に、特定処遇改善加算の届出を行い、算定される場合を含む

要件 2

福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
※ 既に取り組を行っている場合、新たな取組を行うことまでは求めていない。

資質の向上	} それぞれの区分について 1以上の取組が必要
労働環境・ 処遇の改善	
その他	

要件 3

情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容等を公表していること（公表予定含む）

- 以下の内容について、障害福祉サービス情報公表制度を活用し、公表していること
 - ・ 処遇改善に関する加算の算定状況
 - ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容
- 原則は、情報公表システムでの公表だが、事業所のホームページがある場合は、そのホームページでの公表もOK



勤続10年以上の介護福祉士等がいなくても算定可能

2 加算区分の確認



特定処遇改善加算の区分は、ⅠとⅡの2区分。

Ⅰは、「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

区分（Ⅰ）は、「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

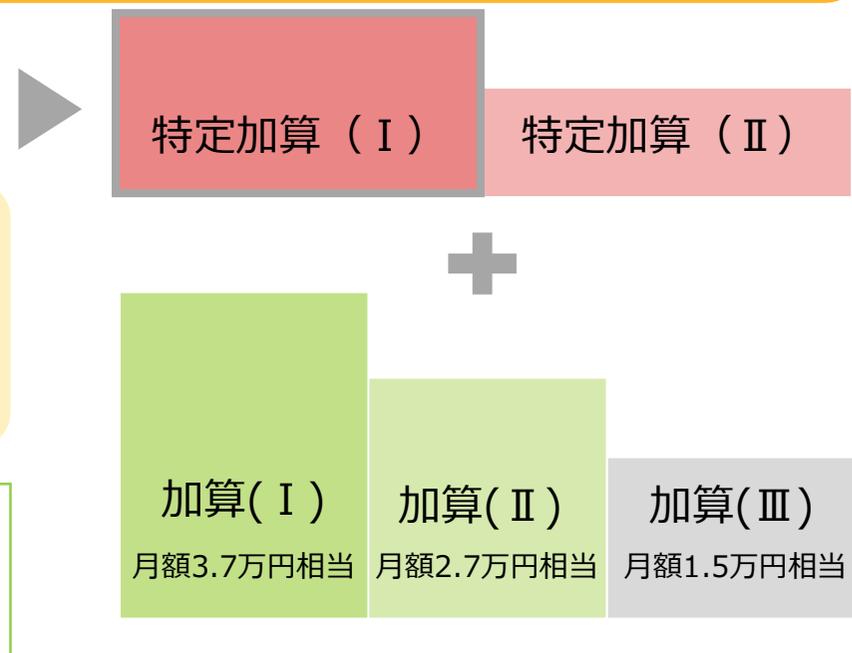
● 配置等要件

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つ（区分なし）となる

留意点：年度途中での変更の届出

- 配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算区分に変更が生じる場合には、届出が必要
- 喀痰吸引を必要とする利用者割合についての要件などを満たせないことで、特定事業所加算を算定できない状況が、3ヶ月を超えて常態化した場合は届出が必要



現行の加算区分

2 加算区分の確認 — (参考) 加算率

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉専門職員配置等加算等の算定状況に応じた加算率	
	区分 (I)	区分 (II)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	7.0%	5.5%
重度障害者等包括支援	6.1%	
生活介護	1.4%	1.3%
施設入所支援、短期入所	2.1%	
療養介護	2.1%	1.9%
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	4.0%	3.6%
就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	1.7%	1.5%
共同生活援助	1.9%	1.6%
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	1.3%	1.0%
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	1.1%	
障害児入所施設（福祉型、医療型）	4.3%	3.9%
障害者支援施設が行う生活介護	1.7%	
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練、生活訓練）	2.6%	
障害者支援施設が行う就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	1.8%	

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

3 特定処遇改善加算の見込額の計算

配置等要件を満たしているか？

満たしている

福祉専門職員等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては配置等要件がないため、区分は一つ

満たしていない

特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定

特定処遇改善加算（Ⅱ）の算定

特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定額の計算

特定処遇改善加算（Ⅱ）の算定額の計算

基本サービス費
（現行の処遇改善加算分を除く）

×

各サービスの
加算区分(Ⅰ)
の加算率

=

各事業所の
区分(Ⅰ)による
収入

基本サービス費
（現行の処遇改善加算分を除く）

×

各サービスの
加算区分(Ⅱ)
の加算率

=

各事業所の
区分(Ⅱ)による
収入

※各サービスの加算率はP.4を参照

特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施

特定処遇改善加算の算定額

賃上げの実施



- 特定処遇改善加算は、事業所毎の勤続10年以上の介護福祉士等の数に応じて配分されるものではない
- 配分ルールはP.7、8の考え方で決める

処遇改善計画書と同じ単位で実績報告を行うことを念頭に、計画書の作成（申請）単位を決める。

- 特定処遇改善加算の配分ルール（P.7、8）について、複数事業所を一括で取り扱うときには、以下に留意。

1. 経験・技能のある障害福祉人材における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保
→ **（法人等の）申請単位で1人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要**
（設定することが困難な事業所が含まれる場合は、その合理的説明を行うことにより、設定人数から除くことが可能）
2. 平均の賃金改善額について、
 - ・ A：経験・技能のある障害福祉人材は、B：他の障害福祉人材より高くすること
 - ・ C：その他の職種（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は賃金改善の対象外）は、B：他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと
 → **（法人等の）申請単位の全体を一つの単位として取り扱うことが可能。**

- 算定区分が（Ⅰ）、（Ⅱ）で異なる場合であっても、一括の申請は可能
- 一括申請が可能な事業所の範囲（オレンジ部分）

加算取得事業所	加算未取得事業所	特定処遇改善加算 非対象サービス	医療 介護 保育
特定処遇改善加算対象サービス			
障害福祉サービス等			

例

法人が4事業所分を一括して申請する場合



1. 経験・技能のある障害福祉人材における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保
→ **法人内で各事業所1人分として、合計4名の設定・確保**
2. **法人の職員全体で、**
A：経験・技能のある障害福祉人材、B：他の障害福祉人材、C：その他の職種を設定し、処遇改善額を設定

1 賃上げを行う職員の範囲を決める

1. 経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある障害福祉人材」、「B：他の障害福祉人材」、「C：その他の職種」に分ける。
2. どの職員範囲で配分するか決める。

- 加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。（全ての職員をA、B、Cに分ける）
- 介護福祉士等の要件：福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

いずれの範囲も選択可能

A 経験・技能のある障害福祉人材

（定義する際のルール）

- ・勤続10年以上の職員を基本
- ・介護福祉士等に該当すること
- ・勤続年数は、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能
- ・事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数がなくても業務や技能等を勘案し対象とできる

B 他の障害福祉人材

（定義する際のルール）

- ・「A：経験・技能のある障害福祉人材」に該当しない障害福祉人材
- ※ Aに該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

C その他の職種

（定義する際のルール）

- ・障害福祉人材以外の職員



- 労使でよく話し合い、設定することが重要。
- Aは、介護福祉士等に該当する者がいない場合や、比較的新しい事業所で研修・実務経験の蓄積等に一定期間を有するなど、職員間における経験・技能に明らかな差がない場合にまで、設定を求めるものではない。（設定しない場合は、処遇改善計画書及び実績報告書に具体的な理由を記載する。）
- Aでは介護福祉士等に該当することを求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能。
- ※ 上記のうち、特に職種により分類している部分について、職員分類の変更特例の適用を行わずに、分類ルールに沿わない職員分類で届出を行っている不適切な事例が散見されるため注意が必要。

5 賃上げのルール決定

2 賃上げ額と方法を決める

「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、
月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増が必要

月額8万円の賃上げ

- ・ 賃金改善実施期間における平均賃上げ額が月額8万円となる必要
- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善の賃金改善分とは別に判断する
- ・ 法定福利費等の増加分を含めて判断可能。

賃上げ年収440万円までの賃金引き上げ

- ・ 440万円を判断するに当たっては、手当等を含めて判断することが可能。
- ・ 賃金年額440万円が原則。年度途中から加算を算定している場合、12ヶ月間加算を算定していれば、年収440万円以上と見込まれる場合について、要件を満たすものとして差し支えない。
- ・ 現に年収440万円の者がいる場合は、要件を満たすものとして差し支えない。
- ・ 社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断。

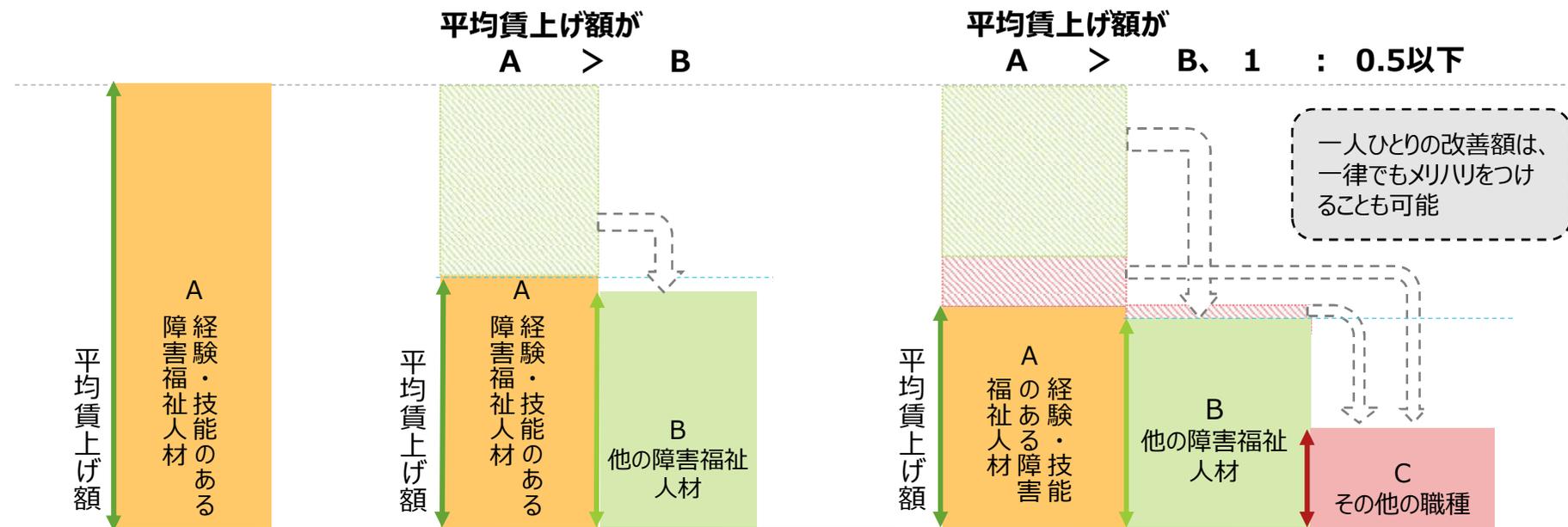
例外的な取扱い

- ・ 以下の場合などは、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増の条件を満たさなくてもよい。
 - ▶ 小規模事業所で加算額全体が少額である場合
 - ▶ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
 - ▶ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層、役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに、一定期間を要する場合

5 賃上げのルール決定

2 賃上げ額と方法を決める

グループ（A、B、C）の平均賃上げ額について、「Aは、Bより高く」、「Cは、Bの2分の1以下」



留意点：平均賃上げ額の計算

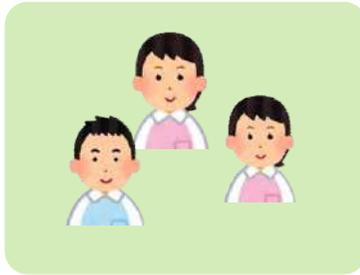
- 原則、常勤換算方法による人数算出が必要。一方、その他の職種については、実人数による算出も可能であり、労使でよく話し合い、設定することが重要
- 全ての職員をA、B、Cのいずれかに区分するため、賃金改善を行わない職員についても職員の範囲（平均額計算の分母）に含めることとなる

- 賃金改善後の賃金が年額440万円を上回る場合は対象外
※ 440万円の基準の判断にあたり
・手当等を含めて判断
・非常勤職員の場合は、常勤換算方法で計算し判断
- 平均賃金額について、CがBより低い場合、平均賃上げ額を、基本の1 : 0.5ではなくBと同等の水準（1 : 1）とすることが可能

3 配分対象における職員分類の変更特例

経験若しくは技能等を鑑みて、**通常の職員分類では適正な評価ができない職員**の特性を考慮し、一定のルールのもと、法人・事業所の裁量で職員分類の変更を行うことができる。

他の障害福祉人材



裁量

経験・技能のある障害福祉人材



研修等で専門的な技能を身につけた
勤続10年以上の職員

「経験・技能のある障害福祉人材」に分類することができる。

その他の職種



裁量

他の障害福祉人材



個別の障害福祉サービス等の類型ごとに
必要となる専門的な技能によりサービスの質
の向上に寄与している職員

「他の障害福祉人材」に分類することができる。

※ 賃金改善前の年収が440万円を上回る職員は変更不可



- 変更特例を適用する場合、特例の種別、該当職員の職種、特性、人数についてできる限る具体的な報告が必要。
- 通知で示しているのは例示であり、限定されているわけではない。
- 特例の趣旨に沿わない計画（全職員の分類変更を行う等）については、詳細な理由の説明を求める。
- 変更特例を適用するにあたっては、経験・技能等を鑑みて、通常の職員分類では正当な評価ができない職員がいるかどうかを考慮し、労使でよく話し合うことが重要。

障害福祉サービス等処遇改善計画書の作り方について（主なポイント）

1 処遇改善計画書の様式を入手

- 算定要件を満たしていることを確認した上で、各都道府県、政令指定都市、中核市のホームページ等に掲載されている処遇改善計画書を入手（令和2年度より様式がExcelとなっている）
- ※ 掲載状況については、各自治体の障害福祉担当部署へお問い合わせください。
- ※ 処遇改善加算のⅣ及びⅤ並びに処遇改善特別加算は、廃止予定であるため、令和2年度からの継続（1年限り）以外の新規申請はできません。

2 前年1～12月の報酬総額等を確認

- 次年度の処遇改善加算の申請は、原則、2月末日までのため、処遇改善計画書を入力する前年度の賃金総額及び処遇改善加算等の額は、前年1～12月分の実績となっている。
- 報酬総額及び処遇改善加算等の額について、国民健康保険団体連合会から通知される以下の資料を確認しておく。
 - ・ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

3 様式の基本情報入力シートを入力

- 提出先自治体名（指定権者）、法人名などの基本情報及び加算対象事業所に関する情報を入力する。
- 1月当たりの障害福祉サービス等報酬総額は、原則、前年1～12月分の支払決定額内訳書に基づき報酬総額の平均額を入力する。
- 1月当たりの処遇改善加算等の総額は、原則、前年1～12月分の処遇改善加算等総額のお知らせに基づき加算総額の平均額を入力する。
- 上記の対応ができない新規事業所などは、想定される利用者数や取得予定の加算などから標準的な額として見込まれる額を入力する。



令和2年度の様式では、平均単位数と1単位の単価を入力する形式であったが、平均額を入力する形式に変更

4 様式の施設・事業所別個表の入力

- 各加算の事業所ごとに「新規・継続の別」、「加算の区分」、「算定対象月」を入力する。

5 賃金改善計画の入力（処遇改善加算）

（処遇改善加算と特定処遇改善加算を併せて申請する場合）

- ④処遇改善加算の賃金の総額（前年度、改善後）には、職員グループを分けた後の「経験・技能のある障害福祉人材（A）」と「他の障害福祉人材（B）」の合計額を入力する。
 - ※ 処遇改善加算の対象職種に変更は無く、便宜的な対応である。
- 前年度の処遇改善加算の総額及び特定処遇改善加算の総額を入力する。なお、特定処遇改善加算の総額は「その他の職種（C）」に支払われた額を除いた額を入力する。
- 前年度に処遇改善加算等以外に事業所で独自の賃金改善を実施している場合は、その額を入力する。（A、Bの職員に係る額）

6 賃金改善計画の入力（特定処遇改善加算）

- ⑤賃金改善の見込額の各項目について、賃上げを行う職員の範囲に関わらず、事業所・法人内の全ての職員の賃金額等を入力する。
 - ※ 独自の賃金改善額も全ての職員に係る額を入力する。
- ⑥のi～ivを入力し、当該項目の右の印刷範囲外に、配分比率を入力する項目があるので、配分ルールに沿って設定する。

7 その他

- 各加算により賃金改善を行う賃金項目及び方法並びに独自の賃金改善の内容・算定根拠を入力する。
- 各キャリアパス要件、職場環境等要件、見える化要件及び届出に係る根拠資料について該当項目を選択・入力する。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における処遇改善加算等の主な変更点

1 加算区分（Ⅳ）、（Ⅴ）、特別加算廃止

- 令和3年3月31日をもって処遇改善加算の区分（Ⅳ）、（Ⅴ）及び処遇改善特別加算は廃止となる。
- ※ 経過措置として、令和3年3月から引き続き令和3年度も当該加算を取得する事業所においては、令和4年3月31日まで、従前通り算定可能
- ※ 厚生労働省・自治体において、経過措置期間中に、処遇改善加算の区分（Ⅲ）以上の取得を促進するために周知徹底を図る。

2 加算率の変更

- 加算率の算定方法の見直しに伴い、令和3年度から加算率が変更される。（短期入所については、新たに短期入所としての加算率を設定する。）
- 障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いについては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、今回の報酬改定においては、加算率を見直した上で継続する。

3

職場環境等要件の内容等の変更

- 職場環境等要件について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、内容の見直しを行う予定。（令和3年2月12日現在は検討中）
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。
 - ※ 当該年度に実施できない合理的理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものと認めて差し支えないこととする。

4 配分ルールの変更（特定処遇改善加算）

- 特定処遇改善加算の事業所における配分方法について、これまで、平均賃金改善額について、「経験・技能のある障害福祉人材（A）」は「他の障害福祉人材（B）」の2倍以上とする取扱いを平均賃金改善額について、「経験・技能のある障害福祉人材（A）」は「他の障害福祉人材（B）」を上回ることとする。に変更する。

5 職員分類の変更特例（特定処遇改善加算）

- 特定処遇改善加算における職員分類の変更特例の例示に以下を追記する。
 - a 通常分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員（例）
 - ・ 相談支援従事者研修修了者
 - ・ 社会福祉主事
 - ・ 教員免許保有者
 - b 通常分類では「その他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員（例）
 - ・ サービス管理責任者研修修了者
 - ・ 産業カウンセラー資格保有者
- なお、従前と同様だが、当該例示は適用の可否を決める限定列举ではないため、各事業所等において、経験・技能等を鑑みて、通常職員分類では適正な評価ができない職員がいるかどうかを考慮し、職員分類の変更特例を適用するかどうか判断することとなる。

人員配置・加算・減算等に係る留意事項について

豊田市福祉部障がい福祉課

人員配置・加算・減算等に係る留意事項について

1 常勤の定義及び常勤換算の方法について

(1) 「常勤の勤務すべき時間数」について

・当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となります。従業者が10人未満のため就業規則の作成義務がない場合でも、障がい者総合支援法及び児童福祉法上、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務日、勤務時間等に関する就業規則に準じた定めを作成する必要があります。

・労働基準法上、1週間に勤務すべき時間数の下限はありませんが、障がい者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、32時間以下で定めた場合は「非常勤」という扱いとなります。

・常勤の勤務すべき時間数について、職種により就業時間が異なることは認められますが、就業規則等で定められていることが必要です。

(2) 常勤・非常勤、専従・兼務の考え方

例) 勤務時間が1日あたり8時間(週40時間)と就業規則で定められている場合

用語の定義と 4つの勤務形態の例		専従(専ら従事する・専ら提供に当たる)	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、 <u>その職種以外の職務に従事しないこと</u>	当該事業所に勤務する時間帯において、 <u>その職種以外の職務に同時並行的に従事すること</u>
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に <u>達していること</u>	①常勤かつ専従 1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	②常勤かつ兼務 1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に <u>達していないこと</u>	③非常勤かつ専従 1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	④非常勤かつ兼務 1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

(3) 常勤換算の方法

当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する(小数点第2位を切り捨てること)。

この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ時間数であること。

(例) 1日～31日の常勤の従業者が勤務すべき時間数が176時間の場合
⇒ (直接処遇職員の勤務延べ時間数) ÷ 176 = 常勤換算数

(4) 有給休暇について

- ・「常勤」職員・・・ 暦月を超えない範囲で、出勤していたものとして計上可。
- ・「非常勤」職員・・・ 出勤としての計上は不可のため、月ごとに必要な常勤換算数を満たすよう、職員を配置する必要がある。

(5) 育児・介護休業法における所定労働時間の短縮措置等の取扱い(令和3年4月1日から)

ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。

ウ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。

エ ウの場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

2 職員の兼務について

・適正なサービス提供のために、職員の兼務には制限があります。特に、管理者、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)及び相談支援専門員にはサービス提供に支障がない

ことが求められます。

(1) 管理者の兼務について

管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものです。ただし、以下の場合であって、当該指定事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします（ア～ウのいずれか）。

ア 当該指定事業所のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）又は従業者としての職務に従事する場合（※1）

イ 当該指定事業所以外の他の指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等の従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定事業所の管理業務に支障がないと認められる場合（※1、2）

ウ 当該指定事業所以外の他の指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等の管理者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定事業所の管理業務に支障がないと認められる場合（※2、3）

※1：管理者以外の職種と兼務する場合には、管理者としての勤務時間として、常勤の勤務する時間の半数以上は確保すること。

例）「月・水・金＝管理業務のみ、火・木＝生活支援員のみ」は認められない。月～金のそれぞれの日において、1日の従事時間の半分以上は管理業務に従事すること。

※2：居宅介護等訪問系事業及び障がい児通所支援事業については、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する事業所に限る。

※3：管理者のみの兼務においては、最大3つの事業所で移動時間30分以内に限る。

【例】

◎ 障がい福祉サービス事業所Aの管理者と生活支援員の兼務（※1）

× 障がい福祉サービス事業所Aの管理者とサービス管理責任者と生活支援員の3つの兼務

◎ 障がい福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者の兼務（※2、3）

× 障がい福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者・サービス管理責任者の兼務

× 障がい福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者・生活支援員の兼務

(2) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者除く※1）の兼務について

サービス管理責任者（共同生活援助事業所の場合を除く）は原則として当該事業所・当該職種について常勤かつ専従でなければなりません。ただし、以下の場合であって、当該

事業所の業務遂行に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする（ア～ケのいずれか）。

ア 当該事業所の管理者

イ 利用者数30人の範囲内において、複数の共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者を兼ねること

ウ 利用者数60人相当の範囲内（※2）において、生活介護等日中活動系の障がい福祉サービス事業所のサービス管理責任者と、宿泊型自立訓練事業所若しくは共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者を兼ねること

エ 共同生活援助事業所のサービス管理責任者の場合、当該事業所の管理者・生活支援員・世話人・夜間支援従事者の最大3つまで（ただし、世話人と生活支援員の両方を兼務することは不可。）

オ 大規模な障がい福祉サービス事業所等において専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者の場合は、常勤性を求めないこととし、当該事業所の他の職種又は他の事業所における従業者と兼務することは可能（※3）

カ 就労定着支援事業所のサービス管理責任者と、当該就労定着支援事業所と一体的に運営する事業所（就労移行支援事業所等）のサービス管理責任者

キ 自立生活援助事業所のサービス管理責任者と、当該事業所と併設する指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者

ク 自立生活援助事業所のサービス管理責任者と、当該事業所と併設する相談支援事業所の従業者

ケ 自立生活援助事業所のサービス管理責任者と、当該事業所の地域生活支援員

※1：児童発達支援管理責任者は、当該事業所の管理者又は訪問支援員とのみ兼務が可能である。

※2：日中活動系サービス及び宿泊型自立訓練は、利用者数が60人以下の場合にサービス管理責任者1人の配置をもって要件を満たすが、共同生活援助は利用者数が30人以下の場合にサービス管理責任者1人の配置をもって要件を満たす。

よって、共同生活援助と生活介護のサービス管理責任者を兼務する場合については、

共同生活援助の利用者1人は生活介護の利用者2人分と見なして基準を判断する。

⇒生活介護の利用者30名、共同生活援助の利用者20名の場合

誤) $30名 + 20名 = 50名$ (60名の範囲内)

正) $30名 + 20名 \times 2 = 70名$ (60名の範囲を超える)

※3:日中活動系サービスは利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の配置を要件とするため、2人目以降については、常勤性は求めないが、常勤換算で利用者数に相当する勤務時間数の配分を求める。

例)利用者数80名であればサービス管理責任者が常勤換算で1.5人以上いること。

【例】

◎ 事業所Aの管理者とサービス管理責任者の兼務

× 事業所Aのサービス管理責任者と事業所Bの管理者の兼務

◎ 事業所A(日中活動系)のサービス管理責任者と事業所B(共同生活援助)のサービス管理責任者の兼務(※2)

◎ 事業所Aの2人目のサービス管理責任者と事業所B生活支援員の兼務

(3) 相談支援専門員の兼務について

一般相談支援、特定相談支援及び障がい児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、「原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない」と規定されています。

ただし、相談支援の業務に支障がない場合においては、「相談支援専門員を当該相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる」とも規定されており、このうち、他の事業所・施設等の業務の兼務について、一般相談支援及び障がい福祉サービスの指定事務等において、以下の方針に基づいて相談支援専門員の兼務の可否を判断しています。

【方針】

(1) から (5) の全てを満たす場合には、相談支援専門員※1を併設する事業所・施設等※2の業務(サービス管理責任者・サービス提供責任者を除く)を兼務させることができる。

(1) 現に同一相談支援事業所の管理者を兼務していないこと

(2) 兼務するに当たり、相談支援専門員の勤務時間が相談支援事業所におけるサービス提供時間の過半数となっていること

(3) 兼務先の勤務時間は、当該法人が就業規則等で定める勤務時間から相談支援専門員の

勤務時間を差し引いた時間であること

- (4) 兼務により、相談支援事業所のサービス提供時間帯において相談支援専門員が不在となる時間帯は、管理者が必ず配置されていること
- (5) 兼務先は、当該相談支援専門員が相談支援業務の突発的事態に対応することがあっても、当該事業所・施設等の人員配置基準等に支障が生じないよう勤務体制を確保していること

※なお、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障がい福祉サービス事業所等の業務と兼務する場合は、当該事業所等との中立性の確保や、当該事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する障がい福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施すること。

- ① 身近な地域に特定相談支援事業者がない場合
- ② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

※1 相談支援専門員

指定地域移行支援事業は「指定地域移行支援従事者」と、指定地域定着支援事業は「指定地域定着支援従事者」と読み替える。

※2 併設する事業所・施設等

併設する事業所・施設等とは、同一の建物内に事業所がある場合のほか、同一敷地内、隣接又は近接する敷地（業務に支障なく兼務できると認められる範囲をいう。）に事業所がある場合を含む。なお、併設する事業所・施設等が別法人である場合には、物理的に同一敷地内であっても、併設しているとはみなされない。

3 前年度の平均利用者数の計算方法について

(1) 通常の算定方法

前年度（4月～3月）における利用者延べ数÷前年度（4月～3月）の開所日数

(2) 事業開始後6か月未満までの間
定員の90%

(3) 事業開始後7か月目から1年未満の間

直近6か月における利用者延べ数÷6か月間の開所日数

※「直近6か月」ですので、例えば6月開始の事業所では、12月では6月～11月の6か月間、翌年1月は7月～12月の6か月間、というように直近6か月の期間が毎月ずれていきますので、毎月算出が必要です。

(4) 事業開始後1年経過後から年度末までの間

直近12か月における利用者延べ数÷12か月間の開所日数

※(3)と同様、年度末までの間、毎月直近12か月の算出が必要です。

(5) 年度途中で定員を増加した場合

定員増加をしてから6か月未満の間は、定員増加以前の実績+定員増分の90%

(6) 年度途中で定員を減少した場合

定員減少をしてから3か月間は、定員減少以前のまま。減少後の実績が3か月以上6か月未満の場合は、直近3か月間の実績により算出。

※共同生活援助事業所で、住居ごとに設置時期が異なる場合は、利用者数を算出するための実績の期間がそれぞれ異なることがありますのでご注意ください。

4 生活介護事業所の看護職員の配置について

・生活介護事業所の人員配置基準として、看護職員の配置については、「生活介護の単位ごとに1人以上」とされており、常時(毎日)など必要な配置時間数については言及されていません。

しかし、生活介護事業所の利用者には、医療従事者である看護職員の知識や経験に基づく支援が必要であり、例えば週1回数時間程度の僅少な配置では、サービス提供に支障をきたすことが想定されます。

そのため、日常的に利用者の健康状態を把握することができる適切な時間数(勤務形態)の配置を行ってください。

5 共同生活援助事業所における人員配置及び夜間支援等体制加算について

・共同生活援助事業所のサービス管理責任者については、利用者の支援に支障がない場合は、当該事業所の管理者、生活支援員、世話人、夜間支援従事者の最大3つまでの兼務を可能とします(ただし、世話人と生活支援員の両方を兼務することは不可。)

・サービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではありませんが、業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があります。利用者数が30人以下の場合にサービス管理責任者1人の配置をもって要件を満たすため、最低限必要な勤務時間数は、以下の方法で計算してください。

【例】

- ・常勤の従業者が勤務すべき時間数：160時間
- ・前年度の平均利用者数：5人
- ・サービス管理責任者が管理者及び世話人と兼務

○管理者： $160時間 \div 2 = 80時間$ ※常勤の従業者が勤務すべき時間数の半数以上

○サビ管： $160時間 \times 5人 \div 30人 \div 27時間$ （小数点第1位切り上げ）

※常勤の従業者が勤務すべき時間数 \times 前年度の平均利用者数 $\div 30$

○世話人： $160時間 - 80時間 - 27時間 = 53時間$

・夜間支援時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含み、事業所ごとに設定する）に配置する夜間支援従事者の配置時間は、常勤換算に算定することができませんのでご注意ください。

・夜間支援等体制加算（I）を算定する場合、夜勤職員が住居内で休憩を取得することは認められていますが、最低でも夜間支援時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含み、事業所ごとに設定する）の半分以上を労働時間とすることに留意するよう、令和元年度事業所説明会資料にてお示ししております。

当該取扱いの経過措置期間は、令和3年3月31日までであり、当該経過期間を過ぎても改善されない場合は加算算定を認めないこととしますので、ご承知おきください。

なお、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定により新設される夜間支援等体制加算（IV）も同様の取り扱いとする予定です。

・夜間支援対象利用者の数は、共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、「前年度の平均利用者数」の計算方法に準じて算定するものとします。

この計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとします。

<従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【共同生活援助】作成時の注意点>

- ・「基準上の必要職員数」は、世話人と生活支援員それぞれ分けて記入してください。
- ・「入居者の区別人数」及び「夜間支援時間帯」の記入漏れが散見しますので、必ず記入してください。

・人員配置を計算する際の「平均利用者数（入居者の区分別人数）」は小数点第2位を切り上げますが、夜間支援等体制加算の「夜間支援の対象者数」は小数点第1位を四捨五入しますので、間違えないようご注意ください。

※「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（共同生活援助事業所）の記載例（別紙1）」も参考にご確認ください。

6 障がい児通所支援事業所における人員配置等について

・「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表【児童福祉法】」を作成する際は、「職種」欄及び「資格等」欄は以下のとおり記載してください。

職種	「職種」欄	「資格等」欄
保育士	保育士	保育士
児童指導員	児童指導員	高校教諭、学士（心理学）、高卒＋児童福祉経験者 等
機能訓練担当職員	機能訓練担当職員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 等
看護職員	看護職員	看護師、准看護師、保健師、助産師
障がい福祉サービス経験者	指導員（障がい福祉経験者）	障がい福祉経験者
訪問支援員	訪問支援員	（空欄）
その他の従業者	指導員	（空欄）

・児童指導員（児童福祉事業経験者）と指導員（障がい福祉サービス経験者）を混同しないようご注意ください。

・障がい福祉サービス事業や地域生活支援事業の実務経験は、「児童指導員」の実務経験に算入できません。

・障がい児通所支援事業や地域生活支援事業の実務経験は、「障がい福祉サービス経験者」の実務経験に算入できません。

・児童指導員等加配加算では児童指導員等に含まれる「強度行動障がい支援者養成研修修了者」は、人員基準における「児童指導員」の任用要件を満たすものではありませんので、ご注意ください。

※「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（障がい児通所支援事業所）の記載例（別紙2）」も参考にご確認ください。

【令和3年度報酬改定による主な変更点】

・人員基準から「障がい福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみに見直す

こととなります（令和3年3月31日時点で指定を受けている事業所については、令和5年3月31日まで経過措置期間あり。）。

・児童指導員等加配加算Ⅱが廃止となり、「専門的支援加算」が新設されます。

7 福祉専門職員配置等加算について

・「生活支援員等」に含まれる職種はサービスごとに異なりますので、届出書の備考をよくご確認ください。

・以下の厚生労働省Q & A及び「福祉専門職員配置等加算に関する届出書の記載例(別紙3)」も参考にご確認ください。

【H21. 4. 30 平成21年度障がい福祉サービス報酬改定に関するQ&A vol3 問1-1】

Q

福祉専門職員配置等加算について同一法人内の複数事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者については、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか。

例1 生活支援員としての1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、就労継続支援B型事業所で10時間の場合

例2 生活支援員としての1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で20時間、就労継続支援B型事業所で20時間の場合

例3 1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、生活支援員として勤務し、共同生活介護事業所で10時間、サービス管理責任者として勤務している場合

A

1 福祉専門職員配置等加算の算定要件としては、

① 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が25%以上

② 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

ア 直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上

があるところである。

2 このうち①及び②のイについては、原則として、当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して評価するものである。複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員（1人）として評価されたい。

3 また、②のアにおいては、「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数（分子）」÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数（分母）」が75%以上の場合に、当該加算の算定対象となるものである。

4

例1：①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員（1人）として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例2：①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所のいずれか一つの事業所において常勤の生活支援員（1人）として取り扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例3：①及び②のイにおいて評価する場合には、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員（1人）として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

【H21. 4. 30 平成21年度障がい福祉サービス報酬改定に関するQ&A vol13 問1-2】

Q

同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の継承時にも通算できるのか。また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。

A

同一法人内であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の継承の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。

ただし、いわゆるグループ法人については、通算はできない。

8 人員欠如減算等について

・人員欠如に該当する場合、以下の通り基本報酬が減算されます。事業所においては、毎月人員基準を満たしているかどうか確認することが重要です。

（１）サービス提供職員欠如減算

減算適用開始月（※）から所定単位数の30%を減算し、減算適用が3月目に至った場合、所定単位数の50%を減算します。

※減算適用開始月

- ・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合はその翌月
- ・人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合はその翌々月
- ・常勤又は専従など、員数以外の要件を満たしていない場合はその翌々月

（２）サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が欠如した月の翌々月から所定単位数の30%を減算し、減算適用が5月目に至った場合、所定単位数の50%を減算します。

（３）個別支援計画未作成減算

個別支援計画未作成月から所定単位数の30%を減算します。なお、減算の対象については、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の不在以前に作成した計画については、計画を見直すまでの間（計画の見直しは少なくとも6月に1回以上必要）は減算の対象にはならないが、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の不在以降の利用者に対しては漏れなく減算対象となります。

さらに、減算適用が3月目に至った場合、所定単位数の50%を減算します。

※サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算及び個別支援計画未作成減算は、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用します。

9 自己評価結果等未公表減算について

・児童発達支援事業者においては平成30年4月から、放課後等デイサービス事業者においては平成29年4月から、ガイドラインに基づいた自己評価を実施し、その結果及び改善内容を1年に1回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づけられています。自己評価結果等の公表及び豊田市への公表場所の届出がない場合、通所給付費が15%減算となります。

新規に指定を受けた事業所については、指定日から1年間は減算の適用はありませんが、指定後1年経過後も公表しない場合、通所給付費が15%減算となります。

令和3年度の届出期限については以下のとおりとします。以下の評価手順を参考に公表してください。

- ・令和2年4月1日以前に指定を受けた事業所…令和3年3月31日（水）
- ・令和2年5月1日以降に指定を受けた事業所……指定日から1年以内

1 評価手順（参考）

(1) 職員による自己評価

事業所の職員が「事業者向け自己評価表」を用いて、事業所の支援の評価を行う。その際、「はい」「いいえ」にチェックするだけでなく、各項目について「工夫している点」「課題や改善すべき点」等について自己評価する。

(2) 保護者等による評価

事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等から回答をとりまとめ、「ご意見」欄の記述も含め集計する。

(3) 事業所全体による自己評価

事業所の職員による自己評価及び保護者等による事業所評価の結果を踏まえ、職員全員で討議し、項目ごとに評価を行う。特に、「課題や改善すべき点」について、認識をすり合わせ職員間で認識が共有された課題や改善すべき点について検討を行い、速やかに改善の対応を図る、若しくは、改善目標を立てる。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。

討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果を十分に踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。

(4) 自己評価結果の公表

事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」と「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」をインターネットのホームページ等を活用して公表する。

(5) 豊田市への報告

WAMNETの障がい福祉サービス等情報公表システムに公表場所（URL等）を登録する（この登録をもって豊田市への報告とします。）。

※登録するURLは、事業所トップページでなく、評価表が掲載されているページとしてください。

(6) 支援の改善

課題や改善すべき点の検討結果を踏まえ、速やかに改善の対応を図る、若しくは、立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。

(7) 留意事項

事業所における自己評価は、保護者等による事業所評価を踏まえて行うものであり、保護者等へのアンケート調査が必要になります。

また、事業所内掲示や利用者への結果送付のみでなく、上記1(5)のとおり障がい福祉サービス等情報公表システムへの掲載（豊田市の承認）が必要です。

2 自己評価結果等未実施減算

以下のような場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用児全員について減算適用となります。

- ・URLの届出がない場合。
- ・URLが所定の場所に記載されていない場合。
- ・URLの記載はあるが、評価表が張り付けられていない場合。
- ・評価表が掲載されているページのURLでない場合（トップページ等）
- ・URLのリンクが切れている場合、誤ったURLが届出られている場合。

※年度初めは正しく届出できていても、年度途中でリンク切れとなる事案が生じています。月に1回以上は事業所にて公表状況を確認してください。

- ・インターネット上の公表を実施していない場合（例：事業所に掲示、保護者に配布等）
- ・保護者からの事業所評価は公表されているが、自己評価の公表がない場合。
- ・年に一度以上の公表がされていない場合

※年に一度の公表が分かるように公表日を記載してください。

3 その他

令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定により、就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、事業所のホームページ等を通じて、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととなります。

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算することとなりますので、ご承知おきください。

<従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（共同生活援助事業所）の記載例> ※旧様式の記載例のため、新様式（別紙2-2）で作成ください。

別紙2

【障害者総合
人員配置体制を記載する。

従業者の勤務の体制及び勤務形態

21年
4月分

共同生活援助事業所

世話人 0.9人、生活支援員 0.5人

【生活支援員】2.6(区分3)÷9=0.28(A)、1.0(区分4)÷6=0.16(B) (A)+(B)=0.5(小数点第2位以下切り上げ)

サ-ビス種類	前年度の平均利用者数 ※1	36人	【GHのみ】入居者の区分別人数 ※5												4週 の勤務 時間 合計	週平均 の勤務 時間	他の事業所の名 称及び職名 ※11	他事業所 での合計 勤務時間 数 ※12																		
			第1週			第2週			第3週			第4週							2.6	1	区分6															
定員	4人	4人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
管理職	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	40		
サ-ビス管理責任者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20		世話人及び生活支援員の勤務時間は朝・夕の時間帯を想定。支援者の勤務時間は夜間支援時間帯であり、世話人、生活支援員の常勤換算には重複して算入できない。
生活支援員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	40		
生活支援員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	40		
夜間支援従事者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16		
夜間支援従事者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16		
夜間支援従事者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16		
サ-ビス提供員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16		
常勤職員	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯外	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	64		
夜間支援時間帯	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13																							

※旧様式の記載例のため、様式が変わった場合は新様式で作成ください。

平成 年 月 日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書（平成30年4月以降）
 （療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・
 就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・
 医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

1 事業所・施設の名称				
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了	
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	※有資格者35%以上		
	2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	※有資格者25%以上		
	3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上		
4 社会福祉士等の状況	「生活支援員等」に含まれる職種はサービスごとに異なります。届出書下部の備考を確認してください。サービス管理責任者、目標工賃達成指導員等を含みません。 I、IIに関する欄		① 生活支援員等の総数（常勤） 【A】人 ② ①のうち社会福祉士等の総数（常勤） 【a】人 ①に占める②の割合が25%又は35%以上	常勤職員の人数を記入。小数点以下が発生することはありません。常勤兼務職員の場合、常勤が勤務すべき時間の2分の1以上従事する者のみを算入します。 有・無
5 常勤職員の状況	IIIに関する欄 ① 生活支援員等の総数（常勤換算） 【B】人 ② ①のうち常勤の者の数 【b】人 ①に占める②の割合が35%以上		①に占める②の割合が35%以上 常勤換算数。非常勤職員も含む。	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所 ・I、IIを算定する場合 「生活支援員等」は児童指導員、障害福祉サービス経験者が該当。保育士は含みません。 ・IIIを算定する場合 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者が該当。 有・無
6 勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数（常勤） 【C】人 ② ①のうち勤続年数3年以上の者の数 【c】人 ①に占める②の割合が30%以上		A、aと同様。常勤換算数ではない。 ①に占める②の割合が30%以上	

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2の（3）に定義する「常勤」をいう。

3 ここでいう生活支援員等とは、

○療養介護にあつては、生活支援員

○生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者

○自立訓練（機能訓練）にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者

○自立訓練（生活訓練）にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者

○就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員

○就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員

○自立生活援助にあつては、地域生活支援員

○共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員（外部サービス利用型にあつては、世話人）

○児童発達支援にあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者

又は共生型児童発達支援従業者、

加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者

○医療型児童発達支援にあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員、

加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員

○放課後等デイサービスにあつては、（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者

又は共生型放課後等デイサービス従業者、

加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者

のことをいう。

令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定等について

豊田市福祉部障がい福祉課

1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等について

(1) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定については、昨年末の令和3年度予算の編成過程において、改定率は全体で+0.56%とし、感染症等への対応力を強化するとともに、サービスごとの報酬の設定においては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、サービスごとの収支状況を踏まえつつ、メリハリのある対応を行うこととされたところである。

なお、改定率のうち+0.05%は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価であり、これを踏まえ、令和3年4月から同年9月までの間、通常の基本報酬に0.1%の上乗せを行う（満年度換算で+0.05%）。

具体的な改定内容については、昨年2月より、厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、関係団体からのヒアリングを実施した上で、有識者の意見を踏まえながら検討を積み重ね、本年2月4日に「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を取りまとめた。

今回の報酬改定では、以下の6つの基本的な考え方にに基づき、各サービスの報酬・基準について、必要な改定を行うこととしている。【関連資料1】

- ① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- ② 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
- ③ 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- ⑤ 感染症や災害への対応力の強化等
- ⑥ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

なお、改定内容の詳細については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要をご参照いただきたい。【関連資料2】

(2) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

今回の報酬改定の施行に向けた今後の予定としては、まず、報酬告示（平成18年度告示第523号他）等については、改定内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3月下旬に公布する予定である。

また、報酬に関する関係通知やQ&Aについても、同じく3月下旬を目途に発出する予定としており、各都道府県等におかれては、あらかじめご了承ください。

だくとともに、管内市町村や事業所等への情報提供をお願いします。

(3) 各種加算等の届出時期について

障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、4月から加算等の算定を開始する場合、3月15日までに各都道府県知事等へ届出を行う必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、平成30年度報酬改定の際の取扱いと同様に、4月中に届出がなされた新規の加算等については、4月1日に遡って算定することを可能とする取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県等において柔軟な設定を行って差し支えない。

掲載 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryu/index.html

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

令和3年2月4日

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実
 - ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価等
 - ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実
 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児者を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設
 - ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し
 - ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し
 - ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置
 - ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止
 - ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日 ※ 区分4以上の強度行動障害を有する者

② 医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算 120単位/日

③ 強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

④ 基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】区分6:1,104単位/日、区分5:988単位/日、区分4:906単位/日、区分3:721単位/日

【見直し後】区分6:1,105単位/日、区分5:989単位/日、区分4:907単位/日、区分3:650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

➡（Ⅰ）に上乗せで加算 ※2

※1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合 【現行】（区分に関わらず）269単位/日 ⇒ 【見直し後】区分4以上:269単位/日 区分3:224単位/日 区分2以下:179単位/日

※2 【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

※ 重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

（参考）基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月	817単位/月

● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算

（同行支援の回数にかかわらず）500単位/月

【見直し後】同行支援加算

（月2回まで）500単位/月 （月3回）750単位/月 （月4回以上）1,000単位/月

● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日

・ 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日

・ 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月（体制加算）

・ 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回（月1回を限度）

・ 住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がある
 令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）
 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）

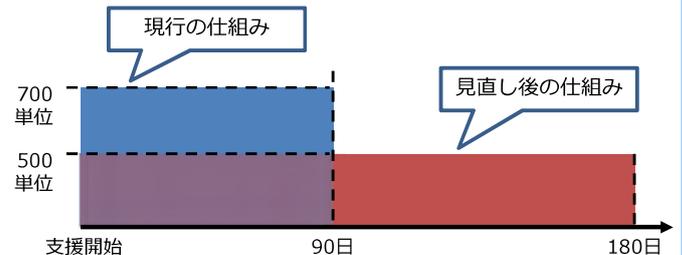
（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）
 （地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

重度障害者支援加算の見直し（生活介護・施設入所支援）

1. 共通事項

- 強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適應するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

- ・ 算定期間：（現行）90日 →（改正後）180日
- ・ 単位数：（現行）700単位 →（改正後）500単位



2. 生活介護（強度行動障害関係）

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。

- ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 7単位/日
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 180単位/日

3. 生活介護（重症心身障害者関係）

- 重症心身障害者の受入を評価するため

- ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）※直接処遇職員を1.7:1以上配置
- ・ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）※常勤換算で看護職員を3人以上配置

を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。



質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- ① 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- ② 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- ③ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]			
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上	1,464単位	1,864単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,462単位	1,764単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,462単位	1,672単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上	1,522単位	1,622単位
機能強化なし			1,522単位
継続サービス利用支援費			
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上	1,213単位	1,613単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,211単位	1,513単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,211単位	1,410単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上	1,260単位	1,360単位
機能強化なし			1,260単位

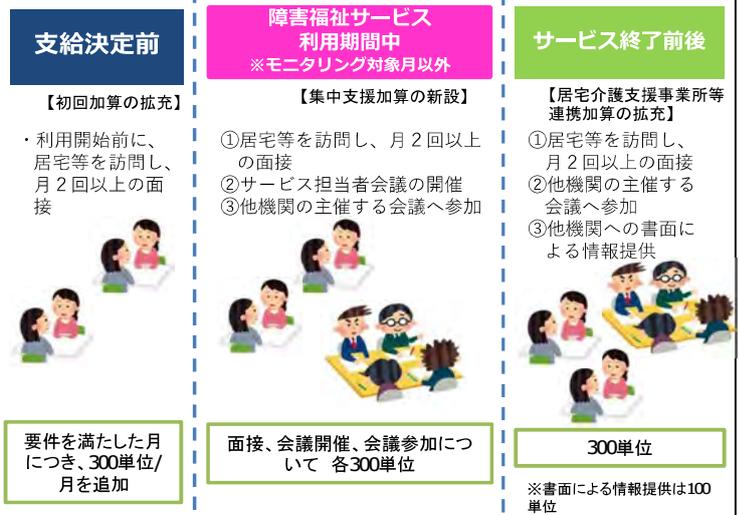
- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
(地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。)



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う



③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の举证書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管すること可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - ・利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - ・モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

【就労移行支援】

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において就職後6か月以上定着した者
前年度の利用定員数

【見直し後】

前年度及び前々年度において就職後6か月以上定着した者
前年度の利用定員数 + 前々年度の利用定員数

- 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】 583単位/回（新設）
（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）



【就労定着支援】

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

- 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

- 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】 579単位/回（新設）
（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

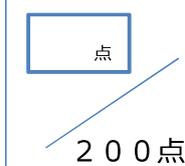
※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価 5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価 0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 0点～10点で評価

スコア合計点



スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

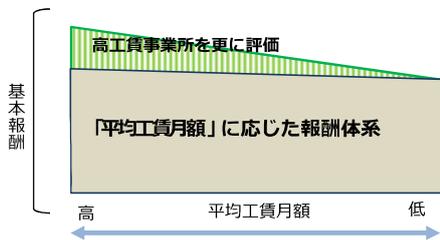
見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
 - 高工賃を実現している事業所を更に評価
 - よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位



- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設

【地域協働加算】（新設） **30単位/日**
利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設） **100単位/月**
就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（新設）

地域協働加算（新設）
ピアサポート実施加算（新設）

基本報酬

加算

（※） 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

医療型短期入所の受入体制強化

1. 基本報酬

- 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。
 (例) 医療型短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,907単位/日 → (改正後) 3,010単位/日
 医療型特定短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,785単位/日 → (改正後) 2,835単位/日

2. 医療型短期入所の対象者の整理

- 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者を対象とする。
- 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より単位数の高い報酬区分の対象者とする。
- 医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

3. 特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

- 特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児を医療型短期入所の対象者とするに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能が座位まで」の要件を削除。
- その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。
 (現行) 388単位/日 (改正後) 610単位/日 (25点以上) 又は 297単位/日 (10点以上)

4. 日中活動支援の評価

- 医療型短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。
- 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要とされている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。

医療的ケア児者に対する支援の充実 (全体像)

■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	新 基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3:1(新スコア15点以下の児)」「2:1(新スコア16~31点の児)」又は「1:1(新スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		改 看護職員加配加算の要件緩和 (重心事業所)	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
		改 看護職員の基準人員への算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	改 看護職員配置加算の要件緩和	(障害児通所支援と同様に) 看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	新 常勤看護職員等配置加算 (Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	サービス共通 (短期入所・重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス)	改 医療連携体制加算 一部 新	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア(健康観察等)の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。 ・通常は看護師配置がない福祉型短期入所でも、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

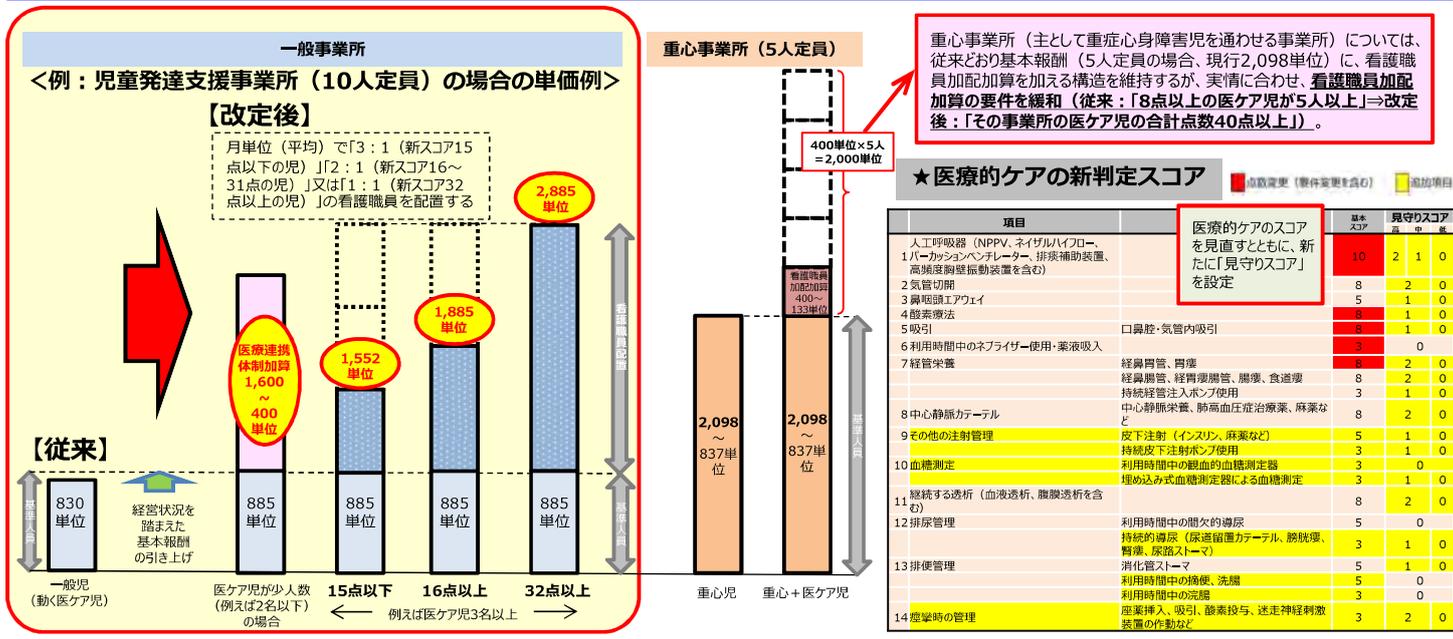
■ 看護職員の配置以外の改定項目 (再掲: 詳細は各サービスの改定資料を参照)

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	改 対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
		改 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	新 医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが 8 が必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

医療的ケア児の基本報酬の創設（障害児通所支援）

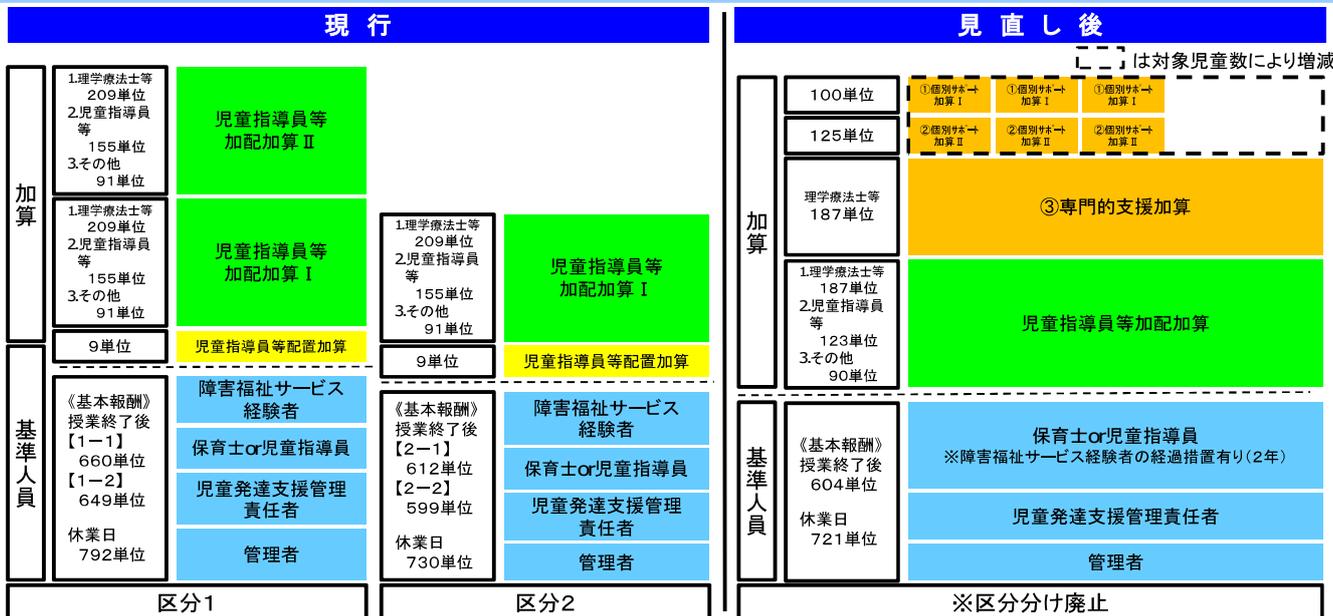
■ 基本的な考え方

- 従来は、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- **今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア（右下欄★）を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。**
基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。
- また、**1事業所当たりごく少数人数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。**（※従来の看護職員加配加算を改組）
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しかったために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、**新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。**



放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

- 放課後等デイサービスについて、現行の事業所を2区分に分けて報酬設定する方法（※1）を改め、**より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定。**
 - ① 個別サポート加算Ⅰ： **ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）**への支援を評価
 - ② 個別サポート加算Ⅱ： **虐待等の要保護児童等**への支援について評価
 - ③ 専門的支援加算： **専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価（※2）
- （※1） 現行は、一定の指標に該当する障害児の数が5割以上である場合を「区分1」、5割未満を「区分2」として、基本報酬を2段階に設定
 （※2） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）
 - さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。
 - 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載
 ※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

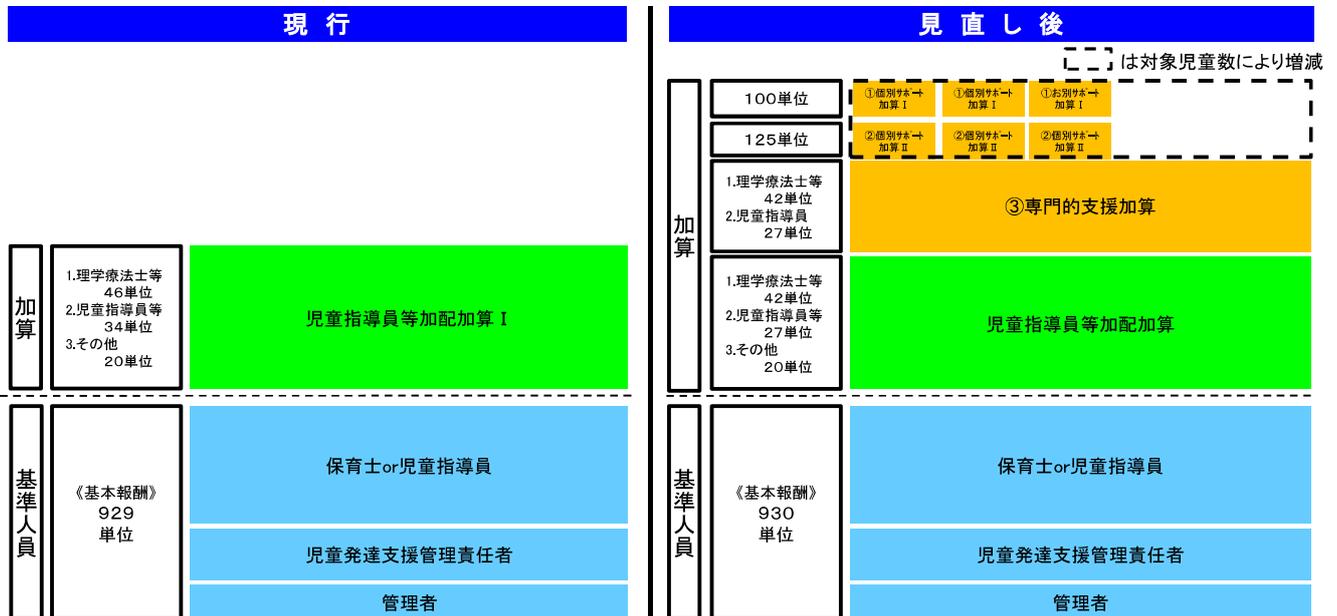
児童発達支援センターの報酬等の見直し

○ 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。

- ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
- ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
- ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



※単位数は障害児（難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く）に支援する場合の定員41人以上50人以下の場合を記載
※上記図の高さは単位数とは一致しない

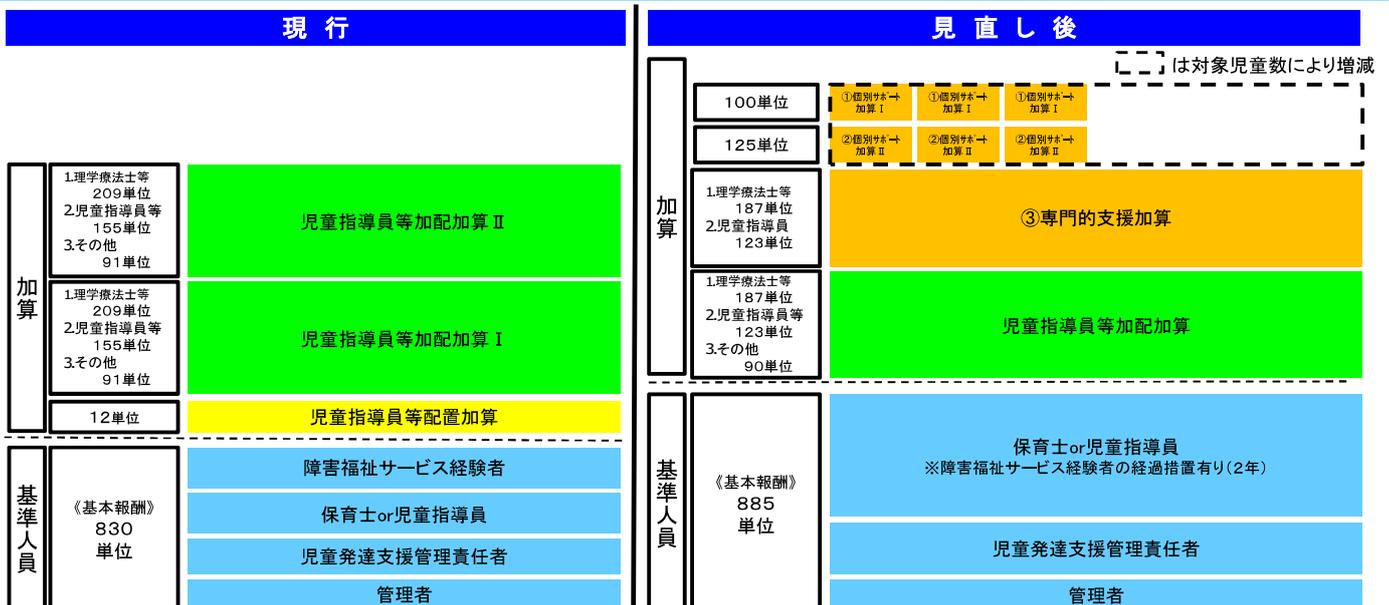
児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し

○ 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。

- ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
- ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
- ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載
※上記図の高さは単位数とは一致しない

障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

- 「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和2年2月）を踏まえ、障害児入所施設の支援の質の向上を図るため、人員配置基準の見直し（4.3：1→4:1等）をするとともに、基本報酬の引き上げを行う。
- 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行を推進するため、ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価等を行う。

○ 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し

- ・ 主として知的障害児を入所させる施設（4.3：1）、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設（乳児又は幼児4:1・少年5:1）の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直しとともに、基本報酬の見直しを行う。

【人員配置基準の見直し内容】

区分	現行	見直し後
主として知的障害児を入所させる施設	4.3：1	4：1
主として盲児又はろうあ児を入所させる施設	乳児又は幼児 4：1 少年 5：1	4：1
主として肢体不自由児を入所させる施設	3.5：1	3.5：1

【参考：児童養護施設の人員基準】

・ 0～1歳児	1.6：1（1.3：1まで加算で対応）
・ 2歳児	2：1
・ 3歳児～就学前	4：1（3：1まで加算で対応）
・ 就学児	5.5：1（4：1まで加算で対応）

【基本報酬の見直しの内容】

※定員が31人以上40人以下の場合の例

主として知的障害児を入所させる施設（現行）655単位 →（見直し後）688単位

○ ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価

- ・ 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、報酬上の評価を行う。（利用定員、提供児童等に応じた単位を設定 8～159単位）

【ソーシャルワーカーの概要】

区分	概要
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

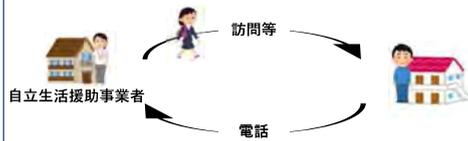
- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

夜間の緊急対応・電話相談の評価

- 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
（新）イ 緊急時支援加算（Ⅰ）711単位/日

電話による相談支援を行った場合
（新）ロ 緊急時支援加算（Ⅱ）94単位/日



地域移行実績の更なる評価

- 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費

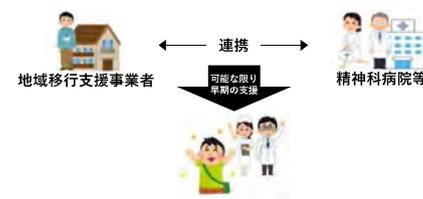
	現行	改定後
(Ⅰ)	3,059単位/月	（新）3,504単位/月
(Ⅱ)	2,347単位/月	3,062単位/月
(Ⅲ)		2,349単位/月

（※）地域移行支援サービス費（Ⅰ）は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。

可能な限り早期の地域移行支援

- 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

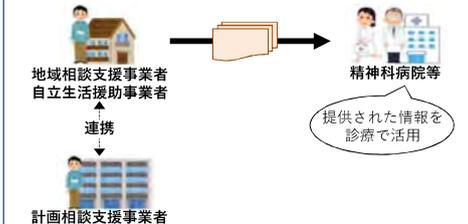
**（見直し後）退院・退所月加算 2,700単位/月
 （1年未満で退院する場合）+500単位/月**



精神保健医療と福祉の連携の促進

- あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

（新）日常生活支援情報提供加算 100単位/回（月に1回を限度）



居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

- 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。
（新）居住支援連携体制加算 35単位/月



ピアサポートの専門性の評価

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

（新）ピアサポート体制加算 100単位/月

- （※1）計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。
- （※2）就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。
- （※3）身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リカバリー体験を活かした助言や共に行動をする支援



感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。
- ※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- ※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用

- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。



事項	対象サービス	内容	
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算（新設）	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算（新設）	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算（新設）	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
相談等	雇用に伴う日常生活上の相談	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	

医療連携体制加算の見直し ～医療的ケアの単価の充実等～

対象サービス： 短期入所^{a)}・重度障害者包括支援^{b)}・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
 共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、**看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実**させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない**福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設**。

	改定後						改定前 (対象者数)	
	医療的ケア以外	医療的ケア	対象サービス及び時間	算定要件 (対象者数)			1名	2～8名
				1名	2名	3～8名 「6」の場合：3名		
1	○	}	1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位
2	○		1時間以上2時間未満	63単位				
3	○		2時間以上	125単位				
4		○	4時間未満 ^{注1)}	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	1,000単位	500単位
5		○	<福祉型短期入所・児童発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位		
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日							

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。
 ※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現行]

- 従業者への**研修実施**（努力義務）
- 虐待の防止等のための**責任者**の設置（努力義務）

[見直し後]

- 従業者への**研修実施**（義務化）
- 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- 虐待の防止等のための**責任者**の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
 - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
 - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点からの見直しを行う。
 - ① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・職員のキャリアアップに資する取組
 - ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - ・生産性の向上につながる取組
 - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めるとする。
- 従来からの処遇改善加算の減算区分であるIV及びV並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）
- 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す（※）。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。

（※）処遇改善加算の加算率の算定方法の見直し
これまで用いている社会福祉施設等調査では、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離がみられること等から、今後の加算率の算定に当たっては、複数のサービスにグループ分けした上で、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いる。

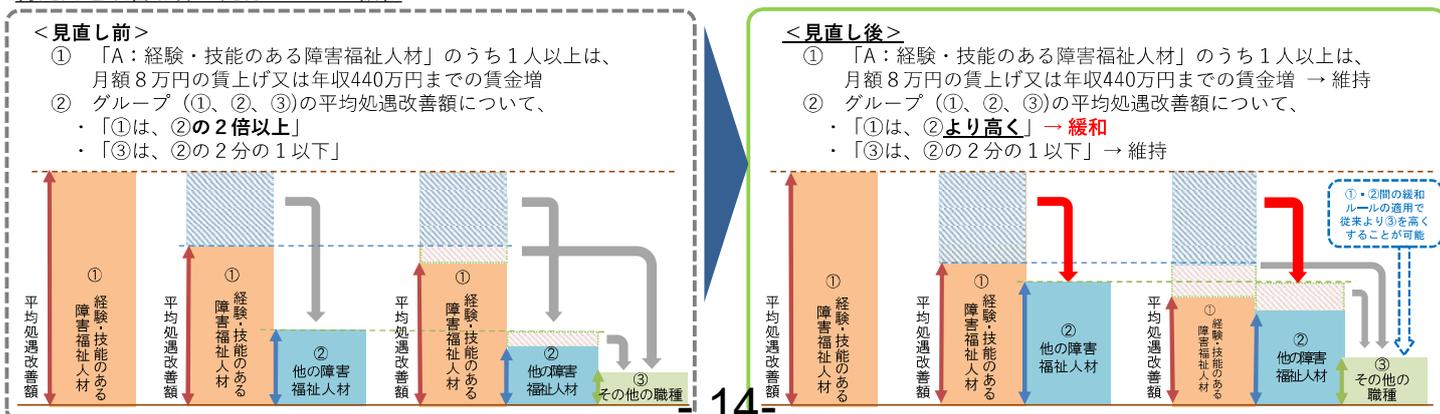
特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

<見直し前>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②の2倍以上」
 - ・「③は、②の2分の1以下」

<見直し後>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 → 維持
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
 - ・「①は、②より高く」 → 緩和
 - ・「③は、②の2分の1以下」 → 維持



(参考) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算・処遇改善加算の全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

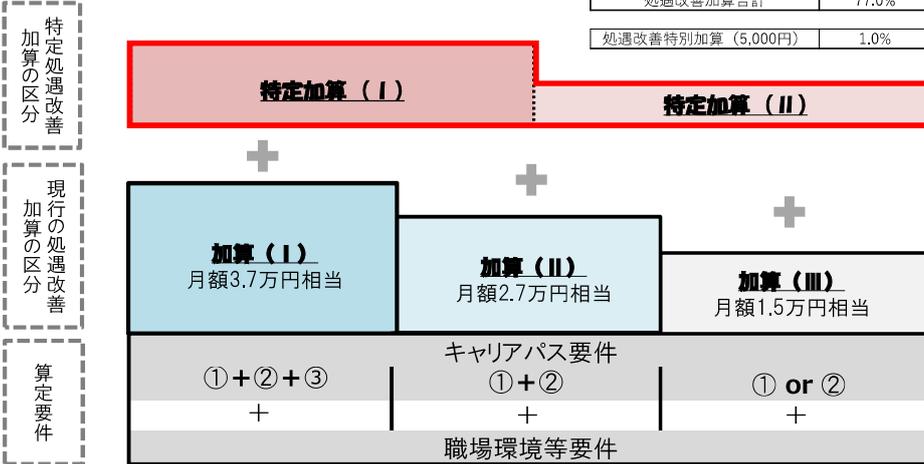
- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定

<特定処遇改善加算の取得状況>

	令和元年10月	令和2年1月	令和2年4月	令和2年9月
(Ⅰ)	21.5%	24.4%	28.3%	29.2%
(Ⅱ)	11.6%	14.2%	17.2%	17.6%
合計	33.1%	38.5%	45.5%	46.8%

<処遇改善加算・処遇改善特別加算の取得状況>

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和2年9月
Ⅰ (37,000円)	48.8%	58.1%	62.7%	67.5%	68.1%
Ⅱ (27,000円)	14.8%	9.9%	8.6%	7.4%	7.3%
Ⅲ (15,000円)	11.8%	9.8%	8.7%	7.2%	7.0%
Ⅳ (Ⅲ×0.9)	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
Ⅴ (Ⅲ×0.8)	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	77.0%	79.2%	81.1%	82.8%	83.1%
処遇改善特別加算 (5,000円)	1.0%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%



以下の加算区分は廃止

※ 経過措置として、令和2年度末から引き続き算定する事業所のみ令和3年度中(令和4年3月サービス提供分)までは算定可能

特別加算
月額0.5万円相当

加算(Ⅳ) 加算(Ⅲ)×0.9	加算(Ⅴ) 加算(Ⅲ)0.8	特別加算 月額0.5万円相当
キャリアパス要件の① or ② or 職場環境等要件	いずれの要件も満たさない	処遇改善対象を福祉・介護職員に限定しない (キャリアパス要件、職場環境等要件は問わない)

(注) 「キャリアパス要件①」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件②」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件③」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和3年2月4日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・7

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実・・・7

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進・・・7

(3) ピアサポートの専門性の評価・・・10

(4) 感染症や災害への対応力の強化・・・11

(5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・12

(6) 医療連携体制加算の見直し・・・12

(7) 障害者虐待防止の更なる推進・・・14

(8) 身体拘束等の適正化・・・14

(9) 人員基準における両立支援への配慮等・・・16

(10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し・・・17

(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し・・・18

(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用・・・19

(13) 地域区分の見直し・・・21

(14) 補足給付の基準費用額の見直し・・・21

(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・21

(16) 送迎加算の取扱い・・・21

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護・・・22

(2) 重度訪問介護・・・23

(3) 同行援護・・・23

(4) 行動援護・・・24

(5) 重度障害者等包括支援・・・24

3 日中活動系サービス

(1) 療養介護・・・25

(2) 生活介護・・・25

(3) 短期入所・・・28

4 施設系・居住支援系サービス	
(1) 施設入所支援	31
(2) 共同生活援助	34
(3) 自立生活援助	37
5 訓練系サービス	
(1) 自立訓練（機能訓練）	39
(2) 自立訓練（生活訓練）	39
6 就労系サービス	
(1) 就労系サービスにおける共通の事項	39
(2) 就労移行支援	41
(3) 就労定着支援	43
(4) 就労継続支援A型	45
(5) 就労継続支援B型	48
7 相談系サービス	
(1) 計画相談支援、障害児相談支援	51
(2) 地域移行支援	56
(3) 地域定着支援	56
8 障害児通所支援	
(1) 障害児通所支援における共通事項	56
(2) 児童発達支援	61
(3) 医療型児童発達支援	62
(4) 放課後等デイサービス	62
(5) 居宅訪問型児童発達支援	63
(6) 保育所等訪問支援	64
9 障害児入所支援	
(1) 障害児入所支援における共通事項	64
(2) 福祉型障害児入所施設	65
(3) 医療型障害児入所施設	68

第3 終わりに	70
----------------	----

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	
[訪問系サービス]	72
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	77
療養介護サービス費	

生活介護サービス費	
短期入所サービス費	
[施設系・居住支援系サービス]	83
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
[訓練系サービス]	90
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
[就労系サービス]	92
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
[相談系サービス]	105
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	107
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	119
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 医療連携体制加算の見直しについて	127
別紙3 夜間支援等体制加算の見直しについて	130
別紙4 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	138
別紙5 就労移行支援体制加算の見直しについて	141
別紙6 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について	147
別紙7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について	151
別紙8 地域区分について	154

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から14年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約120万人、国の予算額は約1.6兆円とそれぞれ約3倍に増加するなど、障害児者への支援は年々拡充している。
また、昨年5月には、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するための基本方針が示されている。
- 今般の報酬改定では、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴う障害児者のニーズへの対応、サービス利用の中核となる相談支援に係る質の向上等のための報酬改定を行う必要がある。
- さらに、利用者数やサービスを提供する事業所数が急増しているサービスがある状況において、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、エビデンスに基づくメリハリのある報酬体系への転換が求められる。
- 一方、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、障害福祉サービス等が利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症等が発生した場合でも、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることが再認識された。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に際しては、各事業所において、大変な苦勞を払い、感染症対策を講じながら必要なサービス提供の確保に取り組まれており、今後も感染症への対応力を強化し、感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保することが必要である。
- このような状況の中、昨年末の令和3年度予算の編成過程において、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.56%とし、感染症等への対応力を強化するとともに、サービスごとの報酬の設定においては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、サービスごとの収支状況を踏まえつつ、メリハリのある対応を行うこととされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年2月から18回にわたって議論を行い、この間46の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。
この「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

2. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のために、地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等の見直しを行うとともに、生活介護等における重度障害者への支援の評価を行う。
- 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
- 相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行う。

(2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- 障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、就労系サービスについて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等行う。
- 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るとともに、日中活動支援の充実を図る。
- 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細かな対応を評価する。

(3) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けやすくなるようサービス提供体制を強化する。
- 放課後等デイサービスの基本報酬について、区分1・区分2の体系を廃止する。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、ケアニーズの高い障害

児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系に見直すとともに、支援の質を向上させるための従業者要件の見直しを行う。

- 障害児入所施設について、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」による提言などを踏まえ、人員基準の見直し、小規模グループケアやソーシャルワーカーの配置等を推進する。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬において、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

(5) 感染症や災害への対応力の強化等

- 障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行う。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用等について、平時においても可能な取扱いとする。

(6) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど、その状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえた上で、報酬・基準等の見直しを行う。
- 障害福祉サービス等の現場の人材確保・ICTの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直しを行う。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等について、整備の促進や機能の充実を図る。

- ① 緊急時における対応機能の強化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援】
- 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の対応を行った場合に加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
+50単位／回※地域生活支援拠点等の場合
自立生活援助、地域定着支援
+50単位／日※地域生活支援拠点等の場合
※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。

- ② 緊急時のための受入機能の強化【短期入所、重度障害者等包括支援】
- 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の受け入れに限らず加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》 100単位／日

- ※ 指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。
- ※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、その構築に資する取組を評価する。

- ① 夜間の緊急対応・電話相談の評価【自立生活援助】
- 業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。

《緊急時支援加算【新設】》

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位／日
 + 50単位／日※地域生活支援拠点等の場合（再掲）
- ※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位／日
- ※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

② 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実（再掲）

③ 地域移行実績の更なる評価【地域移行支援】

- 平成30年度報酬改定では、前年度に1人以上の地域移行があった事業所に対する報酬（地域移行支援サービス費（Ⅰ））を新たに設定したが、地域移行支援の取組を更に推進し地域移行に向けたインセンティブを高めるため、前年度に3人以上の地域移行実績を有する事業所を更に評価する。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現 行]

イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,059単位／月
ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ）	2,347単位／月

[見直し後]

イ <u>地域移行支援サービス費（Ⅰ）</u>	<u>3,504単位／月</u>
ロ <u>地域移行支援サービス費（Ⅱ）</u>	<u>3,062単位／月</u>
ハ <u>地域移行支援サービス費（Ⅲ）</u>	<u>2,349単位／月</u>

※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

- 前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。
- 次の要件のうちいずれかを満たすこと。
 - 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
 - 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。
- 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

④ **精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援**【地域移行支援】

- ・ 入院中の精神障害者に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年未満に退院する場合について、退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価する。

《退院・退所月加算の拡充》

[現 行]

退院・退所月加算 2,700単位／月

[見直し後]

退院・退所月加算 2,700単位／月
+500単位／月※

- ※ 退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合に加算する。

⑤ **精神保健医療と福祉の連携の促進**【自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

《日常生活支援情報提供加算【新設】》 100単位／回（月1回を限度）

⑥ **居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進**【自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

《居住支援連携体制加算【新設】》 35単位／月（体制加算）

- ※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- (1) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。
- (2) 月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

- ・ 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500単位／回（月1回を限度）

(3) ピアサポートの専門性の評価 【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。
- ※ 就労継続支援B型についても、基本報酬の報酬体系の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価する（後掲）。

《ピアサポート体制加算【新設】》 100単位／月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1) の者を配置していることを公表していること。

(4) 感染症や災害への対応力の強化

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

③ 地域と連携した災害対策の推進【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

《運営基準（療養介護の例）》

- 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- ※ 3年間の経過措置を設ける。

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 3年間の経過措置を設ける。

- 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価 【全サービス】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。

なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

《新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価》

全ての障害福祉サービス等事業所 基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。

(5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【居宅介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、計画相談支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設】

- ・ 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(6) 医療連携体制加算の見直し【重度障害者等包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・ 医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に見護を提供した場合や認定特定行為業

務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。

- ① 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- ② 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化する。
- ③ 福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける。
- ④ 共同生活援助における看護師の確保に係る医療連携体制加算について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限（20名まで）を設ける。

《医療連携体制加算の見直し》

[現行] ※ 短期入所の例

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人、4時間以下）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2～8人、4時間以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	39単位／日
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	1,000単位／日（利用者1人、4時間超）
ト	医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位／日（利用者2～8人、4時間超）

[見直し後] ※ 短期入所の例

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	<u>32単位／日（非医ケア、1時間未満）</u>
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	<u>63単位／日（非医ケア、1時間以上2時間未満）</u>
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	<u>125単位／日（非医ケア、2時間以上）</u>
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）（4時間未満）	
	(1)	<u>960単位／日（医ケア1人）</u>
	(2)	<u>600単位／日（医ケア2人）</u>
	(3)	<u>480単位／日（医ケア3～8人）</u>
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）（4時間以上）	
	(1)	<u>1,600単位／日（医ケア1人）</u>
	(2)	<u>960単位／日（医ケア2人）</u>
	(3)	<u>800単位／日（医ケア3～8人）</u>
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）（8時間以上）	
	(1)	<u>2,000単位／日（高度な医ケア（※）1人）</u>
	(2)	<u>1,500単位／日（高度な医ケア（※）2人）</u>
	(3)	<u>1,000単位／日（高度な医ケア（※）3人）</u>

(※) 医療的ケアの判定スコアが16点以上の障害児者

ト	医療連携体制加算 (VII)	500単位/日
チ	医療連携体制加算 (VIII)	100単位/日
リ	医療連携体制加算 (IX)	39単位/日

→「医療連携体制加算の見直しについて」（別紙2）参照

(7) 障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

- ・ 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。
 - ・ 虐待防止委員会（※）の設置等の義務化
 - ・ 従業者への研修の実施の義務化
 - ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
- (※) 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

《障害者虐待防止の更なる推進》

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(8) 身体拘束等の適正化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、

 - ・ まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令

和4年度から義務化

・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

② 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算（令和5年4月から適用）」を創設する。

今回追加する運営基準について、

- ・ 現在、その他のサービスにおいて義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月から義務化
- ・ その他のサービスにおいて今回改正で追加する事項については、令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化

することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

《運営基準【一部新設】》

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、全て新設。

[現 行]

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）

《身体拘束廃止未実施減算【一部新設】》

5単位／日

[現 行]

次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、新設。(令和5年4月から適用)
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること(令和5年4月から適用)
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること(令和5年4月から適用)
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること(令和5年4月から適用)

(9) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

- ① 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する見直しを行う。

《人員基準における両立支援への配慮》

[現 行]

【常勤】指定障害福祉サービス事業所等(以下「事業所」という。)における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していること。

※ ただし、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用している職員については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。

【常勤換算方式】事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

[見直し後]

- ① 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

- ② 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- ③ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。
- ④ ③の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

- ② 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求めることとする。

《運営基準【新設】》

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している障害福祉サービス等事業所については、1年間の経過措置期間を設けることとする。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の算定方法について、以下の見直しを行う。
- 福祉・介護職員数について、現行の加算率の算定に用いている社会福祉施設等調査では、障害者支援施設が実施している昼間の日中活動系サービスに従事する職員数がサービスごとに分類されていないことや、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離が見られることから、今後の加算率の算定に当たっては、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いることとする。

- ・ また、加算率については、サービスごとに設定しているところ、処遇改善加算の運用上、法人単位で加算額以上の賃金改善を行うことも可能としていることや類似するサービス間の均衡を踏まえ、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。
- ・ これらの見直しに際しては、加算率の大幅な変更による影響を緩和する観点から、各サービスの福祉・介護職員数や経営状況等を踏まえて、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映させることとする。

③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

ア 職場環境等要件について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。

- ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
- ・ 職員のキャリアアップに資する取組
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
- ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- ・ 生産性の向上につながる取組
- ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

イ 職場環境等要件に該当する取組の実施については、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。ただし、継続して処遇改善加算を取得している事業所において、当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものとして認めても差し支えないこととする。

→「福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について」（別紙6）参照

(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、加算の更なる取得促進を図るとともに、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールについて、より柔軟な配分を可能とするよう「経験・技能のある障害福祉人材」は「他の障害福祉人材」の「2倍以上と

すること」とするルールについて、「より高くすること」に見直す。

※ 「その他の職種」は「他の障害福祉人材」の「2分の1を上回らないこと」とするルールはこれを維持する。

※ 障害福祉サービス等に従事する職員の特性を考慮して設けられている「職員分類の変更特例」について、実際の届出事例を踏まえ、変更特例の対象となりうる職種をより幅広に例示し、周知する。

- ② また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について、上記(10)の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率と同様、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。

→「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について」（別紙7）参照

(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用【全サービス】

- ・ 障害福祉現場の業務効率化を図るため、下記の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。

【委員会・会議等】

《感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

《身体拘束等の適正化のための対策検討委員会》 ※訪問系、通所系、入所系サービス

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

《虐待防止のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

虐待防止のための対策を検討する委員会

《個別支援計画作成等に係る担当者等会議》 ※通所系、入所系サービス

利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議

《サービス担当者会議・事例検討会等》 ※計画相談支援、障害児相談支援

サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等

《特定事業所加算》 ※訪問系サービス

利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議

《リハビリテーション加算》 ※生活介護

リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンス

《日中活動支援加算【新設】》 ※短期入所

日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面

《経口移行加算》 ※施設入所支援

経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面

《経口維持加算》 ※施設入所支援

経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等

《支援計画会議実施加算【新設】》 ※就労移行支援

就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議

《定着支援連携促進加算【新設】》 ※就労定着支援

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るための関係機関を交えた会議

《居住支援連携体制加算【新設】》 ※自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場

《関係機関連携加算》 ※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るための、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議

【相談・指導等】

《雇用に伴う日常生活の相談等》 ※就労定着支援

利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関して行う利用者に対する相談、指導等の支援

(13) 地域区分の見直し【全サービス】

- 地域区分について、平成30年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることにする。ただし、隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、特例を適用できるものとする。

なお、見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和5年度末まで必要な経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙8）参照

(14) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]		[見直し後]
基準費用額	53,500円	→	54,000円

(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援（児童発達支援、医療型児童発達支援については食事提供加算）】

- 令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

(16) 送迎加算の取扱い【就労継続支援A型、放課後等デイサービス】

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討する事項とされていた、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算につい

て、送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえ、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

- 各サービスの報酬・基準に係る改定項目のうち、以下の改定項目については、全サービス共通の改定項目であるため、「再掲」としての記載は行っていない。
- ・ 1(4)① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化
 - ・ 1(4)② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化
 - ・ 1(4)④ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価
 - ・ 1(7) 障害者虐待防止の更なる推進
 - ・ 1(9) 人員基準における両立支援への配慮等（常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和、適切な職場環境維持（ハラスメント対策））
 - ・ 1(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用
 - ・ 1(13) 地域区分の見直し

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

① 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

- ・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算を行う。

≪居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の評価の見直し≫

[現 行]

居宅介護職員初任者研修課程修了者（「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）第6号の2に定める者。以下同じ。）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

[見直し後]

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算する。

② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（2）重度訪問介護

① 運転中における駐停車時の緊急支援の評価

- ・ ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

《移動介護緊急時支援加算【新設】》

240単位／日

※ 利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（3）同行援護

① 同行援護従業者要件の経過措置の延長

- ・ 同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、
 - 同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、
 - 盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること
 等も踏まえて、令和5年度末まで延長する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）

- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（４）行動援護

① 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

- ・ 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」（実務者研修修了者）等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、
 - 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないことや、
 - 障害福祉人材の確保が困難である状況
 等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図る。

② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

④ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（５）重度障害者等包括支援

① 対象者要件の見直し

- ・ 調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とする者に対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和する。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

[見直し後]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能及び緊急時のための受入機能の強化（再掲）
- ③ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

3 日中活動系サービス

(1) 療養介護

① 対象者要件の明文化

- ・ 障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分5以上の者であって、(1)高度な医療的ケアを必要とする者、(2)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(3)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、(4)これらに準じる状態と市町村が認めた者を療養介護の対象者として明文化する。

- ② 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

(2) 生活介護

① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。

《常勤看護職員等配置加算の拡充》

[現 行]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 28単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8単位/日 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 6単位/日 |

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日

※判定スコアの項目

- ① レスピレーター管理
- ② 気管内挿管、気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ O₂吸入又はs pO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上
- ⑤ 1回/時間以上の頻回の吸引=8、6回/日以上以上の頻回の吸引
- ⑥ ネブライザー6回/日以上又は継続使用
- ⑦ IVH
- ⑧ 経口摂取（全介助）
- ⑨ 経管（経鼻・胃ろう含む。）
- ⑩ 腸ろう・腸管栄養
- ⑪ 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
- ⑫ 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上
- ⑬ 継続する透析（腹膜灌（かん）流を含む。）
- ⑭ 定期導尿3回/日以上
- ⑮ 人工肛門
- ⑯ 体位交換6回/日以上

[見直し後]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日

ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）

※ 看護職員が常勤換算で3人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	84単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	57単位/日

(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位／日
(5) 利用定員が81人以上	18単位／日

※判定スコアの項目

- ① 人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気療法、NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）
- ② 気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ 酸素療法
- ⑤ 吸引（口鼻腔・気管内吸引）
- ⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入
- ⑦ 経管栄養（経鼻腸管、経胃腸管、腸瘻、食道瘻、経鼻胃管、胃瘻、持続経管注入ポンプ使用）
- ⑧ 中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
- ⑨ その他の注射管理（皮下注射（インスリン、麻薬など）、持続皮下注射ポンプ使用）
- ⑩ 血糖測定（利用時間中の観血的血糖測定器、埋め込み式血糖測定器による血糖測定）
- ⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）
- ⑫ 排尿管理（利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ））
- ⑬ 排便管理（消化管ストーマ、利用時間中の排便・洗腸、利用時間中の洗腸）
- ⑭ 痙攣時の管理（坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）

② 重度障害者支援加算の見直し

- ・ 重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乘せする形で評価する。
- ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
- ・ 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用している場合）であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

重度障害者支援加算

- (一) 体制を整えた場合 7単位／日
- (二) 支援を行った場合 180単位／日

※ (二)について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は
+700単位／日

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。）において、指定生活介護等の提供を行った

場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 50単位／日

※ 人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

（一）体制を整えた場合 7単位／日

（二）支援を行った場合 180単位／日

※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して180日以内は+500単位／日

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ イ、ロの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

- ③ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ④ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑧ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（3）短期入所

① 基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

② 医療型短期入所の対象者要件の見直し

- ・ 医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件について、福祉型（強化）短期入所事業所では対応が困難な、高度な医療的ケアが必要であって強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者や医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児等を加える。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

- 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）
 - ア 18歳以上の利用者
 - ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
 - ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重症心身障害者
 - イ 障害児
 - ・ 重症心身障害児

- 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。

[見直し後]

- 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）
 - ア 18歳以上の利用者
 - ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
 - ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者
 - ・ 重症心身障害者
 - ・ 区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者
 - ・ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者
 - ・ その他これらに準ずる者として市町村が認めた者
 - イ 障害児
 - ・ 重症心身障害児
 - ・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児

- 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定

める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。ただし、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）の算定要件に該当する場合を除く。

③ 医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図り、医療度の高い利用者に対する支援を強化する観点から、特別重度支援加算の算定要件を見直すとともに、加算を細分化し利用者の状態像に応じて評価する。

《特別重度支援加算の見直し》

[現 行]

イ 特別重度支援加算（Ⅰ）	388単位／日	<u>（運動機能が座位までであって、判定スコアを合算し10点以上）</u>
ロ 特別重度支援加算（Ⅱ）	120単位／日	

[見直し後]

<u>イ 特別重度支援加算（Ⅰ）</u>	<u>610単位／日</u>	<u>（判定スコアを合算し25点以上）</u>
<u>ロ 特別重度支援加算（Ⅱ）</u>	<u>297単位／日</u>	<u>（判定スコアを合算し10点以上）</u>
<u>ハ 特別重度支援加算（Ⅲ）</u>	120単位／日	

※ 判定スコア

- (1) レスプレーター管理 = 10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 10
- (8) 経口摂取（全介助） = 3
- (9) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正（3回／日以上） = 3
- (13) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 10
- (14) 定期導尿（3回／日以上） = 5
- (15) 人工肛門 = 5
- (16) 体位交換（6回／日以上） = 3

④ 医療型短期入所における日中活動支援の充実

- ・ 医療型短期入所について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要とされている場合であって、発達支援、成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動支援を実施していることを評価するための加算を創設する。

《日中活動支援加算【新設】》

200単位／日

- (1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

- ⑤ 地域生活支援拠点等の緊急時のための受入機能の強化（再掲）
- ⑥ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑦ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑧ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑪ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

① 口腔衛生管理の充実

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。

《口腔衛生管理体制加算【新設】》

30単位／月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位を加算する。

《口腔衛生管理加算【新設】》

90単位／月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知

事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

② 摂食・嚥下機能支援の充実

- ・ 経口移行加算及び経口維持加算について、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価するよう見直す。

《経口移行加算の要件の見直し》

[現 行]

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

(略)

[見直し後]

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(略)

《経口維持加算の見直し》

[現 行]

- イ 経口維持加算（Ⅰ） 28単位／日
※ 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。
- ロ 経口維持加算（Ⅱ） 5単位／日
※ 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

[見直し後]

- イ 経口維持加算（Ⅰ） 400単位／月
※ 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
- ロ 経口維持加算（Ⅱ） 100単位／月
※ 協力歯科医療機関を定めている障害者支援施設等が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

《療養食加算の要件の見直し》

[現 行]

注 栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

[見直し後]

注 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 重度障害者支援加算の見直し

- ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

イ	重度障害者支援加算（Ⅰ）	28単位／日
ロ	重度障害者支援加算（Ⅱ）	
	（一）体制を整えた場合	7単位／日
	（二）支援を行った場合	180単位／日
	※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は	
	+700単位／日	

[見直し後]

イ	重度障害者支援加算（Ⅰ）	28単位／日
ロ	重度障害者支援加算（Ⅱ）	
	（一）体制を整えた場合	7単位／日
	（二）支援を行った場合	180単位／日
	※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して <u>180日以内</u>	
	<u>は+500単位／日</u>	

④ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

⑧ 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

（2）共同生活援助

① 基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。
- ・ 介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬について、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直す。

② 重度障害者支援加算の対象者の拡充（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 重度障害者支援加算について、重度障害者の受入体制を整備するために、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

重度障害者支援加算 360単位／日

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 360単位／日

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 180単位／日（※）

※ ロについては、以下の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。

- ① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修
- ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修

③ 医療的ケアが必要な利用者への支援の評価

- ・ 短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位／日

※ 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。

④ 強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算を創設する。

《強度行動障害者体験利用加算【新設】》 400単位／日

※ 以下の①及び②のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して体験利用として指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。

- ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修
- ② 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修

⑤ 夜間支援等体制加算の見直し（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ 夜間支援等体制加算（I）について、夜間支援業務の実態を踏まえ、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直す。
- ・ 手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設する。
- ・ 現行の加算額は、支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとに加算額を設定しているため、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる事例が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数を設定する。

《夜間支援等体制加算の見直し》

→「夜間支援等体制加算の見直しについて」（別紙3）参照

⑥ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

- ⑦ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑧ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑨ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑪ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（3）自立生活援助

① 基本報酬の対象者の見直し

- ・ 現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（I））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者を加える。

《基本報酬の対象者の見直し》

[現 行]

自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	1,556単位／月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	1,089単位／月

- ※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

[見直し後]

自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	<u>1,558単位／月</u>
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	<u>1,090単位／月</u>

- ※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

② 人員基準の緩和

- ・ 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

《人員基準の見直し》

[現 行]

サービス管理責任者は地域生活支援員とは異なる者でなければならない。

[見直し後]

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

※ ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。

③ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い

- ・ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

《支給決定の更新に係る利用期間の見直し》

[現 行]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である。（原則1回）

[見直し後]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である。（必要に応じて更に更新可）

④ 同行支援加算の見直し

- ・ 同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から、同行支援の回数に応じて評価する。

《同行支援加算の見直し》

[現 行]

- ・ （回数に関わらず）外出を伴う支援を行った場合 500単位／月

[見直し後]

- ・ 月2回まで外出を伴う支援を行った場合 500単位／月
- ・ 月3回外出を伴う支援を行った場合 750単位／月
- ・ 月4回以上外出を伴う支援を行った場合 1,000単位／月

⑤ 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

- ⑥ 夜間の緊急対応・電話相談の評価（再掲）
- ⑦ 精神保健医療と福祉の連携の促進（再掲）
- ⑧ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ⑨ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

5 訓練系サービス

（1）自立訓練（機能訓練）

- ① 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ② 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑥ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（2）自立訓練（生活訓練）

- ① 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ② 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑥ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

6 就労系サービス

（1）就労系サービスにおける共通的事項

① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

- ・ 令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とする。また、令和4年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

《令和3年度の報酬算定に係る実績の算出》

[就労移行支援]

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

- (Ⅰ) 令和元年度及び令和2年度
- (Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）
- (Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度（2年間）

[就労継続支援A型]

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価

[就労継続支援B型] ※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

② 在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

- ・ 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

《在宅でのサービス利用要件》

[現 行]

(利用者要件)

通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内にお

いて訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
キ オが通所により行われ、あわせて力の評価等も行われた場合、力による通所に置き換えて差し支えない。

[見直し後]

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

ア～エ 現行と同じ

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ 現行と同じ

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

③ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

・ 施設外就労に係る加算（※）を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。

（※） 施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ）

・ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

(2) 就労移行支援

① 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し（一部再掲）

・ 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。

・ 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。

※ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所については、従前と同様に前年度の実績により算定する。

《基本報酬の区分決定に係る就労定着率の算出》

[現 行]

前年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合

[見直し後]

前年度及び前々年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合

② アセスメントの質を高めるための取組の評価

- ・ 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

《支援計画会議実施加算【新設】》 583単位／回

各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

③ 人員基準の柔軟化

- ・ 就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

《人員基準の見直し》

[現 行]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。うち、1人以上は常勤でなければならない。

[見直し後]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

④ 実態を踏まえた一般就労の範囲の検討

- ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労移行支援の利用を経て一般就労した際のその一般就労の範囲については、実態として様々な雇用・勤務形態や労働時間数・日数において実際に働くことを実現した障害者がいることなどを踏まえ、現時点においては、雇用形態等による線引きはせず、引き続き雇用契約の有無をもって判断する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

⑥ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）

⑦ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）

⑧ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑨ 医療連携体制加算の見直し（再掲）

⑩ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑫ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

⑬ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

(3) 就労定着支援

① 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し（一部再掲）

- ・ 経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- ・ 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

《基本報酬の区分に係る実績の範囲の見直し》

[現 行]

- (1) 就労定着率が9割以上
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満
- (7) 就労定着率が1割未満

[見直し後]

- (1) 就労定着率が9割5分以上
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満

- (4) 就労定着率が7割以上8割未満
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満
- (7) 就労定着率が3割未満

② 基本報酬の支給要件の見直し

- ・ 現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件とする。

《基本報酬の算定要件の見直し》

[現 行]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

[見直し後]

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

③ 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

- ・ 関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- ・ 関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

《関係機関等との連携強化に係る加算の見直し》

[現 行]

企業連携等調整特別加算

240単位／月

就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

定着支援連携促進加算【新設】

579単位／回

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

④ 対面での支援の要件緩和

- ・ 運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

《対面支援要件の緩和（運営基準の見直し）》

[現 行]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行う。

[見直し後]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う。

⑤ 就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

- ・ 就職後6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を就労移行支援事業所等の運営基準に規定する（※）。

（※）就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び生活介護の運営基準の見直し

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

（4）就労継続支援A型

① 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し

- ・ 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

→「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について」（別紙4）参照

② 基本報酬の算定における評価内容の公表

- ・ 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

《スコア方式による評価内容の公表の義務付け（運営基準の見直し）【新設】》

就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価未公表減算【新設】》

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

③ 一般就労への移行の促進

- ・ 障害者本人の希望と能力・適性に依じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

→「就労移行支援体制加算の見直しについて」（別紙5）参照

《就労移行連携加算【新設】》 1,000単位

就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（I） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉

士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

④ 最低賃金減額特例について

- ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた最低賃金減額特例については、実態として、約9割の事業所において適用者がおらず、また過去に適用者が3人以上いた事業所においても一般就労への移行者を多く出していることから、今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

⑤ 就労継続支援A型における送迎加算の取扱い（一部再掲）

- ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労継続支援A型の送迎加算について、実態として、送迎の理由は「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。
- ・ その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということ念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知する。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）

⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）

⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

- ⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（４）就労継続支援Ｂ型

① 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

- ・ 地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の４月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。

《報酬体系の類型化》

[現 行]

「平均工賃月額」に応じた報酬体系
(就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）)

[見直し後]

- ① 「平均工賃月額」に応じた報酬体系
(就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）)
- ② 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】
(就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）、（Ⅳ）)

② 「平均工賃月額」に応じた報酬体系における基本報酬及び基本報酬の区分の見直し（一部再掲）

- ・ 高工賃を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ・ 現行の７段階の基本報酬の区分について、実績下位３区分に８割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、８段階の区分とする。

《基本報酬区分の見直し》

[現 行]

- (一) 平均工賃月額が４万５千円以上
- (二) 平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満
- (三) 平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満
- (四) 平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満

- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満
- (七) 平均工賃月額が5千円未満

[見直し後]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満
- (八) 平均工賃月額が1万円未満

③ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価（一部再掲）

- ・ 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。
- ・ 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

≪地域協働加算【新設】≫

30単位／日

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

≪ピアサポート実施加算【新設】≫

100単位／月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者によ

り各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

* 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

④ 一般就労への移行の促進（一部再掲）

- ・ 「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

→「就労移行支援体制加算の見直しについて」（別紙5）参照

《就労移行連携加算【新設】》

1,000単位

就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）
- ⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）
- ⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）
- ⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

7 相談系サービス

（1）計画相談支援、障害児相談支援

- ① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し（一部再掲）
 - ・ 令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費）を創設する。
 - ・ これに加えて、相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ））
 - ・ 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことを可能にする。
 - ・ また、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める。
 - ・ 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価する加算を創設する。

- ・ 経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

《主任相談支援専門員配置加算【新設】》 100単位／月

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

《特定事業所加算【廃止】》⇒《機能強化型サービス利用支援費【新設】》
[現 行]

(1) 特定事業所加算Ⅰ 500単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算（Ⅱ） 400単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(3) 特定事業所加算（Ⅲ） 300単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

(4) 特定事業所加算（Ⅳ） 150単位／月
(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、へ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

[見直し後]

(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1,864単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たすこと

※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について同じ。）

(2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,764単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅲ）の要件を満たすこと。

(3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,672単位／月
(算定要件)

現行の特定事業所加算（Ⅳ）の要件を満たすこと。

(4) 機能強化型サービス利用支援（Ⅳ） 1,622単位／月
(算定要件)

イ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、へ、トの要件を満たすこと。

ハ 現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

② サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

- ・ 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提

供を行った場合について、初回加算において更に評価する。

《初回加算の見直し》

[現 行]

初回加算

300単位／月（計画相談）

500単位／月（障害児相談）

[見直し後]

初回加算

300単位／月（計画相談）※

500単位／月（障害児相談）※

※ 従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて

・ 指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって

・ 4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定

③ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

- ・ サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設する。

《集中支援加算【新設】》

300単位／月

- ① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合
- ② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合
- ③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

④ 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価

- ・ サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する。

《居宅介護支援事業所等連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の創設》

[現 行]

居宅介護支援事業所等連携加算 100単位／月

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位／月 (①、②)
100単位／月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位／月 (①、②)
100単位／月 (③)

- ・ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

- ※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。

⑤ 事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進

- ・ 加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとする。
- ・ 利用者の生活の維持・向上のための適切なモニタリング頻度を担保するため、以下のとおり対応する。
 - 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度の決定を行う旨や、モニタリング期間の変更をする際の手続きを再度周知する。
 - 利用者の個別の状況によってモニタリング頻度を短くする必要がある場合を例示する。
 - モニタリング対象月以外における相談支援業務の評価（前述③）については、緊急的、臨時的な取扱いであることを明示し、頻回に算定が必要な利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることを明示する。

⑥ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(2) 地域移行支援

- ① 地域移行実績の更なる評価（再掲）
- ② 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(3) 地域定着支援

- ① 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ② 精神保健医療と福祉の連携の促進（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

8 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

① 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準について、厚生労働科学研究において開発された見守り等のケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 医療連携体制加算の見直し（再掲）

③ 看護職員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 看護職員加配加算の算定要件について、上記①の医療的ケア児に係る判定基準を用いることとし、実態に即して以下のとおり見直す。

《看護職員加配加算の見直し》

[現 行]

① 看護職員加配加算（Ⅰ） 【看護職員1人分の加算】

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して1以上になること。

イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

※ 児童発達支援センター以外の場合、スコアが16点以上の障害児は2名としてカウントする。

② 看護職員加配加算（Ⅱ） 【看護職員2人分の加算】

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

③ 看護職員加配加算（Ⅲ） 【看護職員3人分の加算】

（主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所のみ）

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

[見直し後]

＜主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所＞

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。

＜主として重症心身障害児を通わせる事業所＞

① 看護職員加配加算（Ⅰ） 【看護職員1人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

② 看護職員加配加算（Ⅱ） 【看護職員2人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。

④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。）。

《看護職員の基準人員の取扱いの見直し》

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととし、置いた場合は当該看護職員を児童指導員等の員数に含めることができる（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により

配置する看護職員を除く。)

※ 児童発達支援センター（主として難聴児・重症心身障害児を通わせる場合を除く。）は、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

⑤ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ NICU等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことから、医療的ケアに係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の判定を行う際には、医師の判断を活用する。

⑥ 人員基準の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみにより人員基準を見直すこととする。（令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける）。

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）

[見直し後]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）

※ 令和3年3月31日時点で、指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。

⑦ 家族支援の評価の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件を見直す。
- ・ 事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能とするなどの見直しを行う。

《訪問支援特別加算の家庭連携加算への統合》

[現 行]

家庭連携加算（月2回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

訪問支援特別加算（月2回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

[見直し後]

家庭連携加算（月4回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

《事業所内相談支援加算の見直し》

[現 行]

事業所内相談支援加算（月1回を限度）	35単位/回
--------------------	--------

[見直し後]

事業所内相談支援加算（Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回を限度）

イ <u>事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別）</u>	<u>100単位/回</u>
ロ <u>事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ）</u>	<u>80単位/回</u>

⑧ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅰ）【新設】》

100単位/日

⑨ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅱ）【新設】》

125単位／日

⑩ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算を創設する。

※ 児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。

- ・ 難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

《児童指導員等加配加算の見直し》

[現 行]

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 10単位～105単位／日

ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36単位～418単位／日

児童指導員等加配加算（Ⅱ） 36単位～209単位／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス（区分1）

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36単位～209単位／日

児童指導員等加配加算（Ⅱ）	36単位～209単位／日
□ 放課後等デイサービス（区分2）	
児童指導員等加配加算（Ⅰ）	36単位～209単位／日
ハ 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	
児童指導員等加配加算（Ⅰ）	61単位～418単位／日

[見直し後]

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合	11単位～ 93単位／日
□ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合	36単位～374単位／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス	36単位～187単位／日
□ 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	60単位～374単位／日

《専門的支援加算【新設】》

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合	15単位～ 93単位／日
□ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合	49単位～374単位／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス	75単位～187単位／日
□ 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	125単位～374単位／日

(2) 児童発達支援

① 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定（一部再掲）

- ・ 児童発達支援の基本報酬について、経営の実態等を勘案しつつ、事業所の定員規模別の報酬単価も含めて見直しを行う。
- ・ 基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 医療連携体制加算の見直し（再掲）

③ 看護職員加配加算の見直し（再掲）

④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（再掲）

⑤ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（再掲）

- ⑥ 人員基準の見直し（再掲）
- ⑦ 家族支援の評価の充実（再掲）
- ⑧ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）
- ⑨ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）
- ⑩ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（再掲）
- ⑪ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑫ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑭ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑮ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（3）医療型児童発達支援

- ① 家族支援の評価の充実（再掲）
- ② 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）
- ③ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）
- ④ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑧ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（4）放課後等デイサービス

- ① 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定（一部再掲）
 - ・ 平成30年度報酬改定において導入された指標該当児童の割合による基本報酬の区分について、指標該当児童を受け入れた場合でも、当該事業所における指標該当児童の割合が50%以上に達しない限り、基本報酬上の評価がされないなどの指摘を踏まえ、現行の区分1・区分2の報酬体系を廃止するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
 - ・ 基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 極端な短時間のサービス提供の取扱い
 - ・ 極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。
 - ・ ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではない。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分以下）のサービス

提供となった場合は、欠席時対応加算（Ⅱ）の算定を可能とする。

《欠席時対応加算（Ⅱ）【新設】》

94単位／回

③ 送迎加算の取扱い（再掲）

- ・ 平成30年度報酬改定において、引き続き検討する事項とされていた放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果（知的障害児の利用が多く、通所に当たっての安全面を十分に考慮することが必要である）を踏まえ、障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

④ 利用対象者の拡大の検討

- ・ 地方分権改革推進提案における放課後等デイサービスの利用対象者に専修学校等の通学者を加えるとの提案については、次期制度見直しに向けて検討することとし、今回の報酬改定において対応は行わない。

⑤ 医療連携体制加算の見直し（再掲）

⑥ 看護職員加配加算の見直し（再掲）

⑦ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（再掲）

⑧ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（再掲）

⑨ 人員基準の見直し（再掲）

⑩ 家族支援の評価の充実（再掲）

⑪ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）

⑫ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）

⑬ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（再掲）

⑭ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑮ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（5）居宅訪問型児童発達支援

① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

② 身体拘束等の適正化（再掲）

③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（6）保育所等訪問支援

① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

- ② 身体拘束等の適正化（再掲）
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

9 障害児入所支援

(1) 障害児入所支援における共通事項

① 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理

- ・ 重度障害児支援加算について、ケアの小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていないことから、小規模グループケアに対応した施設要件となるように見直す。

《重度障害児支援加算の要件の見直し》

[現 行]

- ①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。

[見直し後]

- ①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。ただし、小規模グループケア加算を算定している場合は、①と②の基準を満たさなくても算定できるものとする。

- ※ ③の基準は、重度障害児者の火災時等の安全確保の観点から、小規模グループケアを実施する場合であっても満たすことを求めることとする。

② ソーシャルワーカーの配置の評価

- ・ 地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有する者）を専任で配置することを評価する加算を設ける。

《ソーシャルワーカー配置加算【新設】》

※主として知的障害児に対して指定入所支援を行った場合の例

- ・ 利用定員が 10人以下 159単位/日
- ・ 利用定員が 11人以上 20人以下 79単位/日

・ 利用定員が 21人以上 30人以下	53単位/日
・ 利用定員が 31人以上 40人以下	40単位/日
・ 利用定員が 41人以上 50人以下	32単位/日
・ 利用定員が 51人以上 60人以下	26単位/日
・ 利用定員が 61人以上 70人以下	23単位/日
・ 利用定員が 71人以上 80人以下	20単位/日
・ 利用定員が 81人以上 90人以下	18単位/日
・ 利用定員が 91人以上100人以下	16単位/日
・ 利用定員が101人以上110人以下	14単位/日
・ 利用定員が111人以上120人以下	13単位/日
・ 利用定員が121人以上130人以下	12単位/日
・ 利用定員が131人以上150人以下	11単位/日
・ 利用定員が151人以上160人以下	10単位/日
・ 利用定員が161人以上180人以下	9単位/日
・ 利用定員が181人以上	8単位/日

③ 自活訓練加算の見直し

- ・ 退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す。

《自活訓練加算の見直し》

[現 行]

- ・ 実施時期 特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に6月間（180日）を1回（さらに継続の必要がある場合は2回）。
- ・ 実施場所 施設に隣接した借家等。

[見直し後]

- ・ 実施時期 高校入学から措置延長も考慮し、20歳までの間で柔軟に設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に12月間（360日）の範囲内で柔軟に設定。
- ・ 実施場所 適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等。

(2) 福祉型障害児入所施設

① 人員基準及び基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 主として知的障害児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直すとともに、基本報酬を見直す。

《人員基準の見直し》

[現 行]

○ 児童指導員及び保育士の総数

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)

- (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

[見直し後]

○ 児童指導員及び保育士の総数

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)

- (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

② 愛着形成に配慮した評価の見直し

- ・ 幼児期における愛着形成を図るための評価について、全国の0～5歳の入所児童数を踏まえ、全ての乳幼児が対象となるよう、幼児加算を見直す。

《愛着形成に配慮した評価の見直し》

[現 行]

幼児加算

78単位/日

※ 幼児である障害児(盲児又はろうあ児に限る。)が利用する場合に算定。

[見直し後]

乳幼児加算

78単位/日

※ 乳幼児である障害児が利用する場合に算定。

③ 小規模グループケアの推進

- ・ 障害児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とし、当該支援を行うことを評価するため、小規模グループケア加算を見直す。

《小規模グループケア加算の見直し》

[現 行] 小規模グループケア加算 240単位/日

[見直し後] 小規模グループケア加算 240単位/日

※ サテライト型として実施した場合 +308単位/日

④ 看護職員配置加算の見直し

- ・ 医療的ケア児を受け入れる体制を整備する観点から、看護職員配置加算（Ⅱ）の判定スコアについて、（１）①の医療的ケア児に係る新たな判定基準のスコアを用いることにするとともに、算定要件を見直す。

《看護職員配置加算（Ⅱ）の見直し》

[現 行]

現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

[見直し後]

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

- ⑤ 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理（再掲）
- ⑥ ソーシャルワーカーの配置の評価（再掲）
- ⑦ 自活訓練加算の見直し（再掲）
- ⑧ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑨ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑪ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑫ 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

(3) 医療型障害児入所施設

① 重度重複障害児加算の見直し

- ・ 主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設に入所している重症心身障害周辺児への支援の困難性を勘案し、当該施設での重度重複障害児加算について、複数（2以上）の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう算定要件を見直す。

《重度重複障害児加算の見直し》

[現 行]

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそ
しゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち3
以上の障害を有する児童に支援を行う。

[見直し後]

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそ
しゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2
以上の障害を有する児童に支援を行う。

② 強度行動障害児の支援の評価

- ・ 強度行動障害児の支援について、医療的アプローチとともに、入所児童の発達保障の観点から環境調整をはじめとした福祉的アプローチの必要性があることから、福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設においても算定できるように見直す。

《強度行動障害児特別支援加算【新設】》 781単位／日

※ 加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位／日

③ 小規模グループケアの推進

- ・ 医療型障害児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す（一定の要件を満たした場合に、台所・便所の設置を不要とすることを可能とする。）。

《小規模グループケア加算の算定要件の見直し》

[現 行]

設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食
堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台
所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模
グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用すること

ができる場合には設けないことができる。

[見直し後]

設備については、小規模グループケアの各单位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。(ただし、以下の(1)から(3)までに掲げる設備の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める場合、それぞれ当該設備を設けないことができる。)

- (1) 台所： 利用者の障害の特性から、小規模グループケアの単位内で調理することが困難であって、敷地内にある他の建物の設備で調理することが適当な場合
- (2) 浴室： 当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合
- (3) 便所： 利用者の障害の特性から、当該小規模グループケアの単位に設置する必要がない場合

- ④ 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理（再掲）
- ⑤ ソーシャルワーカーを配置することの評価（再掲）
- ⑥ 自活訓練加算の見直し（再掲）
- ⑦ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑧ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑪ 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

第3 終わりに

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き検討・検証を行う。
 - ① **ピアサポートの専門性について**
 - ・ ピアサポートの専門性の評価の対象サービスについて、ピアサポート体制加算の運用状況を踏まえつつ、引き続き検討する。
 - ② **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
 - ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
 - ③ **自立生活援助の標準利用期間について**
 - ・ 自立生活援助の標準利用期間については、支給決定期間の更新の運用状況を踏まえつつ、今後の課題として引き続き検討する。
 - ④ **自立訓練における支援の在り方について**
 - ・ 自立訓練における支援の在り方について、訓練効果の標準的な評価手法の検討や、機能訓練及び生活訓練の対象者の見直し後の運用状況等を踏まえ、引き続き検討する。
 - ⑤ **就労系サービスの在り方について**
 - ・ 就労系サービスの在り方については、今回の報酬改定の内容を踏まえ、雇用担当部局と連携し、その検討を進める。
 - ⑥ **計画相談支援及び障害児相談支援の業務の報酬上の評価等について**
 - ・ 多岐に渡る計画相談支援等の業務をより適切に評価するため、計画相談支援等の業務に関する報酬上の評価や担当件数、モニタリング実施標準期間の在り方について引き続き検討する。
 - ⑦ **放課後等デイサービスの在り方について**
 - ・ 放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度の在り方を今後検討する。その中で、放課後等デイサービスの利用対象児童となる学校の範囲等について検討を深める。

⑧ 障害福祉サービス等経営実態調査等の活用について

- 障害福祉サービス等の持続可能性を確保していくためには、今後も各サービスの経営状況やサービスの質を反映したきめ細かな報酬を設定する必要があることから、障害福祉サービス等経営実態調査等をより有効に活用し、精緻な分析を行うための方策について研究を進める。

⑨ 障害福祉現場の業務効率化の推進について

- 人材確保の観点からも、障害福祉現場の業務効率化及び職員の負担軽減をさらに推進していく必要があることを踏まえ、調査研究等の実施を通じて、これらに関する実証データの収集に努めながら、その方策について検討を進める。
- また、各種会議や多職種間の連携及びサービス提供におけるICTの活用方策等についても、今回の改定におけるICTの活用等に係る実施状況を踏まえつつ、検討を進める。

⑩ 食事提供体制加算について

- 食事提供体制加算については、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	現行
≪訪問系サービス≫ 第1 居宅介護 居宅介護サービス費	≪訪問系サービス≫ 第1 居宅介護 居宅介護サービス費
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合	(1) 所要時間 30 分未満の場合
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合
(7) 所要時間 3 時間以上の場合	(7) 所要時間 3 時間以上の場合
間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合	ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合	(1) 所要時間 30 分未満の場合
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>83 単位</u> を加算した単位数	(7) 所要時間 3 時間以上の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>81 単位</u> を加算した単位数
ハ 家事援助が中心である場合	ハ 家事援助が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>105 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>102 単位</u>
(2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合 <u>152 単位</u>	(2) 所要時間 30 以上 45 分未満の場合 <u>148 単位</u>
(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合 <u>196 単位</u>	(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合 <u>191 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合 <u>238 単位</u>	(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合 <u>232 単位</u>
(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>274 単位</u>	(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>268 単位</u>
(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>309 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに <u>35 単位</u> を加算した単位数	(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>302 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに <u>34 単位</u> を加算した単位数
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>105 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>102 単位</u>
(2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合 <u>196 単位</u>	(2) 所要時間 30 以上 1 時間未満の場合 <u>191 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>274 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>268 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>343 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>69 単位</u> を加算した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>336 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>68 単位</u> を加算した単位数
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
<u>101 単位</u>	<u>98 単位</u>
※共生型サービスは上記と同様。	※共生型サービスは上記と同様。
第 2 重度訪問介護 重度訪問介護サービス費	第 2 重度訪問介護 重度訪問介護サービス費
イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合	イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合
(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>185 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>184 単位</u>

(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>366 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>457 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>549 単位</u>
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>640 単位</u>	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>639 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>732 単位</u>	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>731 単位</u>
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 <u>817 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数		(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 <u>816 単位</u> に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 <u>1,497 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数		(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 <u>1,496 単位</u> に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合		(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	
	<u>2,172 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数		<u>2,171 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 <u>2,818 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 <u>2,817 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合		(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	
	<u>3,500 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数		<u>3,499 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合		□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>185 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>184 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>275 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>274 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>367 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>366 単位</u>
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>458 単位</u>	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>457 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>550 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>549 単位</u>

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>640 単位</u>	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>639 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>732 単位</u>	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>731 単位</u>
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	<u>817 単位</u> に所要時間 4 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	<u>816 単位</u> に所要時間 4 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	<u>1,497 単位</u> に所要時間 8 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	<u>1,496 単位</u> に所要時間 8 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	<u>2,172 単位</u> に所要時間 12 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	<u>2,171 単位</u> に所要時間 12 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	<u>2,818 単位</u> に所要時間 16 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	<u>2,817 単位</u> に所要時間 16 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	<u>3,500 単位</u> に所要時間 20 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	<u>3,499 単位</u> に所要時間 20 時間 間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
※共生型サービスは上記と同様。		※共生型サービスは上記と同様。	
第 3 同行援護		第 3 同行援護	
同行援護サービス費		同行援護サービス費	
イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>190 単位</u>	イ 所要時間 30 分未満の場合	<u>184 単位</u>
ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>300 単位</u>	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>292 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>433 単位</u>	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>421 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>498 単位</u>	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>485 単位</u>

ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>563 単位</u>	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>548 単位</u>
ハ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>628 単位</u>	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>611 単位</u>
ト	所要時間 3 時間以上の場合 <u>693 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>65 単位</u> を加算した単位数		所要時間 3 時間以上の場合 <u>674 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに <u>63 単位</u> を加算した単位数	
第 4 行動援護				
行動援護サージス費				
イ	所要時間 30 分未満の場合	<u>258 単位</u>	所要時間 30 分未満の場合	<u>255 単位</u>
ロ	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>407 単位</u>	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>403 単位</u>
ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>592 単位</u>	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>587 単位</u>
ニ	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>741 単位</u>	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>735 単位</u>
ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>891 単位</u>	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>884 単位</u>
ヘ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,040 単位</u>	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,032 単位</u>
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,191 単位</u>	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,182 単位</u>
チ	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,340 単位</u>	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,330 単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,491 単位</u>	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,480 単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,641 単位</u>	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,628 単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,791 単位</u>	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,777 単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,940 単位</u>	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,925 単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,091 単位</u>	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,075 単位</u>
カ	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,240 単位</u>	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,223 単位</u>
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,391 単位</u>	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,373 単位</u>
タ	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,540 単位</u>	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,520 単位</u>

<p>第5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合</p> <p>(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>203 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合 <u>303 単位</u>に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合 <u>2,501 単位</u>に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） <u>953 単位</u></p> <p>ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） <u>1,003 単位</u></p> <p>《《日中活動系サービス》》</p> <p>第1 療養介護 療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費(I)</p>	<p>第5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合</p> <p>(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>202 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合 <u>302 単位</u>に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合 <u>2,500 単位</u>に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） <u>949 単位</u></p> <p>ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） <u>1,000 単位</u></p> <p>《《日中活動系サービス》》</p> <p>第1 療養介護 療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費(I)</p>
---	---

(一) 利用定員が40人以下	965 単位	(一) 利用定員が40人以下	948 単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	939 単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	922 単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	891 単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	875 単位
(四) 利用定員が81人以上	853 単位	(四) 利用定員が81人以上	838 単位
(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)		(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)	
(一) 利用定員が40人以下	703 単位	(一) 利用定員が40人以下	690 単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	667 単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	655 単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	619 単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	608 単位
(四) 利用定員が81人以上	589 単位	(四) 利用定員が81人以上	578 単位
(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)		(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が40人以下	556 単位	(一) 利用定員が40人以下	546 単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	527 単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	517 単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	497 単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	488 単位
(四) 利用定員が81人以上	475 単位	(四) 利用定員が81人以上	466 単位
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が40人以下	445 単位	(一) 利用定員が40人以下	437 単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	409 単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	401 単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	381 単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	374 単位
(四) 利用定員が81人以上	361 単位	(四) 利用定員が81人以上	354 単位
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が40人以下	445 単位	(一) 利用定員が40人以下	437 単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	409 単位	(二) 利用定員が41人以上60人以下	401 単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	381 単位	(三) 利用定員が61人以上80人以下	374 単位
(四) 利用定員が81人以上	361 単位	(四) 利用定員が81人以上	354 単位

口 経過の療養介護サービス費	経過の療養介護サービス費
(1) 経過の療養介護サービス費 (I)	(1) 経過の療養介護サービス費 (I)
(一) 利用定員が40人以下	(一) 利用定員が40人以下
(二) 利用定員が41人以上60人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下
(三) 利用定員が61人以上80人以下	(三) 利用定員が61人以上80人以下
(四) 利用定員が81人以上	(四) 利用定員が81人以上
第2 生活介護	第2 生活介護
生活介護サービス費 (1日につき)	生活介護サービス費 (1日につき)
イ 生活介護サービス費	イ 生活介護サービス費
(1) 利用定員が20人以下	(1) 利用定員が20人以下
(一) 区分6	(一) 区分6
(二) 区分5	(二) 区分5
(三) 区分4	(三) 区分4
(四) 区分3	(四) 区分3
(五) 区分2以下	(五) 区分2以下
(2) 利用定員が21人以上40人以下	(2) 利用定員が21人以上40人以下
(一) 区分6	(一) 区分6
(二) 区分5	(二) 区分5
(三) 区分4	(三) 区分4
(四) 区分3	(四) 区分3
(五) 区分2以下	(五) 区分2以下
(3) 利用定員が41人以上60人以下	(3) 利用定員が41人以上60人以下
(一) 区分6	(一) 区分6
902 単位	902 単位
902 単位	902 単位
873 単位	873 単位
838 単位	838 単位
1,288 単位	1,288 単位
964 単位	964 単位
669 単位	669 単位
599 単位	599 単位
546 単位	546 単位
1,147 単位	1,147 単位
853 単位	853 単位
585 単位	585 単位
524 単位	524 単位
476 単位	476 単位
1,108 単位	1,108 単位
886 単位	886 単位
886 単位	886 単位
857 単位	857 単位
823 単位	823 単位
1,291 単位	1,291 単位
969 単位	969 単位
687 単位	687 単位
617 単位	617 単位
564 単位	564 単位
1,151 単位	1,151 単位
859 単位	859 単位
605 単位	605 単位
544 単位	544 単位
496 単位	496 単位
1,111 単位	1,111 単位

(二) 区分5	<u>820 単位</u>	(二) 区分5	<u>824 単位</u>
(三) 区分4	<u>562 単位</u>	(三) 区分4	<u>573 単位</u>
(四) 区分3	<u>496 単位</u>	(四) 区分3	<u>507 単位</u>
(五) 区分2以下	<u>453 単位</u>	(五) 区分2以下	<u>464 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	<u>1,052 単位</u>	(一) 区分6	<u>1,055 単位</u>
(二) 区分5	<u>785 単位</u>	(二) 区分5	<u>789 単位</u>
(三) 区分4	<u>543 単位</u>	(三) 区分4	<u>554 単位</u>
(四) 区分3	<u>487 単位</u>	(四) 区分3	<u>498 単位</u>
(五) 区分2以下	<u>439 単位</u>	(五) 区分2以下	<u>450 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	<u>1,039 単位</u>	(一) 区分6	<u>1,038 単位</u>
(二) 区分5	<u>774 単位</u>	(二) 区分5	<u>773 単位</u>
(三) 区分4	<u>541 単位</u>	(三) 区分4	<u>540 単位</u>
(四) 区分3	<u>484 単位</u>	(四) 区分3	<u>483 単位</u>
(五) 区分2以下	<u>434 単位</u>	(五) 区分2以下	<u>433 単位</u>
□ 共生型生活介護サービス費		□ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>693 単位</u>	(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>698 単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>854 単位</u>	(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>859 単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費		ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>693 単位</u>	(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>698 単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>854 単位</u>	(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>859 単位</u>
第3 短期入所		第3 短期入所	

短期入所サービス費（1日につき）	短期入所サービス費（1日につき）
イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>903 単位</u>
(二) 区分5	<u>767 単位</u>
(三) 区分4	<u>634 単位</u>
(四) 区分3	<u>570 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>498 単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6	<u>589 単位</u>
(二) 区分5	<u>516 単位</u>
(三) 区分4	<u>311 単位</u>
(四) 区分3	<u>235 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>169 単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(III)	
(一) 区分3	<u>767 単位</u>
(二) 区分2	<u>602 単位</u>
(三) 区分1	<u>498 単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)	
(一) 区分3	<u>516 単位</u>
(二) 区分2	<u>273 単位</u>
(三) 区分1	<u>169 単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>1,104 単位</u>
イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>902 単位</u>
(二) 区分5	<u>766 単位</u>
(三) 区分4	<u>633 単位</u>
(四) 区分3	<u>569 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>497 単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6	<u>588 単位</u>
(二) 区分5	<u>515 単位</u>
(三) 区分4	<u>310 単位</u>
(四) 区分3	<u>234 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>168 単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(III)	
(一) 区分3	<u>766 単位</u>
(二) 区分2	<u>601 単位</u>
(三) 区分1	<u>497 単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)	
(一) 区分3	<u>515 単位</u>
(二) 区分2	<u>272 単位</u>
(三) 区分1	<u>168 単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>1,103 単位</u>

(二) 区分5	969 単位	(二) 区分5	968 単位
(三) 区分4	835 単位	(三) 区分4	834 単位
(四) 区分3	772 単位	(四) 区分3	771 単位
(五) 区分1及び区分2	700 単位	(五) 区分1及び区分2	699 単位
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	791 単位	(一) 区分6	790 単位
(二) 区分5	719 単位	(二) 区分5	718 単位
(三) 区分4	513 単位	(三) 区分4	512 単位
(四) 区分3	438 単位	(四) 区分3	437 単位
(五) 区分1及び区分2	370 単位	(五) 区分1及び区分2	369 単位
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	969 単位	(一) 区分3	968 単位
(二) 区分2	804 単位	(二) 区分2	803 単位
(三) 区分1	700 単位	(三) 区分1	699 単位
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	719 単位	(一) 区分3	718 単位
(二) 区分2	475 単位	(二) 区分2	474 単位
(三) 区分1	370 単位	(三) 区分1	369 単位
□ 医療型短期入所サービス費		□ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	3,010 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,907 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,762 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,703 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,747 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,690 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,835 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,785 単位

(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,636 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,571 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,646 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,588 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,070 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,027 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,943 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,893 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,266 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,217 単位
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅰ)	767 単位	(1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅰ)	766 単位
(2) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅱ)	235 単位	(2) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅱ)	234 単位
(3) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅰ)	965 単位	(3) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅰ)	964 単位
(4) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅱ)	436 単位	(4) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅱ)	435 単位
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	767 単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	766 単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	235 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	234 単位
<u>《施設系・居住支援系サービス》</u>		<u>《施設系・居住支援系サービス》</u>	
第1 施設入所支援		第1 施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	459 単位	(1) 区分6	458 単位
(2) 区分5	387 単位	(2) 区分5	386 単位
(3) 区分4	312 単位	(3) 区分4	311 単位
(4) 区分3	236 単位	(4) 区分3	235 単位
(5) 区分2以下	171 単位	(5) 区分2以下	170 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	

(1) 区分6	360 単位	(1) 区分6	359 単位
(2) 区分5	301 単位	(2) 区分5	300 単位
(3) 区分4	239 単位	(3) 区分4	238 単位
(4) 区分3	188 単位	(4) 区分3	187 単位
(5) 区分2以下	149 単位	(5) 区分2以下	148 単位
ハ 利用定員が61人以上80人以下		ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分6	299 単位	(1) 区分6	298 単位
(2) 区分5	251 単位	(2) 区分5	250 単位
(3) 区分4	201 単位	(3) 区分4	200 単位
(4) 区分3	165 単位	(4) 区分3	164 単位
(5) 区分2以下	135 単位	(5) 区分2以下	134 単位
ニ 利用定員が81人以上		ニ 利用定員が81人以上	
(1) 区分6	273 単位	(1) 区分6	272 単位
(2) 区分5	226 単位	(2) 区分5	225 単位
(3) 区分4	181 単位	(3) 区分4	180 単位
(4) 区分3	149 単位	(4) 区分3	148 単位
(5) 区分2以下	128 単位	(5) 区分2以下	127 単位
第2 共同生活援助		第2 共同生活援助	
1 共同生活援助サービス費(1日につき)		1 共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 共同生活援助サービス費(I)		イ 共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	667 単位	(1) 区分6	666 単位
(2) 区分5	552 単位	(2) 区分5	551 単位
(3) 区分4	471 単位	(3) 区分4	470 単位

(4) 区分3	381 単位	(4) 区分3	384 単位
(5) 区分2	292 単位	(5) 区分2	294 単位
(6) 区分1以下	243 単位	(6) 区分1以下	244 単位
□ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)		□ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	
(1) 区分6	616 単位	(1) 区分6	615 単位
(2) 区分5	500 単位	(2) 区分5	499 単位
(3) 区分4	421 単位	(3) 区分4	420 単位
(4) 区分3	331 単位	(4) 区分3	333 単位
(5) 区分2	243 単位	(5) 区分2	244 単位
(6) 区分1以下	198 単位	(6) 区分1以下	199 単位
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)		ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分6	583 単位	(1) 区分6	582 単位
(2) 区分5	467 単位	(2) 区分5	466 単位
(3) 区分4	387 単位	(3) 区分4	386 単位
(4) 区分3	298 単位	(4) 区分3	300 単位
(5) 区分2	209 単位	(5) 区分2	210 単位
(6) 区分1以下	170 単位	(6) 区分1以下	171 単位
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)		ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分6	697 単位	(1) 区分6	696 単位
(2) 区分5	582 単位	(2) 区分5	581 単位
(3) 区分4	501 単位	(3) 区分4	500 単位
(4) 区分3	411 単位	(4) 区分3	414 単位
(5) 区分2	322 単位	(5) 区分2	324 単位
(6) 区分1以下	272 単位	(6) 区分1以下	274 単位

ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）
(1) 4：1の場合	(1) 4：1の場合
(-) 区分6	(-) 区分6
(二) 区分5	(二) 区分5
(三) 区分4	(三) 区分4
(2) 5：1の場合	(2) 5：1の場合
(-) 区分6	(-) 区分6
(二) 区分5	(二) 区分5
(三) 区分4	(三) 区分4
(3) 6：1の場合	(3) 6：1の場合
(-) 区分6	(-) 区分6
(二) 区分5	(二) 区分5
(三) 区分4	(三) 区分4
<u>444 単位</u>	<u>443 単位</u>
<u>398 単位</u>	<u>397 単位</u>
<u>364 単位</u>	<u>363 単位</u>
<u>393 単位</u>	<u>392 単位</u>
<u>346 単位</u>	<u>345 単位</u>
<u>314 単位</u>	<u>313 単位</u>
<u>359 単位</u>	<u>358 単位</u>
<u>313 単位</u>	<u>312 単位</u>
<u>281 単位</u>	<u>280 単位</u>
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）	1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）	イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
(1) 区分6	(1) 区分6
(2) 区分5	(2) 区分5
(3) 区分4	(3) 区分4
(4) 区分3	(4) 区分3
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（II）	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（II）
(1) 区分6	(1) 区分6
(2) 区分5	(2) 区分5
(3) 区分4	(3) 区分4
<u>1,105 単位</u>	<u>1,104 単位</u>
<u>989 単位</u>	<u>988 単位</u>
<u>907 単位</u>	<u>906 単位</u>
<u>650 単位</u>	<u>721 単位</u>
<u>1,021 単位</u>	<u>1,020 単位</u>
<u>904 単位</u>	<u>903 単位</u>
<u>822 単位</u>	<u>821 単位</u>

(4) 区分3	574 単位	(4) 区分3	637 単位
ハ 日中サ―ビス支援型共同生活援助サ―ビス費(Ⅲ)		ハ 日中サ―ビス支援型共同生活援助サ―ビス費(Ⅲ)	
(1) 区分6	969 単位	(1) 区分6	968 単位
(2) 区分5	852 単位	(2) 区分5	851 単位
(3) 区分4	770 単位	(3) 区分4	769 単位
(4) 区分3	528 単位	(4) 区分3	585 単位
ニ 日中サ―ビス支援型共同生活援助サ―ビス費(Ⅳ)		ニ 日中サ―ビス支援型共同生活援助サ―ビス費(Ⅳ)	
(1) 区分6	1,135 単位	(1) 区分6	1,134 単位
(2) 区分5	1,019 単位	(2) 区分5	1,018 単位
(3) 区分4	937 単位	(3) 区分4	936 単位
(4) 区分3	677 単位	(4) 区分3	751 単位
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(1) 3：1の場合		(1) 3：1の場合	
(一) 区分6	910 単位	(一) 区分6	909 単位
(二) 区分5	793 単位	(二) 区分5	792 単位
(三) 区分4	712 単位	(三) 区分4	711 単位
(四) 区分3	563 単位	(四) 区分3	624 単位
(五) 区分2	414 単位	(五) 区分2	459 単位
(六) 区分1以下	360 単位	(六) 区分1以下	399 単位
(2) 4：1の場合		(2) 4：1の場合	
(一) 区分6	826 単位	(一) 区分6	825 単位
(二) 区分5	709 単位	(二) 区分5	708 単位
(三) 区分4	627 単位	(三) 区分4	626 単位
(四) 区分3	486 単位	(四) 区分3	539 単位

(五) 区分2	337 単位	(五) 区分2	373 単位
(六) 区分1以下	292 単位	(六) 区分1以下	323 単位
(3) 5 : 1の場合		(3) 5 : 1の場合	
(一) 区分6	774 単位	(一) 区分6	773 単位
(二) 区分5	657 単位	(二) 区分5	656 単位
(三) 区分4	575 単位	(三) 区分4	574 単位
(四) 区分3	440 単位	(四) 区分3	488 単位
(五) 区分2	292 単位	(五) 区分2	323 単位
(六) 区分1以下	252 単位	(六) 区分1以下	279 単位
(4) 体験利用の場合		(4) 体験利用の場合	
(一) 区分6	940 単位	(一) 区分6	939 単位
(二) 区分5	824 単位	(二) 区分5	823 単位
(三) 区分4	742 単位	(三) 区分4	741 単位
(四) 区分3	590 単位	(四) 区分3	654 単位
(五) 区分2	441 単位	(五) 区分2	489 単位
(六) 区分1以下	387 単位	(六) 区分1以下	429 単位
へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)		へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
(1) 3 : 1の場合		(1) 3 : 1の場合	
(一) 区分6	698 単位	(一) 区分6	697 単位
(二) 区分5	651 単位	(二) 区分5	650 単位
(三) 区分4	617 単位	(三) 区分4	616 単位
(2) 4 : 1の場合		(2) 4 : 1の場合	
(一) 区分6	612 単位	(一) 区分6	611 単位

(二) 区分5	<u>566 単位</u>	(二) 区分5	<u>565 単位</u>
(三) 区分4	<u>533 単位</u>	(三) 区分4	<u>532 単位</u>
(3) 5 : 1 の場合		(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>561 単位</u>	(一) 区分6	<u>560 単位</u>
(二) 区分5	<u>515 単位</u>	(二) 区分5	<u>514 単位</u>
(三) 区分4	<u>482 単位</u>	(三) 区分4	<u>481 単位</u>
ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)		ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(1) 3 : 1 の場合		(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>605 単位</u>	(一) 区分6	<u>604 単位</u>
(二) 区分5	<u>558 単位</u>	(二) 区分5	<u>557 単位</u>
(三) 区分4	<u>525 単位</u>	(三) 区分4	<u>524 単位</u>
(2) 4 : 1 の場合		(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>520 単位</u>	(一) 区分6	<u>519 単位</u>
(二) 区分5	<u>474 単位</u>	(二) 区分5	<u>473 単位</u>
(三) 区分4	<u>440 単位</u>	(三) 区分4	<u>439 単位</u>
(3) 5 : 1 の場合		(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>469 単位</u>	(一) 区分6	<u>468 単位</u>
(二) 区分5	<u>422 単位</u>	(二) 区分5	<u>421 単位</u>
(三) 区分4	<u>389 単位</u>	(三) 区分4	<u>388 単位</u>
1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (1日につき)		1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (1日につき)	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	<u>243 単位</u>	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	<u>244 単位</u>

<p>□ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) <u>198 単位</u></p> <p>ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) <u>170 単位</u></p> <p>ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ) <u>114 単位</u></p> <p>ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) <u>272 単位</u></p> <p>1の3 受託居宅介護サービス費</p> <p>イ 所要時間 15分未満の場合 <u>96 単位</u></p> <p>□ 所要時間 15分以上 30分未満の場合 <u>193 単位</u></p> <p>ハ 所要時間 30分以上 1時間 30分未満の場合 <u>262 単位</u>に所要時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>87 単位</u>を加算した単位数</p> <p>ニ 所要時間 1時間 30分以上の場合 <u>561 単位</u>に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>37 単位</u>を加算した単位数</p> <p>第3 自立生活援助 自立生活援助サービス費</p> <p>イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)</p> <p>(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30未満 <u>1,558 単位</u></p> <p>(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30以上 <u>1,090 単位</u></p> <p>□ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30未満 <u>1,166 単位</u></p> <p>(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30以上 <u>817 単位</u></p> <p>《《訓練系サービス》》 第1 自立訓練(機能訓練)</p>	<p>□ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) <u>199 単位</u></p> <p>ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) <u>171 単位</u></p> <p>ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ) <u>114 単位</u></p> <p>ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) <u>274 単位</u></p> <p>1の3 受託居宅介護サービス費</p> <p>イ 所要時間 15分未満の場合 <u>95 単位</u></p> <p>□ 所要時間 15分以上 30分未満の場合 <u>192 単位</u></p> <p>ハ 所要時間 30分以上 1時間 30分未満の場合 <u>261 単位</u>に所要時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>86 単位</u>を加算した単位数</p> <p>ニ 所要時間 1時間 30分以上の場合 <u>559 単位</u>に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>36 単位</u>を加算した単位数</p> <p>第3 自立生活援助 自立生活援助サービス費</p> <p>イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)</p> <p>(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30未満 <u>1,556 単位</u></p> <p>(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30以上 <u>1,089 単位</u></p> <p>□ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30未満 <u>1,165 単位</u></p> <p>(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30以上 <u>816 単位</u></p> <p>《《訓練系サービス》》 第1 自立訓練(機能訓練)</p>
---	---

機能訓練サービス費（1日につき）	機能訓練サービス費（1日につき）
イ 機能訓練サービス費（I）	イ 機能訓練サービス費（I）
(1) 利用定員が20人以下	(1) 利用定員が20人以下
815 単位	795 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	(2) 利用定員が21人以上40人以下
728 単位	710 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	(3) 利用定員が41人以上60人以下
692 単位	675 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	(4) 利用定員が61人以上80人以下
664 単位	647 単位
(5) 利用定員が81人以上	(5) 利用定員が81人以上
626 単位	610 単位
ロ 機能訓練サービス費（II）	ロ 機能訓練サービス費（II）
(1) 所要時間1時間未満の場合	(1) 所要時間1時間未満の場合
255 単位	249 単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	(2) 所要時間1時間以上の場合
584 単位	571 単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合
750 単位	734 単位
ハ 共生型機能訓練サービス費	ハ 共生型機能訓練サービス費
717 単位	699 単位
ニ 基準該当機能訓練サービス費	ニ 基準該当機能訓練サービス費
717 単位	699 単位
第2 自立訓練（生活訓練）	第2 自立訓練（生活訓練）
生活訓練サービス費（1日につき）	生活訓練サービス費（1日につき）
イ 生活訓練サービス費（I）	イ 生活訓練サービス費（I）
(1) 利用定員が20人以下	(1) 利用定員が20人以下
748 単位	747 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	(2) 利用定員が21人以上40人以下
668 単位	667 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	(3) 利用定員が41人以上60人以下
635 単位	634 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	(4) 利用定員が61人以上80人以下
610 単位	609 単位
(5) 利用定員が81人以上	(5) 利用定員が81人以上
573 単位	572 単位
ロ 生活訓練サービス費（II）	ロ 生活訓練サービス費（II）
(1) 所要時間1時間未満の場合	(1) 所要時間1時間未満の場合
255 単位	249 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合	584 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	571 単位
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	750 単位	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	734 単位
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)		ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	271 単位	(1) 利用期間が2年間以内の場合	270 単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	164 単位	(2) 利用期間が2年間を超える場合	163 単位
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)		ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	271 単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合	270 単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	164 単位	(2) 利用期間が3年間を超える場合	163 単位
ホ 共生型生活訓練サービス費	665 単位	ホ 共生型生活訓練サービス費	664 単位
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	665 単位	ヘ 基準該当生活訓練サービス費	664 単位
<u>《就労系サービス》</u>			
第1 就労移行支援			
就労移行支援サービス費(1日につき)			
イ 就労移行支援サービス費(I)		イ 就労移行支援サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	1,128 単位	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	1,094 単位
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	959 単位	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	939 単位
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	820 単位	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	811 単位
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	690 単位	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	689 単位
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	557 単位	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	567 単位
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	507 単位	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	527 単位
(七) 就職後6月以上定着率が0	468 単位	(七) 就職後6月以上定着率が0	502 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	

(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	1,035 単位	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	1,004 単位
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	863 単位	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	845 単位
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	725 単位	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	717 単位
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	631 単位	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	630 単位
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	506 単位	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	515 単位
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	448 単位	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	466 単位
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	414 単位	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	444 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	1,003 単位	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	973 単位
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	838 単位	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	821 単位
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	693 単位	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	685 単位
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	596 単位	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	595 単位
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	497 単位	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	506 単位
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	428 単位	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	445 単位
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	395 単位	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	424 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	948 単位	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	919 単位
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	797 単位	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	780 単位
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	646 単位	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	639 単位
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	544 単位	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	543 単位
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	476 単位	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	485 単位
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	400 単位	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	416 単位
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	369 単位	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	396 単位
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	

(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	915 単位	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	887 単位
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	760 単位	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	744 単位
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	607 単位	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	600 単位
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	498 単位	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	497 単位
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	460 単位	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	468 単位
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	374 単位	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	389 単位
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	346 単位	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	371 単位
□ 就労移行支援サービス費 (Ⅱ)		□ 就労移行支援サービス費 (Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	736 単位	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	714 単位
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	625 単位	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	612 単位
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	535 単位	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	529 単位
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	450 単位	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	449 単位
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	363 単位	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	369 単位
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	330 単位	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	343 単位
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	305 単位	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	327 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	679 単位	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	658 単位
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	568 単位	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	556 単位
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	477 単位	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	471 単位
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	415 単位	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	414 単位
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	333 単位	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	339 単位
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	295 単位	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	306 単位
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	273 単位	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	292 単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下	(3) 利用定員が41人以上60人以下
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満
(七) 就職後6月以上定着率が0	(七) 就職後6月以上定着率が0
(4) 利用定員が61人以上80人以下	(4) 利用定員が61人以上80人以下
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満
(七) 就職後6月以上定着率が0	(七) 就職後6月以上定着率が0
(5) 利用定員が81人以上	(5) 利用定員が81人以上
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満
(七) 就職後6月以上定着率が0	(七) 就職後6月以上定着率が0
645 単位	645 単位
541 単位	541 単位
446 単位	441 単位
384 単位	383 単位
320 単位	326 単位
277 単位	287 単位
254 単位	272 単位
638 単位	618 単位
535 単位	524 単位
435 単位	430 単位
366 単位	365 単位
320 単位	326 単位
268 単位	278 単位
248 単位	266 単位
633 単位	614 単位
526 単位	515 単位
421 単位	416 単位
345 単位	344 単位
319 単位	324 単位
259 単位	269 単位
240 単位	257 単位

(四)	評価点が105点以上130点未満の場合	547 単位	(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	492 単位
(五)	評価点が80点以上105点未満の場合	439 単位	(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	417 単位
(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	344 単位	(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	343 単位
(七)	評価点が60点未満の場合	265 単位	(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	269 単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下		(4)	利用定員が61人以上80人以下	
(一)	評価点が170点以上の場合	593 単位	(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	506 単位
(二)	評価点が150点以上170点未満の場合	568 単位	(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	497 単位
(三)	評価点が130点以上150点未満の場合	555 単位	(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	490 単位
(四)	評価点が105点以上130点未満の場合	536 単位	(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	482 単位
(五)	評価点が80点以上105点未満の場合	432 単位	(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	410 単位
(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	338 単位	(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	337 単位
(七)	評価点が60点未満の場合	260 単位	(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	264 単位
(5)	利用定員が81人以上		(5)	利用定員が81人以上	
(一)	評価点が170点以上の場合	574 単位	(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	490 単位
(二)	評価点が150点以上170点未満の場合	547 単位	(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	479 単位
(三)	評価点が130点以上150点未満の場合	534 単位	(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	472 単位
(四)	評価点が105点以上130点未満の場合	518 単位	(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	466 単位
(五)	評価点が80点以上105点未満の場合	416 単位	(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	395 単位
(六)	評価点が60点以上80点未満の場合	327 単位	(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	326 単位
(七)	評価点が60点未満の場合	252 単位	(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	256 単位
ロ	就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)		ロ	就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1)	利用定員が20人以下		(1)	利用定員が20人以下	
(一)	評価点が170点以上の場合	660 単位	(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	563 単位
(二)	評価点が150点以上170点未満の場合	630 単位	(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	552 単位

(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	616 単位	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	544 単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	597 単位	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	537 単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	480 単位	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	456 単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	376 単位	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	375 単位
(七) 評価点が60点未満の場合	290 単位	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	295 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	588 単位	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	502 単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	563 単位	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	493 単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	549 単位	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	485 単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	532 単位	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	478 単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	426 単位	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	405 単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	335 単位	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	334 単位
(七) 評価点が60点未満の場合	258 単位	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	262 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	546 単位	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	466 単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	522 単位	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	457 単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	510 単位	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	450 単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	494 単位	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	444 単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	397 単位	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	377 単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	312 単位	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	311 単位
(七) 評価点が60点未満の場合	240 単位	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	244 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	535 単位	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	456 単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	511 単位	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	447 単位

(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	499 単位	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	441 単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	484 単位	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	435 単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	388 単位	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	369 単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	305 単位	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	304 単位
(七) 評価点が60点未満の場合	235 単位	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	239 単位
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 評価点が170点以上の場合	516 単位	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	440 単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	493 単位	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	432 単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	482 単位	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	426 単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	467 単位	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	420 単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	375 単位	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	356 単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	295 単位	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	294 単位
(七) 評価点が60点未満の場合	226 単位	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	230 単位
第3 就労継続支援B型		第3 就労継続支援B型	
就労継続支援B型サービス費(1日につき)		就労継続支援B型サービス費(1日につき)	
イ 就労継続支援B型サービス費(I)		イ 就労継続支援B型サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	702 単位	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	649 単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	672 単位	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	624 単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	657 単位	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	612 単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	643 単位	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	600 単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	631 単位	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	589 単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	611 単位	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	574 単位

(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>590 単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満の場合</u>	<u>565 単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満の場合</u>	<u>566 単位</u>	(新設)	
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>625 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>575 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>598 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>555 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>584 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>544 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>572 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>534 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>551 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>524 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>541 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>511 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>525 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>503 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>504 単位</u>	(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>586 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>540 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>562 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>521 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>549 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>511 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>537 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>501 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>518 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>492 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>508 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>479 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>493 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>472 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>473 単位</u>	(新設)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>576 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>530 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>552 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>511 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>539 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>502 単位</u>

(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>527 単位</u>	(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>492 単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>508 単位</u>	(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>483 単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>498 単位</u>	(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>471 単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>484 単位</u>	(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>463 単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>464 単位</u>	(新設)	
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>557 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>513 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>533 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>494 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>521 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>510 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>476 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>491 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>467 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>482 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>454 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>447 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>448 単位</u>	(新設)	
口 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)		口 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>640 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>590 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>613 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>568 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>599 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>558 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>586 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>565 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>537 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>554 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>523 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>538 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>515 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>516 単位</u>	(新設)	

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	571 単位	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	526 単位
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	547 単位	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	507 単位
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	534 単位	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	497 単位
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	523 単位	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	488 単位
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	504 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満の場合	479 単位
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	494 単位	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の場合	467 単位
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	480 単位	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満の場合	460 単位
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	461 単位	(新設)	
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	529 単位	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	489 単位
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	507 単位	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満の場合	471 単位
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	495 単位	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	462 単位
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	485 単位	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	452 単位
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	467 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満の場合	444 単位
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	458 単位	(六) 平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の場合	433 単位
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	445 単位	(七) 平均工賃月額が 5 千円未満の場合	426 単位
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	427 単位	(新設)	
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	519 単位	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	479 単位
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	497 単位	(二) 平均工賃月額が 3 万円以上 4 万 5 千円未満の場合	461 単位
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	485 単位	(三) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	452 単位
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	475 単位	(四) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	443 単位
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	458 単位	(五) 平均工賃月額が 1 万円以上 2 万円未満の場合	435 単位

六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	449 単位	平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	424 単位
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	436 単位	平均工賃月額が5千円未満の場合	417 単位
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	418 単位	(新設)	
五	利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
一	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	501 単位	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	462 単位
二	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	480 単位	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	444 単位
三	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	468 単位	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	436 単位
四	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	459 単位	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	428 単位
五	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	442 単位	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	420 単位
六	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	434 単位	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	409 単位
七	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	421 単位	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	403 単位
八	平均工賃月額が1万円未満の場合	404 単位	(新設)	
ハ	就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)		(新設)	
①	利用定員が20人以下	556 単位		
②	利用定員が21人以上40人以下	494 単位		
③	利用定員が41人以上60人以下	463 単位		
④	利用定員が61人以上80人以下	454 単位		
⑤	利用定員が81人以上	438 単位		
ニ	就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)		(新設)	
①	利用定員が20人以下	506 単位		
②	利用定員が21人以上40人以下	451 単位		
③	利用定員が41人以上60人以下	417 単位		
④	利用定員が61人以上80人以下	408 単位		
⑤	利用定員が81人以上	394 単位		

<p>第4 就労定着支援</p> <p>就労定着支援サービス費（1月につき）</p> <p>イ 利用者が20人以下</p> <p>(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 <u>3,449 単位</u></p> <p>(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 <u>3,285 単位</u></p> <p>(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 <u>2,710 単位</u></p> <p>(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 <u>2,176 単位</u></p> <p>(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 <u>1,642 単位</u></p> <p>(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 <u>1,395 単位</u></p> <p>(7) 就労定着率が3割未満の場合 <u>1,046 単位</u></p> <p>ロ 利用者が21人以上40人以下</p> <p>(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 <u>2,759 単位</u></p> <p>(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 <u>2,628 単位</u></p> <p>(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 <u>2,168 単位</u></p> <p>(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 <u>1,741 単位</u></p> <p>(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 <u>1,314 単位</u></p> <p>(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 <u>1,117 単位</u></p> <p>(7) 就労定着率が3割未満の場合 <u>837 単位</u></p> <p>ハ 利用者が41人以上</p> <p>(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 <u>2,587 単位</u></p> <p>(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 <u>2,463 単位</u></p> <p>(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 <u>2,032 単位</u></p> <p>(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 <u>1,632 単位</u></p>	<p>第4 就労定着支援</p> <p>就労定着支援サービス費（1月につき）</p> <p>イ 利用者が20人以下</p> <p>(1) 就労定着率が9割以上の場合 <u>3,215 単位</u></p> <p>(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 <u>2,652 単位</u></p> <p>(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 <u>2,130 単位</u></p> <p>(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 <u>1,607 単位</u></p> <p>(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 <u>1,366 単位</u></p> <p>(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 <u>1,206 単位</u></p> <p>(7) 就労定着率が1割未満の場合 <u>1,045 単位</u></p> <p>ロ 利用者が21人以上40人以下</p> <p>(1) 就労定着率が9割以上の場合 <u>2,572 単位</u></p> <p>(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 <u>2,122 単位</u></p> <p>(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 <u>1,704 単位</u></p> <p>(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 <u>1,286 単位</u></p> <p>(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 <u>1,093 単位</u></p> <p>(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 <u>964 単位</u></p> <p>(7) 就労定着率が1割未満の場合 <u>836 単位</u></p> <p>ハ 利用者が41人以上</p> <p>(1) 就労定着率が9割以上の場合 <u>2,411 単位</u></p> <p>(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 <u>1,989 単位</u></p> <p>(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 <u>1,597 単位</u></p> <p>(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 <u>1,206 単位</u></p>
--	--

(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,232 単位	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,025 単位
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,047 単位	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	904 単位
(7) 就労定着率が3割未満の場合	785 単位	(7) 就労定着率が1割未満の場合	784 単位
《相談系サービス》			
第1 計画相談支援費			
イ サービス利用支援費		イ サービス利用支援費	
(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)	1,864 単位	(新設)	
(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)	1,764 単位	(新設)	
(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)	1,672 単位	(新設)	
(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)	1,622 単位	(新設)	
(5) サービス利用支援費(I)	1,522 単位	(1) サービス利用支援費(I)	1,462 単位
(6) サービス利用支援費(II)	732 単位	(2) サービス利用支援費(II)	731 単位
ロ 継続サービス利用支援費		ロ 継続サービス利用支援費	
(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)	1,613 単位	(新設)	
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)	1,513 単位	(新設)	
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)	1,410 単位	(新設)	
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)	1,360 単位	(新設)	
(5) 継続サービス利用支援費(I)	1,260 単位	(1) 継続サービス利用支援費(I)	1,211 単位
(6) 継続サービス利用支援費(II)	606 単位	(2) 継続サービス利用支援費(II)	605 単位
第2 障害児相談支援費			
イ 障害児支援利用援助費		イ 障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)	2,027 単位	(新設)	

<u>(2)</u> <u>機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)</u>	<u>1,927 単位</u>	(新設)	
<u>(3)</u> <u>機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)</u>	<u>1,842 単位</u>	(新設)	
<u>(4)</u> <u>機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)</u>	<u>1,792 単位</u>	(新設)	
<u>(5)</u> <u>障害児支援利用援助費(Ⅰ)</u>	<u>1,692 単位</u>	(1) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,625 単位</u>
<u>(6)</u> <u>障害児支援利用援助費(Ⅱ)</u>	<u>815 単位</u>	(2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	<u>814 単位</u>
□ <u>継続障害児支援利用援助費</u>		□ <u>継続障害児支援利用援助費</u>	
<u>(1)</u> <u>機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)</u>	<u>1,724 単位</u>	(新設)	
<u>(2)</u> <u>機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ)</u>	<u>1,624 単位</u>	(新設)	
<u>(3)</u> <u>機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)</u>	<u>1,527 単位</u>	(新設)	
<u>(4)</u> <u>機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ)</u>	<u>1,476 単位</u>	(新設)	
<u>(5)</u> <u>継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)</u>	<u>1,376 単位</u>	(1) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	<u>1,322 単位</u>
<u>(6)</u> <u>継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)</u>	<u>662 単位</u>	(2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	<u>661 単位</u>
第3 地域移行支援		第3 地域移行支援	
地域移行支援サービスマス		地域移行支援サービスマス	
イ <u>地域移行支援サービスマス費(Ⅰ)</u>	<u>3,504 単位</u>	(新設)	
ロ <u>地域移行支援サービスマス費(Ⅱ)</u>	<u>3,062 単位</u>	イ 地域移行支援サービスマス費(Ⅰ)	<u>3,059 単位</u>
ハ <u>地域移行支援サービスマス費(Ⅲ)</u>	<u>2,349 単位</u>	ロ 地域移行支援サービスマス費(Ⅱ)	<u>2,347 単位</u>
第4 地域定着支援		第4 地域定着支援	
地域定着支援サービスマス		地域定着支援サービスマス	
イ <u>体制確保費</u>	<u>306 単位</u>	イ 体制確保費	<u>305 単位</u>
ロ <u>緊急時支援費</u>		ロ 緊急時支援費	
(1) <u>緊急時支援費(Ⅰ)</u>	<u>712 単位</u>	(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	<u>711 単位</u>

<p>(2) 緊急時支援費(Ⅱ)</p> <p>95 単位</p>	<p>(2) 緊急時支援費(Ⅱ)</p> <p>94 単位</p>
<p>《《障害児通所支援》》</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（口又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</p> <p>(一) 利用定員30人以下の場合 3,086 単位</p> <p>(二) 利用定員31人以上40人以下の場合 3,005 単位</p> <p>(三) 利用定員41人以上50人以下の場合 2,930 単位</p> <p>(四) 利用定員51人以上60人以下の場合 2,859 単位</p> <p>(五) 利用定員61人以上70人以下の場合 2,830 単位</p> <p>(六) 利用定員71人以上80人以下の場合 2,804 単位</p> <p>(七) 利用定員81人以上の場合 2,778 単位</p> <p>(2) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合（新設）</p> <p>(一) 利用定員30人以下の場合 2,086 単位</p> <p>(二) 利用定員31人以上40人以下の場合 2,005 単位</p> <p>(三) 利用定員41人以上50人以下の場合 1,930 単位</p> <p>(四) 利用定員51人以上60人以下の場合 1,859 単位</p> <p>(五) 利用定員61人以上70人以下の場合 1,830 単位</p> <p>(六) 利用定員71人以上80人以下の場合 1,804 単位</p> <p>(七) 利用定員81人以上の場合 1,778 単位</p>	<p>《《障害児通所支援》》</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（口又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>(3) 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</p> <p>(一) <u>利用定員30人以下の場合</u> 1,753 単位</p> <p>(二) <u>利用定員31人以上40人以下の場合</u> 1,672 単位</p> <p>(三) <u>利用定員41人以上50人以下の場合</u> 1,597 単位</p> <p>(四) <u>利用定員51人以上60人以下の場合</u> 1,526 単位</p> <p>(五) <u>利用定員61人以上70人以下の場合</u> 1,497 単位</p> <p>(六) <u>利用定員71人以上80人以下の場合</u> 1,471 単位</p> <p>(七) <u>利用定員81人以上の場合</u> 1,445 単位</p> <p>(4) (1)から(3)まで以外の場合</p> <p>(一) <u>利用定員30人以下の場合</u> 1,086 単位</p> <p>(二) <u>利用定員31人以上40人以下の場合</u> 1,005 単位</p> <p>(三) <u>利用定員41人以上50人以下の場合</u> 930 単位</p> <p>(四) <u>利用定員51人以上60人以下の場合</u> 859 単位</p> <p>(五) <u>利用定員61人以上70人以下の場合</u> 830 単位</p> <p>(六) <u>利用定員71人以上80人以下の場合</u> 804 単位</p> <p>(七) <u>利用定員81人以上の場合</u> 778 単位</p> <p>□ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 合</p> <p>(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</u> 3,384 単位</p> <p>(一) <u>利用定員20人以下の場合</u> 3,191 単位</p> <p>(二) <u>利用定員21人以上30人以下の場合</u> 3,191 単位</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) <u>利用定員が30人以下の場合</u> 1,085 単位</p> <p>(2) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u> 1,004 単位</p> <p>(3) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u> 929 単位</p> <p>(4) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u> 858 単位</p> <p>(5) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u> 829 単位</p> <p>(6) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u> 803 単位</p> <p>(7) <u>利用定員が81人以上の場合</u> 777 単位</p> <p>□ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 合</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>(三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u> (四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u></p>	<p><u>3,075 単位</u> <u>2,975 単位</u></p>
<p>(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u> (一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u> (二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u> (三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u> (四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u></p>	<p>(新設) <u>2,384 単位</u> <u>2,191 単位</u> <u>2,075 単位</u> <u>1,975 単位</u></p>
<p>(3) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u> (一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u> (二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u> (三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u> (四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u></p>	<p>(新設) <u>2,051 単位</u> <u>1,858 単位</u> <u>1,742 単位</u> <u>1,642 単位</u></p>
<p>(4) <u>(1)から(3)まで以外の場合</u> (一) <u>利用定員 20 人以下の場合</u> (二) <u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u> (三) <u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u> (四) <u>利用定員 41 人以上の場合</u></p>	<p><u>1,384 単位</u> <u>1,191 単位</u> <u>1,075 単位</u> <u>975 単位</u></p>
<p>ハ <u>児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</u></p>	<p>ハ <u>児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</u> <u>1,383 単位</u> <u>1,190 単位</u> <u>1,074 単位</u> <u>974 単位</u></p>

(1) 利用定員 15 人以下の場合	<u>1,331 単位</u>	(1) 利用定員が 15 人以下の場合	<u>1,330 単位</u>
(2) 利用定員 16 人以上 20 人以下の場合	<u>1,040 単位</u>	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	<u>1,039 単位</u>
(3) 利用定員 21 人以上の場合	<u>924 単位</u>	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>923 単位</u>
二 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当するものを除く。）		二 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当するものを除く。）	
(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,885 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,613 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,486 単位</u>		
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,885 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,613 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,486 単位</u>		
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,552 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,280 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,153 単位</u>		
(四) (一)から(三)まで以外の場合			
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>885 単位</u>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>830 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>613 単位</u>	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>559 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>486 単位</u>	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>435 単位</u>

(2) (1)以外の場合	(2) (1)以外の場合
(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合	(新設)
(a) 利用定員10人以下の場合	2,754 単位
(b) 利用定員11人以上20人以下の場合	2,513 単位
(c) 利用定員21人以上の場合	2,404 単位
(二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合	(新設)
(a) 利用定員10人以下の場合	1,754 単位
(b) 利用定員11人以上20人以下の場合	1,513 単位
(c) 利用定員21人以上の場合	1,404 単位
(三) 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合	(新設)
(a) 利用定員10人以下の場合	1,421 単位
(b) 利用定員11人以上20人以下の場合	1,180 単位
(c) 利用定員21人以上の場合	1,071 単位
(四) (一)から(三)まで以外の場合	
(a) 利用定員10人以下の場合	754 単位
(b) 利用定員11人以上20人以下の場合	513 単位
(c) 利用定員21人以上の場合	404 単位
ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
(1) 利用定員5人の場合	(1) 利用定員が5人の場合
(2) 利用定員6人の場合	(2) 利用定員が6人の場合
(3) 利用定員7人の場合	(3) 利用定員が7人の場合
	706 単位
	467 単位
	361 単位

(4) 利用定員が8人の場合	1,326 単位	(4) 利用定員が8人の場合	1,325 単位
(5) 利用定員が9人の場合	1,184 単位	(5) 利用定員が9人の場合	1,183 単位
(6) 利用定員が10人の場合	1,069 単位	(6) 利用定員が10人の場合	1,068 単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	837 単位	(7) 利用定員が11人以上の場合	836 単位
へ 共生型児童発達支援給付費	591 単位	へ 共生型児童発達支援給付費	562 単位
ト 基準該当児童発達支援給付費		ト 基準該当児童発達支援給付費	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	701 単位	(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	667 単位
(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	591 単位	(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	562 単位

(4) 利用定員 8 人の場合	1,326 単位
(5) 利用定員 9 人の場合	1,184 単位
(6) 利用定員 10 人の場合	1,069 単位
(7) 利用定員 11 人以上の場合	837 単位
へ 共生型児童発達支援給付費	591 単位
ト 基準該当児童発達支援給付費	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	701 単位
(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	591 単位

別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）

医療的ケア判定スコア	基本スコア	見守りスコア		
		高	中	低
① 人工呼吸器（NPPV、ネイバ、IM700、パカッジョンペンフレター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）	10	2	1	0
② 気管切開	8	2	0	0
③ 鼻咽喉エアウェイ	5	1	0	0
④ 酸素療法	8	1	0	0
⑤ 吸引	8	1	0	0
⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入	3	0	0	0
⑦ 経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2	0
	経鼻胃管、胃瘻	8	2	0
	持続経管注入ポンプ使用	3	1	0

⑧ 中心静脈カテ ーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬な ど	8	2	0
⑨ その他の注射 管理	皮下注射（インスリン、麻薬など） 持続皮下注射ポンプ使用	5 3	1 1	0 0
⑩ 血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3	0	
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1	0
⑪ 継続する透析	（血液透析、腹膜透析を含む）	8	2	0
⑫ 排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5	0	
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱 瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1	0
⑬ 排便管理	消化管ストーマ	5	1	0
	利用時間中の摘便、洗腸	5	0	
⑭ 痙攣時の管理	利用時間中の洗腸	3	0	
	坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激 装置の作動など	3	2	0

<注意事項>

- 1) 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに直ちに対応する必要がある場合は「高」2点、直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合は「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。
- 2) 人工呼吸器と気管切開の両方に該当する場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。
- 3) ⑩血糖測定、⑫排尿管理、⑬排便管理については、細項目のいずれか一つ

を選択する。

4) インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。

第2 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 389 単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 501 単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 338 単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 450 単位

第3 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合は除く。）

(1) 区分1（3時間以上）

(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合

(a) 利用定員10人以下の場合

2,604 単位

(b) 利用定員11人以上20人以下の場合

2,402 単位

第2 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 388 単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 500 単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 337 単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 449 単位

第3 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合は除く。）

(新設)

(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,302 単位</u>	(新設)	
(二) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u>			
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,604 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,402 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,302 単位</u>		
(三) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u>		(新設)	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,271 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,069 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>969 単位</u>		
(四) <u>(一)から(三)まで以外の場合</u>		(新設)	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>604 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>402 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>302 単位</u>		
(削る)		(1) <u>区分 1 の 1</u>	
		(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u>	<u>660 単位</u>
		(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>443 単位</u>
		(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u>	<u>333 単位</u>
(削る)		(2) <u>区分 1 の 2</u>	
		(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u>	<u>649 単位</u>
		(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>433 単位</u>
		(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u>	<u>326 単位</u>
(2) <u>区分 2（3 時間未満）</u>		(新設)	
(一) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>			
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,591 単位</u>		

<p>(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u> 2,393 単位</p> <p>(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u> 2,295 単位</p> <p>(二) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合</u></p> <p>(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u> 1,591 単位</p> <p>(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u> 1,393 単位</p> <p>(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u> 1,295 単位</p> <p>(三) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合</u> (新設)</p> <p>(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u> 1,258 単位</p> <p>(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u> 1,060 単位</p> <p>(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u> 962 単位</p> <p>(四) (一)から(三)まで以外の場合 (新設)</p> <p>(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u> 591 単位</p> <p>(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u> 393 単位</p> <p>(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u> 295 単位</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>□ <u>障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ</u></p>	<p>(三) <u>区分 2 の 1</u></p> <p>(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u> 612 単位</p> <p>(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u> 407 単位</p> <p>(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u> 306 単位</p> <p>(4) <u>区分 2 の 2</u></p> <p>(一) <u>利用定員が 10 人以下の場合</u> 599 単位</p> <p>(二) <u>利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</u> 398 単位</p> <p>(三) <u>利用定員が 21 人以上の場合</u> 299 単位</p> <p>□ <u>障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ</u></p>
--	--

<p>一ビスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</u></p> <p>(一) <u>利用定員10人以下の場合</u> 2,721 単位</p> <p>(二) <u>利用定員11人以上20人以下の場合</u> 2,480 単位</p> <p>(三) <u>利用定員21人以上の場合</u> 2,372 単位</p> <p>(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合</u></p> <p>(一) <u>利用定員10人以下の場合</u> 1,721 単位</p> <p>(二) <u>利用定員11人以上20人以下の場合</u> 1,480 単位</p> <p>(三) <u>利用定員21人以上の場合</u> 1,372 単位</p> <p>(3) <u>医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</u></p> <p>(一) <u>利用定員10人以下の場合</u> 1,388 単位</p> <p>(二) <u>利用定員11人以上20人以下の場合</u> 1,147 単位</p> <p>(三) <u>利用定員21人以上の場合</u> 1,039 単位</p> <p>(4) (1)から(3)まで以外の場合</p> <p>(一) <u>利用定員10人以下の場合</u> 721 単位</p> <p>(二) <u>利用定員11人以上20人以下の場合</u> 480 単位</p> <p>(三) <u>利用定員21人以上の場合</u> 372 単位</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>一ビスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>区分1</u></p> <p>(一) <u>利用定員が10人以下の場合</u> 792 単位</p> <p>(二) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u> 532 単位</p> <p>(三) <u>利用定員が21人以上の場合</u> 412 単位</p> <p>(2) <u>区分2</u></p> <p>(一) <u>利用定員が10人以下の場合</u> 730 単位</p> <p>(二) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u> 486 単位</p>
---	---

	利用定員が21人以上の場合	376 単位
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	(1) 授業の終了後に行う場合	
(-) 利用定員が5人の場合	(-) 利用定員が5人の場合	<u>1,754 単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,466 単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,262 単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,107 単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	(五) 利用定員が9人の場合	<u>988 単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	(六) 利用定員が10人の場合	<u>892 単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>685 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	(2) 休業日に行う場合	
(-) 利用定員が5人の場合	(-) 利用定員が5人の場合	<u>2,036 単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,704 単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,466 単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,287 単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,149 単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,038 単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>809 単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	(2) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>

ホ	基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1)	基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
(一)	授業の終了後に行う場合	<u>529 単位</u>
(二)	休業日に行う場合	<u>652 単位</u>
(2)	基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
(一)	授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>
(二)	休業日に行う場合	<u>549 単位</u>
第4	居宅訪問型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>1,035 単位</u>
第5	保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費(1日につき)	<u>1,035 単位</u>
《《障害児入所支援》》		
第1	福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)	
イ	主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1)	入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単 独施設であるとき	<u>941 単位</u>
(2)	入所定員が10人の場合	
(一)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
ホ	基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1)	基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
(一)	授業の終了後に行う場合	<u>533 単位</u>
(二)	休業日に行う場合	<u>658 単位</u>
(2)	基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
(一)	授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>
(二)	休業日に行う場合	<u>554 単位</u>
第4	居宅訪問型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>991 単位</u>
第5	保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費(1日につき)	<u>991 単位</u>
《《障害児入所支援》》		
第1	福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)	
イ	主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1)	入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単 独施設であるとき	<u>897 単位</u>
(2)	入所定員が10人の場合	
(一)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	

	<u>823 単位</u>	<u>784 単位</u>
(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,697 単位</u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,617 単位</u>
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>941 単位</u>	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>897 単位</u>
(3)	入所定員が11人以上20人以下の場合	入所定員が11人以上20人以下の場合
(一)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>654 単位</u>	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>623 単位</u>
(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,090 単位</u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,039 単位</u>
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>863 単位</u>	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>822 単位</u>
(4)	入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>823 単位</u>	入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>784 単位</u>
(5)	入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>688 単位</u>	入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>655 単位</u>
(6)	入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>614 単位</u>	入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>585 単位</u>
(7)	入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>590 単位</u>	入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>562 単位</u>
(8)	入所定員が61人以上70人以下の場合 <u>568 単位</u>	入所定員が61人以上70人以下の場合 <u>541 単位</u>
(9)	入所定員が71人以上80人以下の場合 <u>545 単位</u>	入所定員が71人以上80人以下の場合 <u>519 単位</u>
(10)	入所定員が81人以上90人以下の場合 <u>526 単位</u>	入所定員が81人以上90人以下の場合 <u>501 単位</u>
(11)	入所定員が91人以上100人以下の場合 <u>504 単位</u>	入所定員が91人以上100人以下の場合 <u>480 単位</u>
(12)	入所定員が101人以上110人以下の場合 <u>501 単位</u>	入所定員が101人以上110人以下の場合 <u>477 単位</u>
(13)	入所定員が111人以上120人以下の場合 <u>499 単位</u>	入所定員が111人以上120人以下の場合 <u>475 単位</u>
(14)	入所定員が121人以上130人以下の場合 <u>496 単位</u>	入所定員が121人以上130人以下の場合 <u>472 単位</u>
(15)	入所定員が131人以上140人以下の場合 <u>493 単位</u>	入所定員が131人以上140人以下の場合 <u>469 単位</u>
(16)	入所定員が141人以上150人以下の場合 <u>490 単位</u>	入所定員が141人以上150人以下の場合 <u>466 単位</u>
(17)	入所定員が151人以上160人以下の場合 <u>485 単位</u>	入所定員が151人以上160人以下の場合 <u>462 単位</u>
(18)	入所定員が161人以上170人以下の場合 <u>481 単位</u>	入所定員が161人以上170人以下の場合 <u>458 単位</u>
(19)	入所定員が171人以上180人以下の場合 <u>477 単位</u>	入所定員が171人以上180人以下の場合 <u>454 単位</u>

(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	473 単位	(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	450 単位
(21) 入所定員が191人以上の場合	470 単位	(21) 入所定員が191人以上の場合	447 単位
口 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		口 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	831 単位	(1) 入所定員が30人以下の場合	792 単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	759 単位	(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	723 単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	721 単位	(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	687 単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	689 単位	(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	656 単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	657 単位	(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	626 単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	626 単位	(6) 入所定員が71人以上の場合	596 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合		(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,054 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835 単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	766 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835 単位
(3) 入所定員が10人の場合		(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	766 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,870 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,608 単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835 単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合		(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	682 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	586 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,337 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,150 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	761 単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合		(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	633 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	544 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,122 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	965 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	761 単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合		(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	567 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	487 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,005 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	864 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	856 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	736 単位
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合		(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	533 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	458 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	856 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	736 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	856 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	736 単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	754 単位	(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	648 単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>701 単位</u>	(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>603 単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>615 単位</u>	(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>529 単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>593 単位</u>	(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>510 単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>572 単位</u>	(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>492 単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>550 単位</u>	(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>473 単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>531 単位</u>	(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>456 単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>510 単位</u>	(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>438 単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合		(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,225 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(3) 入所定員が10人の場合		(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,857 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,597 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合		(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	

<u>683 単位</u>	<u>587 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
<u>636 単位</u>	<u>547 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
<u>563 単位</u>	<u>484 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
<u>536 単位</u>	<u>461 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）
<u>750 単位</u>	<u>645 単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合
<u>698 単位</u>	<u>600 単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合
<u>612 単位</u>	<u>526 単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合
<u>590 単位</u>	<u>507 単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	570 単位	(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	490 単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	548 単位	(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	471 単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	528 単位	(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	454 単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	509 単位	(15) 入所定員が91人以上の場合	437 単位
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	753 単位	(1) 入所定員が50人以下の場合	752 単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	739 単位	(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	738 単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	724 単位	(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	723 単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	708 単位	(4) 入所定員が71人以上の場合	707 単位
第2 医療型障害児入所施設		第2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	352 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	351 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	175 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	174 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	914 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	913 単位
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	420 単位	(一) 60日目まで	419 単位
(二) 61日目以降90日目まで	384 単位	(二) 61日目以降90日目まで	383 単位
(三) 91日目以降180日目まで	352 単位	(三) 91日目以降180日目まで	351 単位
(四) 181日目以降	319 単位	(四) 181日目以降	318 単位

医療連携体制加算の見直しについて

見直し後	現行
<p>(短期入所)</p> <p>イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32単位</p> <p>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63単位</p> <p>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125単位</p> <p>三 医療連携体制加算(Ⅳ)(4時間未満) 960単位</p> <p>(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人 600単位</p> <p>(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人 480単位</p> <p>(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</p> <p>ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)(4時間以上) 1,600単位</p> <p>(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人 960単位</p> <p>(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人 800単位</p> <p>(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下</p> <p>へ 医療連携体制加算(Ⅵ)(8時間以上、高度な医ケア) 2,000単位</p> <p>(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人 1,500単位</p> <p>(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人 1,000単位</p> <p>(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人 500単位</p> <p>上 医療連携体制加算(Ⅶ) 100単位</p> <p>下 医療連携体制加算(Ⅷ) 100単位</p> <p>リ 医療連携体制加算(Ⅸ) 39単位</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(重度障害者等包括支援)</p> <p>イ 短期入所を提供する場合 32単位</p> <p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 63単位</p> <p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 125単位</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)</p>	<p>(短期入所)</p> <p>イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 600単位</p> <p>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 300単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位</p> <p>三 医療連携体制加算(Ⅳ) 100単位</p> <p>ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) 39単位</p> <p>へ 医療連携体制加算(Ⅵ) 1,000単位</p> <p>上 医療連携体制加算(Ⅶ) 500単位</p> <p>(重度障害者等包括支援)</p> <p>イ 短期入所を提供する場合 600単位</p> <p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 300単位</p> <p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (新設)</p>

<p>(4) <u>医療連携体制加算(IV)</u> (4時間未満)</p> <p>(一) 看護職員が看護を行う利用者が1人 960単位</p> <p>(二) 看護職員が看護を行う利用者が2人 600単位</p> <p>(三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下 480単位</p> <p>(5) <u>医療連携体制加算(V)</u> (4時間以上)</p> <p>(一) 看護職員が看護を行う利用者が1人 1,600単位</p> <p>(二) 看護職員が看護を行う利用者が2人 960単位</p> <p>(三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下 800単位</p> <p>(6) <u>医療連携体制加算(VI)</u> (8時間以上、高度な医ケア)</p> <p>(一) 看護職員が看護を行う利用者が1人 2,000単位</p> <p>(二) 看護職員が看護を行う利用者が2人 1,500単位</p> <p>(三) 看護職員が看護を行う利用者が3人 1,000単位</p> <p>(7) <u>医療連携体制加算(VII)</u> 500単位</p> <p>(8) <u>医療連携体制加算(VIII)</u> 100単位</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>□ 共同生活援助を提供する場合</p> <p>(1) <u>医療連携体制加算(I)</u> 32単位</p> <p>(2) <u>医療連携体制加算(II)</u> 63単位</p> <p>(3) <u>医療連携体制加算(III)</u> 125単位</p> <p>(4) <u>医療連携体制加算(IV)</u> 800単位</p> <p>(一) 看護職員が看護を行う利用者が1人 500単位</p> <p>(二) 看護職員が看護を行う利用者が2人 400単位</p> <p>(三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下 500単位</p> <p>(5) <u>医療連携体制加算(V)</u> 100単位</p> <p>(6) <u>医療連携体制加算(VI)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>医療連携体制加算(III)</u> 500単位</p> <p>(4) <u>医療連携体制加算(IV)</u> 100単位</p> <p>(5) <u>医療連携体制加算(V)</u> 1,000単位</p> <p>(6) <u>医療連携体制加算(VI)</u> 500単位</p> <p>□ 共同生活援助を提供する場合</p> <p>(1) <u>医療連携体制加算(I)</u> 500単位</p> <p>(2) <u>医療連携体制加算(II)</u> 250単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>医療連携体制加算(III)</u> 500単位</p> <p>(4) <u>医療連携体制加算(IV)</u> 100単位</p>
<p>(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援)</p> <p>イ <u>医療連携体制加算(I)</u> 32単位</p> <p>ロ <u>医療連携体制加算(II)</u> 63単位</p> <p>ハ <u>医療連携体制加算(III)</u> 125単位</p> <p>三 <u>医療連携体制加算(IV)</u> 800単位</p> <p>(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人 500単位</p> <p>(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人 500単位</p>	<p>(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援)</p> <p>イ <u>医療連携体制加算(I)</u> 500単位</p> <p>ロ <u>医療連携体制加算(II)</u> 250単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(3) 看護職員が看護を行う利用者数が3人以上8人以下	400 単位	医療連携体制加算(III)	500 単位
ホ 医療連携体制加算(V)	500 単位	医療連携体制加算(IV)	100 単位
ハ 医療連携体制加算(VI)	100 単位		
(共同生活援助)			
イ 医療連携体制加算(I)	32 単位	医療連携体制加算(I)	500 単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63 単位	医療連携体制加算(II)	250 単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125 単位	(新設)	
ニ 医療連携体制加算(IV)		(新設)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	800 単位		
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	500 単位		
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位		
ホ 医療連携体制加算(V)	500 単位	医療連携体制加算(III)	500 単位
ハ 医療連携体制加算(VI)	100 単位	医療連携体制加算(IV)	100 単位
ト 医療連携体制加算(VII)	39 単位	医療連携体制加算(V)	39 単位
(児童発達支援、放課後等デイサービス)			
イ 医療連携体制加算(I)	32 単位	(児童発達支援、放課後等デイサービス)	500 単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63 単位	医療連携体制加算(I)	250 単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125 単位	医療連携体制加算(II)	
ニ 医療連携体制加算(IV) (4時間未満)		(新設)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	800 単位	(新設)	
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	500 単位		
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位		
ホ 医療連携体制加算(V) (4時間以上)	1,600 単位		
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	960 単位		
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	800 単位		
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	500 単位		
ハ 医療連携体制加算(VI)	100 単位	医療連携体制加算(III)	500 単位
ト 医療連携体制加算(VII)		医療連携体制加算(IV)	100 単位
(削る)		医療連携体制加算(V)	1,000 単位
(削る)		医療連携体制加算(VI)	500 単位

夜間支援等体制加算の見直しについて（共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型））

見直し後	現行
<p>イ 夜間支援等体制加算（I）</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以上 (一) 区分4以上 <u>672 単位</u> (二) 区分3 <u>560 単位</u> (三) 区分2以下 <u>448 単位</u></p> <p>(2) 夜間支援対象利用者が3人 (一) 区分4以上 <u>448 単位</u> (二) 区分3 <u>373 単位</u> (三) 区分2以下 <u>299 単位</u></p> <p>(3) 夜間支援対象利用者が4人 (一) 区分4以上 <u>336 単位</u> (二) 区分3 <u>280 単位</u> (三) 区分2以下 <u>224 単位</u></p> <p>(4) 夜間支援対象利用者が5人 (一) 区分4以上 <u>269 単位</u> (二) 区分3 <u>224 単位</u> (三) 区分2以下 <u>179 単位</u></p> <p>(5) 夜間支援対象利用者が6人 (一) 区分4以上 <u>224 単位</u> (二) 区分3 <u>187 単位</u> (三) 区分2以下 <u>149 単位</u></p> <p>(6) 夜間支援対象利用者が7人 (一) 区分4以上 <u>192 単位</u> (二) 区分3 <u>160 単位</u></p>	<p>イ 夜間支援等体制加算（I）</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下 (新設) <u>672 単位</u> (新設) <u>560 単位</u> (新設) <u>448 単位</u></p> <p>(2) 夜間支援対象利用者が3人 (新設) <u>448 単位</u> (新設) <u>373 単位</u> (新設) <u>299 単位</u></p> <p>(3) 夜間支援対象利用者が4人 (新設) <u>336 単位</u> (新設) <u>280 単位</u> (新設) <u>224 単位</u></p> <p>(4) 夜間支援対象利用者が5人 (新設) <u>269 単位</u> (新設) <u>224 単位</u> (新設) <u>179 単位</u></p> <p>(5) 夜間支援対象利用者が6人 (新設) <u>224 単位</u> (新設) <u>187 単位</u> (新設) <u>149 単位</u></p> <p>(6) 夜間支援対象利用者が7人 (新設) <u>192 単位</u> (新設) <u>160 単位</u></p>

(三) 区分2以下	128 単位	(新設)	
(7) 夜間支援対象利用者が8人	168 単位	(7) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下	149 単位
(一) 区分4以上	140 単位	(新設)	
(二) 区分3	112 単位	(新設)	
(三) 区分2以下	149 単位	(新設)	
(8) 夜間支援対象利用者が9人	124 単位	(新設)	
(一) 区分4以上	99 単位	(新設)	
(二) 区分3	135 単位	(新設)	
(三) 区分2以下	113 単位		
(9) 夜間支援対象利用者が10人	90 単位		
(一) 区分4以上	122 単位	(8) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下	112 単位
(二) 区分3	102 単位	(新設)	
(三) 区分2以下	81 単位	(新設)	
(11) 夜間支援対象利用者が12人	112 単位	(新設)	
(一) 区分4以上	93 単位		
(二) 区分3	75 単位		
(三) 区分2以下	103 単位	(新設)	
(12) 夜間支援対象利用者が13人	86 単位		
(一) 区分4以上	69 単位		
(二) 区分3	96 単位		
(三) 区分2以下	80 単位	(9) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下	90 単位
(13) 夜間支援対象利用者が14人	64 単位	(新設)	
(一) 区分4以上	90 単位	(新設)	
(二) 区分3	75 単位	(新設)	
(三) 区分2以下	60 単位	(新設)	
(14) 夜間支援対象利用者が15人	90 単位	(新設)	
(一) 区分4以上	75 単位		
(二) 区分3	60 単位		
(三) 区分2以下			
(15) 夜間支援対象利用者が16人		(新設)	

(一) <u>区分4以上</u>	84 <u>単位</u>
(二) <u>区分3</u>	70 <u>単位</u>
(三) <u>区分2以下</u>	56 <u>単位</u>
(16) <u>夜間支援対象利用者が17人</u>	75 <u>単位</u>
(一) <u>区分4以上</u>	(新設)
(二) <u>区分3</u>	(新設)
(三) <u>区分2以下</u>	(新設)
(17) <u>夜間支援対象利用者が18人</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	
(二) <u>区分3</u>	
(三) <u>区分2以下</u>	
(18) <u>夜間支援対象利用者が19人</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	
(二) <u>区分3</u>	
(三) <u>区分2以下</u>	
(19) <u>夜間支援対象利用者が20人</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	
(二) <u>区分3</u>	
(三) <u>区分2以下</u>	
(20) <u>夜間支援対象利用者が21人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居している場合に限る。)</u>	(11) <u>夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居している場合に限る。)</u>
(一) <u>区分4以上</u>	(新設)
(二) <u>区分3</u>	(新設)
(三) <u>区分2以下</u>	(新設)
(21) <u>夜間支援対象利用者が22人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	
(二) <u>区分3</u>	
(三) <u>区分2以下</u>	
(22) <u>夜間支援対象利用者が23人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u>	
(二) <u>区分3</u>	

<p>(三) 区分2以下</p>	
<p>(23) 夜間支援対象利用者が24人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p>	(新設)
<p>(一) 区分4以上</p>	39 単位
<p>(二) 区分3</p>	56 単位
<p>(三) 区分2以下</p>	47 単位
<p>(24) 夜間支援対象利用者が25人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p>	(新設)
<p>(一) 区分4以上</p>	54 単位
<p>(二) 区分3</p>	45 単位
<p>(三) 区分2以下</p>	37 単位
<p>(25) 夜間支援対象利用者が26人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p>	(新設)
<p>(一) 区分4以上</p>	51 単位
<p>(二) 区分3</p>	43 単位
<p>(三) 区分2以下</p>	34 単位
<p>(26) 夜間支援対象利用者が27人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p>	(新設)
<p>(一) 区分4以上</p>	50 単位
<p>(二) 区分3</p>	42 単位
<p>(三) 区分2以下</p>	33 単位
<p>(27) 夜間支援対象利用者が28人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p>	(新設)
<p>(一) 区分4以上</p>	48 単位
<p>(二) 区分3</p>	40 単位
<p>(三) 区分2以下</p>	32 単位
<p>(28) 夜間支援対象利用者が29人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p>	(新設)
<p>(一) 区分4以上</p>	46 単位
<p>(二) 区分3</p>	38 単位
<p>(三) 区分2以下</p>	31 単位
<p>(28) 夜間支援対象利用者が30人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）</p>	(新設)
<p>(一) 区分4以上</p>	45 単位

<p>(二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u></p>	<p><u>38 単位</u> <u>30 単位</u></p>
<p>□ <u>夜間支援等体制加算(Ⅱ)</u></p> <p>(1) <u>夜間支援対象利用者が4人以下</u> 112 単位</p> <p>(2) <u>夜間支援対象利用者が5人</u> 90 単位</p> <p>(3) <u>夜間支援対象利用者が6人</u> 75 単位</p> <p>(4) <u>夜間支援対象利用者が7人</u> 64 単位</p> <p>(5) <u>夜間支援対象利用者が8人</u> 56 単位</p> <p>(6) <u>夜間支援対象利用者が9人</u> 50 単位</p> <p>(7) <u>夜間支援対象利用者が10人</u> 45 単位</p> <p>(8) <u>夜間支援対象利用者が11人</u> 40 単位</p> <p>(9) <u>夜間支援対象利用者が12人</u> 37 単位</p> <p>(10) <u>夜間支援対象利用者が13人</u> 34 単位</p> <p>(11) <u>夜間支援対象利用者が14人</u> 32 単位</p> <p>(12) <u>夜間支援対象利用者が15人</u> 30 単位</p> <p>(13) <u>夜間支援対象利用者が16人</u> 28 単位</p> <p>(14) <u>夜間支援対象利用者が17人</u> 26 単位</p> <p>(15) <u>夜間支援対象利用者が18人</u> 25 単位</p> <p>(16) <u>夜間支援対象利用者が19人</u> 23 単位</p> <p>(17) <u>夜間支援対象利用者が20人</u> 22 単位</p> <p>(18) <u>夜間支援対象利用者が21人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 21 単位</p> <p>(19) <u>夜間支援対象利用者が22人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 20 単位</p> <p>(20) <u>夜間支援対象利用者が23人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 19 単位</p> <p>(21) <u>夜間支援対象利用者が24人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 18 単位</p> <p>(22) <u>夜間支援対象利用者が25人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 18 単位</p> <p>(23) <u>夜間支援対象利用者が26人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 17 単位</p> <p>(24) <u>夜間支援対象利用者が27人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 17 単位</p>	<p>□ <u>夜間支援等体制加算(Ⅱ)</u></p> <p>(1) <u>夜間支援対象利用者が4人以下</u> 112 単位</p> <p>(2) <u>夜間支援対象利用者が5人</u> 90 単位</p> <p>(3) <u>夜間支援対象利用者が6人</u> 75 単位</p> <p>(4) <u>夜間支援対象利用者が7人</u> 64 単位</p> <p>(5) <u>夜間支援対象利用者が8人以上10人以下</u> 50 単位</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>夜間支援対象利用者が11人以上13人以下</u> 37 単位</p> <p>(新設)</p> <p>(7) <u>夜間支援対象利用者が14人以上16人以下</u> 30 単位</p> <p>(新設)</p> <p>(8) <u>夜間支援対象利用者が17人以上20人以下</u> 25 単位</p> <p>(新設)</p> <p>(9) <u>夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 18 単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>同生活住居に入居している場合に限る。)</p> <p>(25) <u>夜間支援対象利用者が28人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 16単位</p> <p>(26) <u>夜間支援対象利用者が29人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 16単位</p> <p>(27) <u>夜間支援対象利用者が30人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 15単位</p> <p>(28) <u>夜間支援対象利用者が31人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> 15単位</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>ハ (略)</p>	<p>ハ (略)</p>
<p>三 夜間支援等体制加算(IV)</p> <p>(1) <u>夜間支援対象利用者が15人以下</u> 60単位</p> <p>(2) <u>夜間支援対象利用者が16人</u> 56単位</p> <p>(3) <u>夜間支援対象利用者が17人</u> 53単位</p> <p>(4) <u>夜間支援対象利用者が18人</u> 50単位</p> <p>(5) <u>夜間支援対象利用者が19人</u> 47単位</p> <p>(6) <u>夜間支援対象利用者が20人</u> 45単位</p> <p>(7) <u>夜間支援対象利用者が21人</u> 43単位</p> <p>(8) <u>夜間支援対象利用者が22人</u> 41単位</p> <p>(9) <u>夜間支援対象利用者が23人</u> 39単位</p> <p>(10) <u>夜間支援対象利用者が24人</u> 37単位</p> <p>(11) <u>夜間支援対象利用者が25人</u> 36単位</p> <p>(12) <u>夜間支援対象利用者が26人</u> 34単位</p> <p>(13) <u>夜間支援対象利用者が27人</u> 33単位</p> <p>(14) <u>夜間支援対象利用者が28人</u> 32単位</p> <p>(15) <u>夜間支援対象利用者が29人</u> 31単位</p> <p>(16) <u>夜間支援対象利用者が30人</u> 30単位</p>	<p>(新設)</p>
<p>ホ 夜間支援等体制加算(V)</p> <p>(1) <u>夜間支援対象利用者が15人以下</u> 30単位</p> <p>(2) <u>夜間支援対象利用者が16人</u> 28単位</p> <p>(3) <u>夜間支援対象利用者が17人</u> 26単位</p> <p>(4) <u>夜間支援対象利用者が18人</u> 25単位</p> <p>(5) <u>夜間支援対象利用者が19人</u> 23単位</p>	<p>(新設)</p>

- (6) 夜間支援対象利用者が20人
- (7) 夜間支援対象利用者が21人
- (8) 夜間支援対象利用者が22人
- (9) 夜間支援対象利用者が23人
- (10) 夜間支援対象利用者が24人
- (11) 夜間支援対象利用者が25人
- (12) 夜間支援対象利用者が26人
- (13) 夜間支援対象利用者が27人
- (14) 夜間支援対象利用者が28人
- (15) 夜間支援対象利用者が29人
- (16) 夜間支援対象利用者が30人

- 22 単位
- 21 単位
- 20 単位
- 19 単位
- 18 単位
- 18 単位
- 17 単位
- 16 単位
- 16 単位
- 15 単位
- 15 単位

＜ 夜間支援等体制加算 (VI) ＞

- (1) 夜間支援対象利用者が15人以下
- (2) 夜間支援対象利用者が16人
- (3) 夜間支援対象利用者が17人
- (4) 夜間支援対象利用者が18人
- (5) 夜間支援対象利用者が19人
- (6) 夜間支援対象利用者が20人
- (7) 夜間支援対象利用者が21人
- (8) 夜間支援対象利用者が22人
- (9) 夜間支援対象利用者が23人
- (10) 夜間支援対象利用者が24人
- (11) 夜間支援対象利用者が25人
- (12) 夜間支援対象利用者が26人
- (13) 夜間支援対象利用者が27人
- (14) 夜間支援対象利用者が28人
- (15) 夜間支援対象利用者が29人
- (16) 夜間支援対象利用者が30人

- 30 単位
- 28 単位
- 26 単位
- 25 単位
- 23 単位
- 22 単位
- 21 単位
- 20 単位
- 19 単位
- 18 単位
- 18 単位
- 17 単位
- 16 単位
- 16 単位
- 15 単位
- 15 単位

(新設)

注1～3 (略)
(新設)

注1～3 (略)

4 三については、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に

対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ホについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認め、指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、二の夜間支援等体制加算(IV)の算定対象となる利用者については、算定しない。

6 ヘについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、二の夜間支援等体制加算(IV)又はホの夜間支援等体制加算(V)の算定対象となる利用者については、算定しない。

(新設)

(新設)

就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について

I 労働時間	(評価要素)																
<u>1日の平均労働時間の状況</u>	・ 1日の平均労働時間																
(評価の視点) 「1日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1日の平均労働時間」により評価。																	
(評価方法) 前年度において、 <u>雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。</u>																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">7時間以上</td> <td style="width: 33%;">: 80点</td> <td style="width: 33%;">4時間以上4時間30分未満</td> <td style="width: 33%;">: 40点</td> </tr> <tr> <td>6時間以上7時間未満</td> <td>: 70点</td> <td>3時間以上4時間未満</td> <td>: 30点</td> </tr> <tr> <td>5時間以上6時間未満</td> <td>: 55点</td> <td>2時間以上3時間未満</td> <td>: 20点</td> </tr> <tr> <td>4時間30分以上5時間未満</td> <td>: 45点</td> <td>2時間未満</td> <td>: 5点</td> </tr> </table>		7時間以上	: 80点	4時間以上4時間30分未満	: 40点	6時間以上7時間未満	: 70点	3時間以上4時間未満	: 30点	5時間以上6時間未満	: 55点	2時間以上3時間未満	: 20点	4時間30分以上5時間未満	: 45点	2時間未満	: 5点
7時間以上	: 80点	4時間以上4時間30分未満	: 40点														
6時間以上7時間未満	: 70点	3時間以上4時間未満	: 30点														
5時間以上6時間未満	: 55点	2時間以上3時間未満	: 20点														
4時間30分以上5時間未満	: 45点	2時間未満	: 5点														
(その他) 令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価することを可とする。(※)																	

II 生産活動	(評価要素)								
<u>生産活動収支の状況</u>	・ 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況								
(評価の視点) 生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。									
(評価方法) <u>前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。</u>									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。</td> <td style="width: 20%;">: 40点</td> </tr> <tr> <td>前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。</td> <td>: 25点</td> </tr> <tr> <td>前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。</td> <td>: 20点</td> </tr> <tr> <td>前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。</td> <td>: 5点</td> </tr> </table>		前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 40点	前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 25点	前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 20点	前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 5点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 40点								
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 25点								
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 20点								
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 5点								
(その他) 令和3年度の報酬の取扱いとして、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することを可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる。）とする。(※)									

Ⅲ 多様な働き方	(評価要素)
多様な働き方に係る 制度整備及び実施状 況	<ul style="list-style-type: none"> ① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項
(評価の視点)	
利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価。	
(評価方法)	
任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。 8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点	
(その他)	
令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。（※）	

Ⅳ 支援力向上	(評価要素)
安心な職場環境の基 礎となる支援力向上 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況
(評価の視点)	
職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価。	
(評価方法)	
任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。 8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点	
(その他)	
令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。（※）	

V 地域連携活動	(評価要素) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・ 施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組
地域連携活動の実施状況	
(評価の視点) 事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価。	
(評価方法) <u>前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。</u> 1 事例以上ある場合 : 10 点	
(その他) 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。(※)	

項 目	点 数	
I 労働時間	5 点 ~ 80 点	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> 点 200 点
II 生産活動	5 点 ~ 40 点	
III 多様な働き方	0 点 ~ 35 点	
IV 支援力向上のための取組	0 点 ~ 35 点	
V 地域連携活動	0 点 ~ 10 点	

	170 点以上	150 点以上 170 点未満	130 点以上 150 点未満	105 点以上 130 点未満	80 点以上 105 点未満	60 点以上 80 点未満	60 点未満
20 人以下	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位
.....							
81 人以上	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位

(※) 令和4年度以降の報酬の取扱いは、その時の状況を踏まえ、改めて検討。

就労移行支援体制加算の見直しについて

(1) 就労継続支援 A 型

見直し後	現行
<p>イ 就労移行支援体制加算 (I)</p> <p>※ 就労継続支援 A 型サービス費 (I) を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合</p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合</p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合</p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合</p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合</p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合</p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合</p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合</p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合</p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合</p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合</p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合</p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合</p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合</p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合</p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合</p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合</p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合</p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合</p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合</p>	<p>イ 就労移行支援体制加算 (I)</p> <p>※ 就労継続支援 A 型サービス費 (I) を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
	<p>42単位/日</p> <p>18単位/日</p> <p>10単位/日</p>

<p>(4) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合</p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合</p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合</p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合</p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合</p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合</p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合</p> <p>(5) 利用定員が81人以上</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合</p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合</p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合</p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合</p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合</p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合</p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合</p>	<p>(4) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 利用定員が81人以上</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>27単位/日</p> <p>25単位/日</p> <p>21単位/日</p> <p>19単位/日</p> <p>16単位/日</p> <p>13単位/日</p> <p>10単位/日</p> <p>22単位/日</p> <p>20単位/日</p> <p>17単位/日</p> <p>16単位/日</p> <p>13単位/日</p> <p>11単位/日</p> <p>8単位/日</p>	<p>7単位/日</p>
<p>口 就労移行支援体制加算（Ⅱ）</p> <p>※ 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合</p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合</p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合</p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合</p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合</p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合</p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上の場合</p> <p>(二) 評価点が150点以上170点未満の場合</p> <p>(三) 評価点が130点以上150点未満の場合</p> <p>(四) 評価点が105点以上130点未満の場合</p> <p>(五) 評価点が80点以上105点未満の場合</p> <p>(六) 評価点が60点以上80点未満の場合</p> <p>(七) 評価点が60点未満の場合</p>	<p>口 就労移行支援体制加算（Ⅱ）</p> <p>※ 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>90単位/日</p> <p>84単位/日</p> <p>77単位/日</p> <p>70単位/日</p> <p>62単位/日</p> <p>54単位/日</p> <p>47単位/日</p> <p>48単位/日</p> <p>44単位/日</p> <p>40単位/日</p> <p>36単位/日</p> <p>31単位/日</p> <p>26単位/日</p> <p>22単位/日</p>	<p>39単位/日</p> <p>17単位/日</p>

<p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上170点未満の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (七) 評価点が60点未満の場合</p>	<p>34単位/日 31単位/日 27単位/日 24単位/日 20単位/日 16単位/日 13単位/日</p>	<p>9単位/日</p>
<p>(4) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(一) 評価点が170点以上170点未満の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (七) 評価点が60点未満の場合</p>	<p>27単位/日 25単位/日 21単位/日 19単位/日 16単位/日 13単位/日 10単位/日</p>	<p>7単位/日</p>
<p>(5) 利用定員が81人以上</p> <p>(一) 評価点が170点以上170点未満の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (七) 評価点が60点未満の場合</p>	<p>21単位/日 19単位/日 16単位/日 15単位/日 12単位/日 10単位/日 7単位/日</p>	<p>5単位/日</p>

(2) 就労継続支援B型

	見直し後	現行
<p>イ 就労移行支援体制加算（I） ※ 就労継続支援B型サービス費（I）を算定している事業所が対象</p>	<p>就労移行支援体制加算（I）を算定している事業所</p>	<p>就労移行支援体制加算（I） ※ 就労継続支援B型サービス費（I）を算定している事業所が対象</p>
<p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</p>	<p>93単位/日 86単位/日 79単位/日</p>	<p>(1) 利用定員が20人以下 (新設) (新設) (新設)</p> <p>42単位/日</p>

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	72 単位/日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	65 単位/日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	58 単位/日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	51 単位/日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	48 単位/日	(新設)	
(2) 利用定員が21人以上40人以下			18 単位/日
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	49 単位/日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	44 単位/日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	40 単位/日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	36 単位/日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	32 単位/日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	28 単位/日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	23 単位/日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	22 単位/日	(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下			10 単位/日
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	35 単位/日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	31 単位/日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	28 単位/日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	24 単位/日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	21 単位/日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	18 単位/日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	14 単位/日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	13 単位/日	(新設)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下			7 単位/日
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	27 単位/日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	24 単位/日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	21 単位/日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	18 単位/日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	16 単位/日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	13 単位/日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	10 単位/日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	9 単位/日	(新設)	
(5) 利用定員が81人以上			6 単位/日
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	22 単位/日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	20 単位/日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	17 単位/日	(新設)	

<p>(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</p> <p>(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</p> <p>(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</p> <p>(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</p> <p>(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>15 単位/日</p> <p>13 単位/日</p> <p>11 単位/日</p> <p>8 単位/日</p> <p>7 単位/日</p>
<p>口 就労移行支援体制加算 (II)</p> <p>※ 就労継続支援B型サービス費 (II) を算定している事業所が対象</p>	<p>就労移行支援体制加算 (II)</p> <p>※ 就労継続支援B型サービス費 (II) を算定している事業所が対象</p>	<p>39 単位/日</p>
<p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合</p> <p>(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</p> <p>(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</p> <p>(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</p> <p>(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</p> <p>(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</p> <p>(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</p> <p>(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>90 単位/日</p> <p>83 単位/日</p> <p>76 単位/日</p> <p>69 単位/日</p> <p>62 単位/日</p> <p>55 単位/日</p> <p>48 単位/日</p> <p>45 単位/日</p>
<p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合</p> <p>(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</p> <p>(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</p> <p>(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</p> <p>(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</p> <p>(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</p> <p>(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</p> <p>(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>48 単位/日</p> <p>43 単位/日</p> <p>39 単位/日</p> <p>35 単位/日</p> <p>31 単位/日</p> <p>27 単位/日</p> <p>22 単位/日</p> <p>21 単位/日</p>
<p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合</p> <p>(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</p> <p>(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</p> <p>(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</p> <p>(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</p> <p>(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</p> <p>(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</p> <p>(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>34 単位/日</p> <p>30 単位/日</p> <p>27 単位/日</p> <p>23 単位/日</p> <p>20 単位/日</p> <p>17 単位/日</p> <p>13 単位/日</p> <p>12 単位/日</p>

<p>(4) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合</p> <p>(5) 利用定員が81人以上</p>	<p>27 単位/日 24 単位/日 21 単位/日 18 単位/日 16 単位/日 13 単位/日 10 単位/日 9 単位/日</p> <p>21 単位/日 19 単位/日 16 単位/日 14 単位/日 12 単位/日 10 単位/日 7 単位/日 6 単位/日</p>	<p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(5) 利用定員が81人以上 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>7 単位/日</p> <p>5 単位/日</p>
<p>ハ 就労移行支援体制加算 (Ⅲ) ※ 就労継続支援B型サービス費 (Ⅲ) を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 (2) 利用定員が21人以上40人以下 (3) 利用定員が41人以上60人以下 (4) 利用定員が61人以上80人以下 (5) 利用定員が81人以上</p>	<p>42 単位/日 18 単位/日 10 単位/日 7 単位/日 6 単位/日</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>ニ 就労移行支援体制加算 (Ⅳ) ※ 就労継続支援B型サービス費 (Ⅳ) を算定している事業所が対象</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 (2) 利用定員が21人以上40人以下 (3) 利用定員が41人以上60人以下 (4) 利用定員が61人以上80人以下 (5) 利用定員が81人以上</p>	<p>39 単位/日 17 単位/日 9 単位/日 7 単位/日 5 単位/日</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について

見直し後		現行	
＜居宅介護＞			
イ (I)	所定単位数	×	27.4%
ロ (II)	所定単位数	×	20.0%
ハ (III)	所定単位数	×	11.1%
＜重度訪問介護＞			
イ (I)	所定単位数	×	20.0%
ロ (II)	所定単位数	×	14.6%
ハ (III)	所定単位数	×	8.1%
＜同行援護＞			
イ (I)	所定単位数	×	27.4%
ロ (II)	所定単位数	×	20.0%
ハ (III)	所定単位数	×	11.1%
＜行動援護＞			
イ (I)	所定単位数	×	23.9%
ロ (II)	所定単位数	×	17.5%
ハ (III)	所定単位数	×	9.7%
＜療養介護＞			
イ (I)	所定単位数	×	6.4%
ロ (II)	所定単位数	×	4.7%
ハ (III)	所定単位数	×	2.6%
＜居宅介護＞			
イ (I)	所定単位数	×	30.2%
ロ (II)	所定単位数	×	22.0%
ハ (III)	所定単位数	×	12.2%
＜重度訪問介護＞			
イ (I)	所定単位数	×	19.1%
ロ (II)	所定単位数	×	13.9%
ハ (III)	所定単位数	×	7.7%
＜同行援護＞			
イ (I)	所定単位数	×	30.2%
ロ (II)	所定単位数	×	22.0%
ハ (III)	所定単位数	×	12.2%
＜行動援護＞			
イ (I)	所定単位数	×	25.0%
ロ (II)	所定単位数	×	18.2%
ハ (III)	所定単位数	×	10.1%
＜療養介護＞			
イ (I)	所定単位数	×	3.5%
ロ (II)	所定単位数	×	2.5%
ハ (III)	所定単位数	×	1.4%

<p><生活介護></p> <p>イ (I) 所定単位数 4.4%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 3.2%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 1.8%</p>	<p>イ (I) 所定単位数 4.2%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 3.1%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 1.7%</p>
<p><短期入所></p> <p>イ (I) 所定単位数 8.6%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 6.3%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 3.5%</p>	<p>イ (I) 所定単位数 6.9%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 5.0%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 2.8%</p>
<p><重度障害者等包括支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 8.9%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 6.5%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 3.6%</p>	<p>イ (I) 所定単位数 2.5%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 1.8%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 1.0%</p>
<p><施設入所支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 8.6%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 6.3%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 3.5%</p>	<p>イ (I) 所定単位数 6.9%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 5.0%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 2.8%</p>
<p><自立訓練 (機能訓練)></p> <p>イ (I) 所定単位数 6.7%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 4.9%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 2.7%</p>	<p>イ (I) 所定単位数 5.7%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 4.1%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 2.3%</p>
<p><自立訓練 (生活訓練)></p> <p>イ (I) 所定単位数 6.7%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 4.9%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 2.7%</p>	<p>イ (I) 所定単位数 5.7%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 4.1%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 2.3%</p>
<p><就労移行支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 6.4%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 4.7%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 2.6%</p>	<p>イ (I) 所定単位数 6.7%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 4.9%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 2.7%</p>

<p><就労継続支援A型></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 5.7%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 4.1%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 2.3%</p>	<p><就労継続支援A型></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 5.4%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 4.0%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 2.2%</p>
<p><就労継続支援B型></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 5.4%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 4.0%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 2.2%</p>	<p><就労継続支援B型></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 5.2%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 3.8%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 2.1%</p>
<p><共同生活援助 (指定共同生活援助)></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 8.6%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 6.3%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.5%</p>	<p><共同生活援助 (指定共同生活援助)></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 7.4%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.4%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.0%</p>
<p><共同生活援助 (日中サービス支援型)></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 8.6%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 6.3%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.5%</p>	<p><共同生活援助 (日中サービス支援型)></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 7.4%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.4%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.0%</p>
<p><共同生活援助 (外部サービス利用型)></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 15.0%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 11.0%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 6.1%</p>	<p><共同生活援助 (外部サービス利用型)></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 17.0%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 12.4%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 6.9%</p>
<p><児童発達支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 8.1%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.9%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.3%</p>	<p><児童発達支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 7.6%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.6%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.1%</p>
<p><医療型児童発達支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 12.6%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 9.2%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 5.1%</p>	<p><医療型児童発達支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 14.6%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 10.6%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 5.9%</p>

<p><放課後等デイサービス></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 8.4%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 6.1%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.4%</p>	<p><放課後等デイサービス></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 8.1%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.9%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.3%</p>
<p><居宅訪問型児童発達支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 8.1%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.9%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.3%</p>	<p><居宅訪問型児童発達支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 7.9%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.8%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.2%</p>
<p><保育所等訪問支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 8.1%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.9%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.3%</p>	<p><保育所等訪問支援></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 7.9%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.8%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.2%</p>
<p><福祉型障害児入所施設></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 9.9%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 7.2%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 4.0%</p>	<p><福祉型障害児入所施設></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 6.2%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 4.5%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 2.5%</p>
<p><医療型障害児入所施設></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 7.9%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 5.8%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 3.2%</p>	<p><医療型障害児入所施設></p> <p>イ (I) 所定単位数 × 3.5%</p> <p>ロ (II) 所定単位数 × 2.5%</p> <p>ハ (III) 所定単位数 × 1.4%</p>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について

見直し後		現行	
<居宅介護>		<居宅介護>	
イ (I) 所定単位数	× 7.0%	イ (I) 所定単位数	× 7.4%
ロ (II) 所定単位数	× 5.5%	ロ (II) 所定単位数	× 5.8%
<重度訪問介護>		<重度訪問介護>	
イ (I) 所定単位数	× 7.0%	イ (I) 所定単位数	× 4.5%
ロ (II) 所定単位数	× 5.5%	ロ (II) 所定単位数	× 3.6%
<同行援護>		<同行援護>	
イ (I) 所定単位数	× 7.0%	イ (I) 所定単位数	× 14.8%
ロ (II) 所定単位数	× 5.5%	ロ (II) 所定単位数	× 11.5%
<行動援護>		<行動援護>	
イ (I) 所定単位数	× 7.0%	イ (I) 所定単位数	× 6.9%
ロ (II) 所定単位数	× 5.5%	ロ (II) 所定単位数	× 5.7%
<療養介護>		<療養介護>	
イ (I) 所定単位数	× 2.1%	イ (I) 所定単位数	× 2.5%
ロ (II) 所定単位数	× 1.9%	ロ (II) 所定単位数	× 2.3%
<生活介護>		<生活介護>	
イ (I) 所定単位数	× 1.4%	イ (I) 所定単位数	× 1.4%
ロ (II) 所定単位数	× 1.3%	ロ (II) 所定単位数	× 1.3%
<短期入所>		<短期入所>	
所定単位数	× 2.1%	所定単位数	× 1.9%

<p><重度障害者等包括支援> 所定単位数</p> <p><施設入所支援> 所定単位数</p> <p><自立訓練（機能訓練）> イ（Ⅰ） 所定単位数 ロ（Ⅱ） 所定単位数</p> <p><自立訓練（生活訓練）> イ（Ⅰ） 所定単位数 ロ（Ⅱ） 所定単位数</p> <p><就労移行支援> イ（Ⅰ） 所定単位数 ロ（Ⅱ） 所定単位数</p> <p><就労継続支援A型> イ（Ⅰ） 所定単位数 ロ（Ⅱ） 所定単位数</p> <p><就労継続支援B型> イ（Ⅰ） 所定単位数 ロ（Ⅱ） 所定単位数</p> <p><共同生活援助（指定共同生活援助）> イ（Ⅰ） 所定単位数 ロ（Ⅱ） 所定単位数</p> <p><共同生活援助（日中サービス支援型）> イ（Ⅰ） 所定単位数 ロ（Ⅱ） 所定単位数</p> <p><共同生活援助（外部サービス利用型）> イ（Ⅰ） 所定単位数</p>	<p>× 6.1%</p> <p>× 2.1%</p> <p>× 4.0% × 3.6%</p> <p>× 4.0% × 3.6%</p> <p>× 1.7% × 1.5%</p> <p>× 1.7% × 1.5%</p> <p>× 1.7% × 1.6%</p> <p>× 1.9% × 1.6%</p> <p>× 1.9% × 1.6%</p> <p>× 1.9%</p>	<p>× 1.5%</p> <p>× 1.9%</p> <p>× 5.0% × 4.5%</p> <p>× 3.9% × 3.4%</p> <p>× 2.0% × 1.7%</p> <p>× 0.4% × 0.4%</p> <p>× 2.0% × 1.7%</p> <p>× 1.8% × 1.5%</p> <p>× 1.8% × 1.5%</p> <p>× 2.0%</p>
--	--	--

□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>1.6%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>1.6%</u>
＜児童発達支援＞					
イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>1.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>2.5%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>1.0%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>2.2%</u>
＜医療型児童発達支援＞					
イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>1.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>9.2%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>1.0%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>8.2%</u>
＜放課後等デイサービス＞					
イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>1.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>0.7%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>1.0%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>0.5%</u>
＜居宅訪問型児童発達支援＞					
所定単位数	×	<u>1.1%</u>	所定単位数	×	<u>5.1%</u>
＜保育所等訪問支援＞					
所定単位数	×	<u>1.1%</u>	所定単位数	×	<u>5.1%</u>
＜福祉型障害児入所施設＞					
イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>4.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>5.5%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>3.9%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>5.0%</u>
＜医療型障害児入所施設＞					
イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>4.3%</u>	イ (Ⅰ) 所定単位数	×	<u>3.0%</u>
□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>3.9%</u>	□ (Ⅱ) 所定単位数	×	<u>2.7%</u>

地域区分の見直しについて

【原則】公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせる。

【経過措置】令和２年度までの地域区分と令和３年度における介護報酬の地域区分の範囲で設定する。

※ 平成 30 年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成 30 年度以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲内において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、令和 5 年度まで延長することを認める。

【特例】以下の①又は②の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で見直すことを認める。

- ① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 ※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能
- ② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

→ 経過措置及び特例の適用については、各自治体の意向を踏まえることとする。

地域生活支援事業報酬について

豊田市福祉部障がい福祉課

令和3年度豊田市地域生活支援事業報酬について

1. 改定日

令和3年4月1日（令和3年4月サービス提供分から適用）

2. 地域生活支援事業の単位数単価

1単位 = 10円（改定なし）

3. 報酬を改定するサービス

- ・日中短期入所 ・地域生活支援デイサービス ・地域活動支援センターⅢ型
- ・デイ型地域生活支援事業

4. 報酬改定の内容について

○基本報酬単位数の変更

地域生活支援事業の日中活動系サービスの報酬単価については、現行の生活介護の単価を基準に算出していますが、1度の改定で実施すると影響が大きいため、平成31年度より令和3年度までの3年をかけて現行の生活介護の単価に合わせていきます。

【基本報酬単価】

（1）日中一時支援（日中短期入所・地域デイ）・地域活動支援センター事業Ⅲ型

H31	現行（R2）	改定後（R3）
518単位	508単位	496単位

（2）デイ型地域生活支援事業

		H31	現行（R2）	改定後（R3）
基本	事業5年目まで	632単位	625単位	617単位
	事業6年目	518単位	508単位	496単位
重度	事業5年目まで	981単位	975単位	969単位
	事業6年目	701単位	695単位	687単位

【加算】

（1）食事・送迎加算について

日中一時支援の基本報酬単価と同様に3年かけて平成30年度の生活介護の送迎加算・食事加算に合わせます。

【食事加算】

H31	現行（R2）	改定後（R3）
38単位	34単位	30単位

【送迎加算】

H31	現行（R2）	改定後（R3）
43単位	32単位	21単位

（2）入浴加算について（変更なし）**50単位**

介護保険における通所介護の入浴介助加算を準用。

（3）その他加算について（変更なし）

重度支援加算については、平成29年度に見直しを行ったため据置とします。また上限管理加算についても、現行の単価が法定給付の単価と同一のため変更はありません。

5. その他連絡事項

(1) 地域生活支援事業の請求書等の提出期限について

毎月10日を提出期限としています。郵送で提出される場合は**10日必着**でお願いします。期限を過ぎて提出（到着）された場合は、当月に審査を行うのが困難になるため翌月の審査（翌々月の支払い）となる場合もあります。ご注意ください。

（例1）10日が土曜日→9日（金）期限（必着） （例2）10日が日曜日→8日（金）期限（必着）

5月、1月については連休等があるため、地域生活支援事業の請求書等の提出期限については下記のとおりとします。請求日は**1日～10日**までの日付で記載してください。

利用月	提出期限
令和3年4月分	令和3年5月11日（火）
令和3年12月分	令和4年1月11日（火）

実績記録票の様式が押印廃止により変更されています。変更後の様式はホームページに掲載してありますので、よろしくお願ひします。

(2) 受給者証について

更新月翌月の障がい支援区分や負担上限月額の誤りが**多々**見受けられるため、受給者証の更新時には必ず原本の確認を行ってください。

(3) 国保連合会請求における警告等について

国保連合会請求に関して、下記のような警告等が審査の際に散見されます。

①A事業所で欠席時対応加算を算定している日に、B事業所を利用していた。

②A事業所とB事業所の実績が重複している。

①に関しては障がい児通所支援系の事業所に多く見られます。欠席時対応加算を算定される場合は、同一日に他事業所の利用について確認をお願いします。また、正しいサービス提供日時を実績記録票に入力しないと②の警告が発生しますので、正しい実績での入力をお願いします。

③明細書に該当する上限管理結果票が届いていない。

④総費用額が上限管理結果票と明細書で不一致。

上限管理を行った場合は、上限管理結果票も忘れずに国保連合会へ送信してください。また、上限管理結果票と実際の請求が一致していない場合がありますので、確認のうえ請求をお願いします。

⑤請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えている。

⑥請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えている。

受給者と契約を行った場合、契約内容報告書のご提出をお願いしていますが、国保連合会への請求の際も正しい契約支給量を入力してください。正しい状態ではない場合、⑤⑥の警告が出ます。

★一部の事業所において、一度返戻した請求について修正を行わずそのまま再請求を行っているケースが見受けられます。不明な点は請求担当へお問い合わせのうえ、修正・再請求を行ってください。

SC	サービス内容	単位
K11111	地活(Ⅲ型)2H以下	248
K11112	地活(Ⅲ型)4H以下	298
K11113	地活(Ⅲ型)6H以下	396
K11114	地活(Ⅲ型)8H以下	496
K11115	地活(Ⅲ型)9H未満	554
K11116	地活(Ⅲ型)9H以上	583
K11961	地活(Ⅲ型)共通入浴加算	50
K15010	地活(Ⅲ型)上限管理加算	150
K15070	地活(Ⅲ型)共通食事加算	30
K15080	地活(Ⅲ型)送迎加算	21

SC	サービス内容	単位
H91111	デイ型地活基本	617
H91112	デイ型地活基本6年目	496
H91113	デイ型地活重度	969
H91114	デイ型地活重度6年目	687
H91901	デイ型地活送迎加算	21
H91961	デイ型地活入浴加算	50
H95070	デイ型地活食事加算	30
H95010	デイ型地活上限額管理加算	150

SC	サービス内容	単位
H71111	全身浴	1344
H71112	部分浴	941
H75010	移動入浴上限額管理加算	150

SC	サービス内容	単位
H83111	日中短期入所 I 2H以下	238
H83112	日中短期入所 I 4H以下	285
H83113	日中短期入所 I 6H以下	381
H83114	日中短期入所 I 8H以下	475
H83115	日中短期入所 I 9H以下	531
H83116	日中短期入所 I 9H超	559
H83117	日中短期入所 II 2H以下	248
H83118	日中短期入所 II 4H以下	298
H83119	日中短期入所 II 6H以下	396
H83120	日中短期入所 II 8H以下	496
H83121	日中短期入所 II 9H以下	554
H83122	日中短期入所 II 9H超	583
H83123	日中短期入所 III 2H以下	265
H83124	日中短期入所 III 4H以下	315
H83125	日中短期入所 III 6H以下	420
H83126	日中短期入所 III 8H以下	524
H83127	日中短期入所 III 9H以下	585
H83128	日中短期入所 III 9H超	617
H81961	日中短期入所共通入浴加算	50
H85010	日中短期入所上限管理加算	150
H85070	日中短期入所共通食事加算	30
H85080	日中短期入所送迎加算	21
H85690	日中短期入所重度支援加算 I	50
H85691	日中短期入所重度支援加算 II	60
H86605	日中短期入所緊急受入加算	120

SC	サービス内容	単位
H42111	地域生活支援デイ I 2H以下	238
H42112	地域生活支援デイ I 4H以下	285
H42113	地域生活支援デイ I 6H以下	381
H42114	地域生活支援デイ I 8H以下	475
H42115	地域生活支援デイ I 9H以下	531
H42116	地域生活支援デイ I 9H超	559
H42117	地域生活支援デイ II 2H以下	248
H42118	地域生活支援デイ II 4H以下	298
H42119	地域生活支援デイ II 6H以下	396
H42120	地域生活支援デイ II 8H以下	496
H42121	地域生活支援デイ II 9H以下	554
H42122	地域生活支援デイ II 9H超	583
H42123	地域生活支援デイ III 2H以下	265
H42124	地域生活支援デイ III 4H以下	315
H42125	地域生活支援デイ III 6H以下	420
H42126	地域生活支援デイ III 8H以下	524
H42127	地域生活支援デイ III 9H以下	585
H42128	地域生活支援デイ III 9H超	617
H41961	地域生活支援デイ共通入浴加算	50
H45010	地域生活支援デイ上限管理加算	150
H45070	地域生活支援デイ共通食事加算	30
H45080	地域生活支援デイ送迎加算	21
H45690	地域生活支援デイ重度支援加算 I	50
H45691	地域生活支援デイ重度支援加算 II	60

とよた市民後見人養成講座の開催について

豊田市福祉部福祉総合相談課

とよた市民後見人とは

判断能力が不十分な方に寄り添い心の声に耳を傾けながら後見人等として活動する市民のこと。

本人だけでは難しい福祉制度等の手続きや支払いを行い、その人がその人らしく暮らせるよう、生活を守ります。



令和3年度の講座について（予定）

【受講要件】申込時に以下の条件を満たし、市民後見人となることを希望する者（今年度と同様）

- ① 社会福祉活動に理解と熱意があり、他の関係機関と共働した後見活動が支障なく行えること
- ② 豊田市在住・在勤であること
- ③ 満25歳以上であること
- ④ 原則、研修の全日程に参加可能であること

令和2年度講座の報告

令和2年度は**19名**が実務講座まで受講し、修了しました。うち、**17名**がバンク(※)登録予定です。



(↑講座の様子)

(↓修了式の様子)



※バンク…とよた市民後見人バンク

バンク登録者数(令和2年度末予定)・・・**34名**（市民後見人としての受任状況は以下の通り）

	審判日	事案概要
1	7/21	老人保健施設に入所中の認知症高齢女性。女性の市民後見人が着任
2	8/28	障がい者施設に入所中の知的障がいのある40代女性。女性の市民後見人が着任
3	11/25	老人保健施設に入所中の認知症高齢男性。男性の市民後見人が着任 ※③の成年被後見人が12月5日に死亡したため終了となった。
4	11/27	障がい者GHに入所中の知的障がいのある20代女性。女性の市民後見人が着任
5	1/15	老人保健施設に入所中の認知症高齢男性。男性の市民後見人が着任
	申立準備中	老人保健施設に入所中の認知症高齢女性
	申立準備中	障がい者施設に入所中の知的障がいのある60代男性

バンク登録者の活躍

「成年後見制度をわかりやすくみんなに伝えたい！」との思いから、後見制度の普及啓発に寸劇で協力してくれる『後見一座』がバンク登録者のなかから立ち上がりました。

【活動実績】

- ・ 令和2年度とよた市民後見人養成講座9日目のグループワーク
- ・ ひだまりサロン(高齢者サロン)での広報活動
- ・ 自治区での福祉講演会（新型コロナウイルス感染防止のため延期）



とよた市民後見人のロゴマークができました！

職業訓練校(天白区)の
課題作成の一環として
御協力いただきました！

オレンジヒマワリの花言葉
「未来をみつめて」



- 「思い」
- 「安心」
- 「冷静」
- 「責任」
- 「共感」

太陽を向くひまわりになぞらえる
5つの視点=太陽のような光

とよた市民後見人の活動理念
『本人に寄り添い、心の声に耳を傾ける』

言葉に込められた『5つの視点』

- ・・・本人の意思と利益の尊重
- ・・・市民としての生活の実現
- ・・・公正な支援
- ・・・後見人としての自覚
- ・・・生活等の変化への気づき



【参考】令和2年度豊田市成年後見支援センター実績について（概要）

※すべて令和2年4月～12月末までの実績

<広報業務>

出前講座や関係機関向け研修会を通じ、成年後見制度及びセンター機能の普及啓発を行った。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止策の徹底を図りながら、出前講座を10回開催した。
- ・センターにつなげる目安作成を意識した地域包括支援センター職員向け研修を開催した。

<相談業務>

後見制度に関する相談支援を行うほか、適切な支援機関に相談をつなげた。

- ・成年後見制度の対象外であるケースについても関係機関と協議し、適切な支援制度に繋げた。
- ・身寄りのない方からの相談件数が多い傾向にあり、「今後の生活が心配」という相談が増えている。

<利用促進業務>

行政・専門職・関係機関と連携し、権利擁護が必要な方が成年後見制度につながるよう体制整備を行った。

- ・関係機関からの相談時には、情報収集や本人との面談などで連携した素早い対応を意識して行った。
- ・受任調整会議では59件の調整を行い、必要に応じて家庭裁判所との調整を行った。

<後見人支援業務>

親族後見人や専門職後見人が相談しやすい環境を整えた。

- ・専門職相談会では10件の相談実績があった。相談後も継続して後見人支援ができる体制を整えた。
- ・専門職との勉強会を通して、専門職からも相談が入りやすい関係の構築に努めた。

<法人後見業務>

社会福祉協議会として複合的な問題を抱える世帯、頻回な支援が必要な方等の法人受任を行った。

- ・新たに6名の法人後見を開始。現在は40名の方を受任し、支援している。
- ・うち、4名については市民後見人と複数で受任している。

【参考】令和2年度豊田市成年後見支援センター実績について（数値）

<広報業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	R2年度実績値（12月末）			
出前講座（回）		38				20	10			
市民講座（回）		0				1	0			
専門職との勉強会（回）		14				12	9			
<相談業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度実績値（12月末）			
相談支援		236件・延べ3,225回				250件	173件・延べ2,496回			
内訳	区分	認知	知的	精神	他	—————	認知	知的	精神	他
	対象者（名）	125	14	38	59		100	23	18	32
<利用促進業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度実績値（12月末）			
申立支援（名）		107				100	87			
定例会（回）		12				12	9			
<後見人支援業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度実績値（12月末）			
後見人支援（件）		73				—————	63			
チーム会議の開催（回）		53				70	57			
専門職相談会相談件数（件）		—————				—————	10			
<法人後見業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度実績値（12月末）			
受任件数（名）		39（延べ48）				50	40（延べ57）			

豊田市成年後見制度利用促進計画「わかりやすい版」について

豊田市福祉部福祉総合相談課

「わかりやすい版」とは

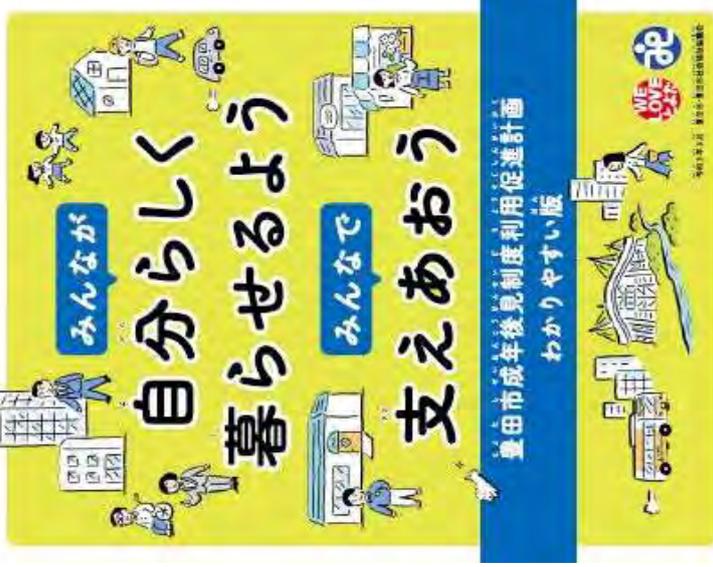
判断能力が十分でない**本人**に向けて、豊田市が策定した「豊田市成年後見制度利用促進計画」と「成年後見制度」について、わかりやすく伝えるための冊子です。
本人等の意思を踏まえた制度利用を推進するとともに、市全体で権利擁護支援の浸透を図ることを目的として作成しました。

成年後見制度わかりやすい版



- ・全4ページ
- ・フルカラー
- ・成年後見制度についてわかりやすい言葉で説明しています
- ・知的障がいのある当事者の方と協力し作成しました

豊田市成年後見制度利用促進計画わかりやすい版



- ・全8ページ
- ・フルカラー
- ・豊田市が策定した計画について、わかりやすい言葉で説明しています
- ・知的障がいのある当事者の方と協力して作成しました

今後、市ホームページへの掲載や希望者への配布を予定しております。ぜひご活用ください。

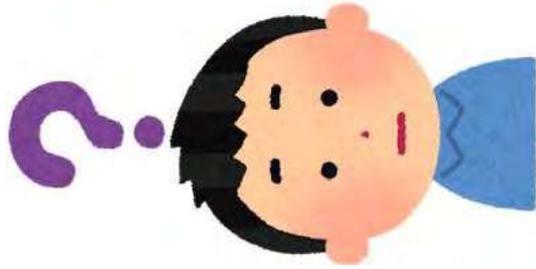
問合せ先：福祉総合相談課（0565-34-6791）または豊田市成年後見支援センター（0565-63-5566）

重層的支援体制整備事業について

豊田市福祉部福祉総合相談課

令和3年4月から 重層的支援体制推進(整備)事業

が始まります



じゅうそうてき？

何の支援？



社会福祉法等の改正

① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

- ・市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- ② 地域の特性に応じた認知症施策や介護保険サービス提供体制の整備等の推進
【介護保険法、老人福祉法】
- ③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療～法律】
- ④ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士～】
- ⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

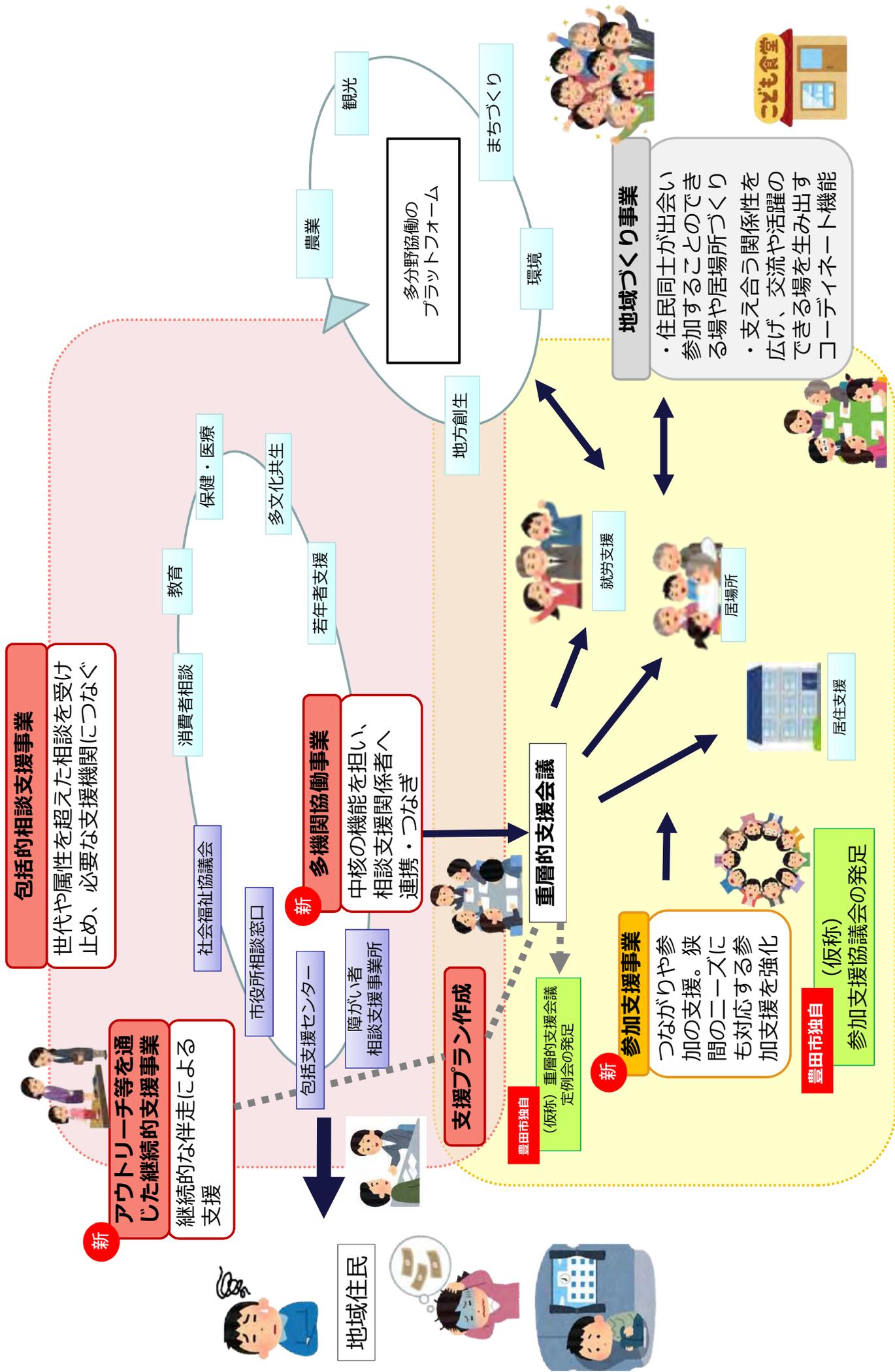
【施行期日】 令和3年4月1日

＜地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する現在、以下の課題がある＞

- ・ **従来の属性別の支援体制では、対応が困難。**
- ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- ・ 市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みづくりを創設することが必要。

「重層的支援体制整備事業」の新設

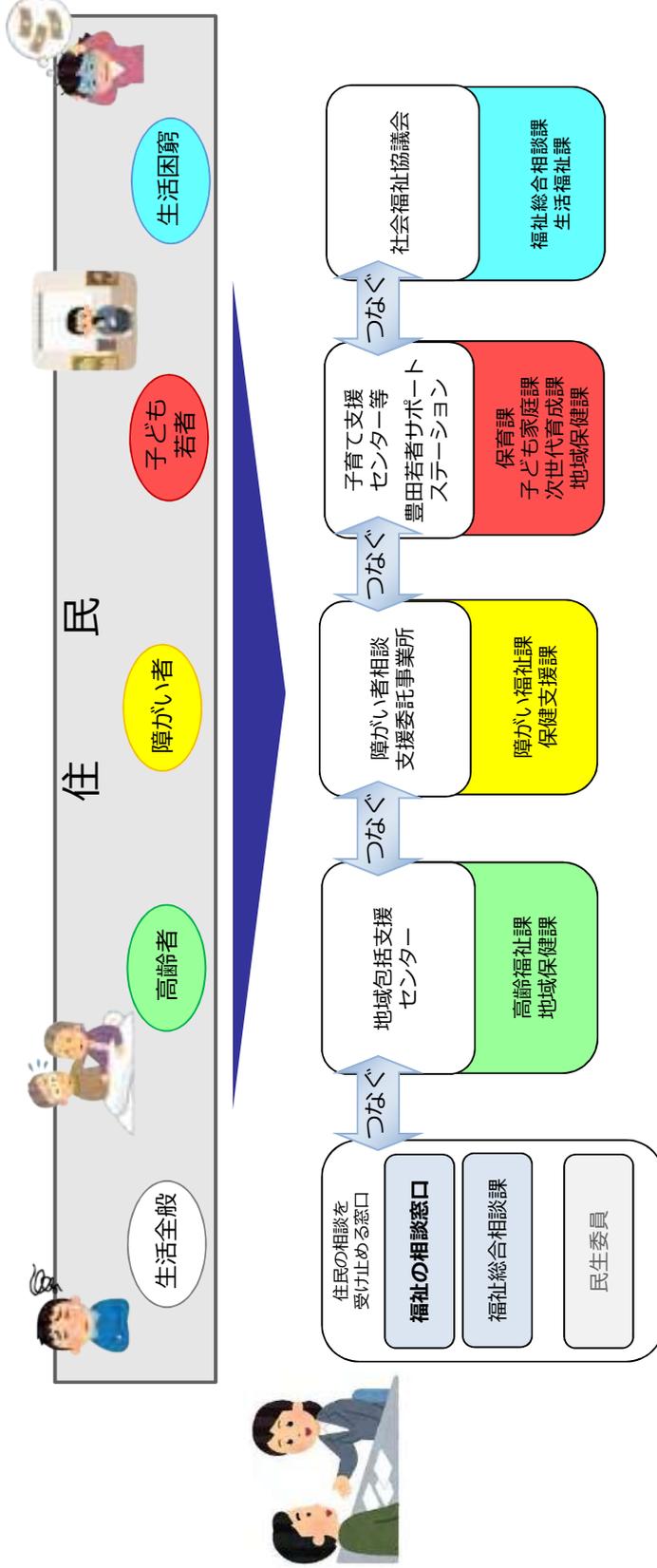
※豊田市においては、先進的に国のモデル事業を進めてきた背景から、「整備事業」ではなく「推進事業」と呼ぶ。



基本事項

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- 支援機関のネットワークで対応する
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

- ・ 地域包括支援センター等における相談支援
- ・ 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者への相談支援
- ・ 利用者支援事業の実施機関における相談支援
- ・ 生活困窮者への自立相談支援



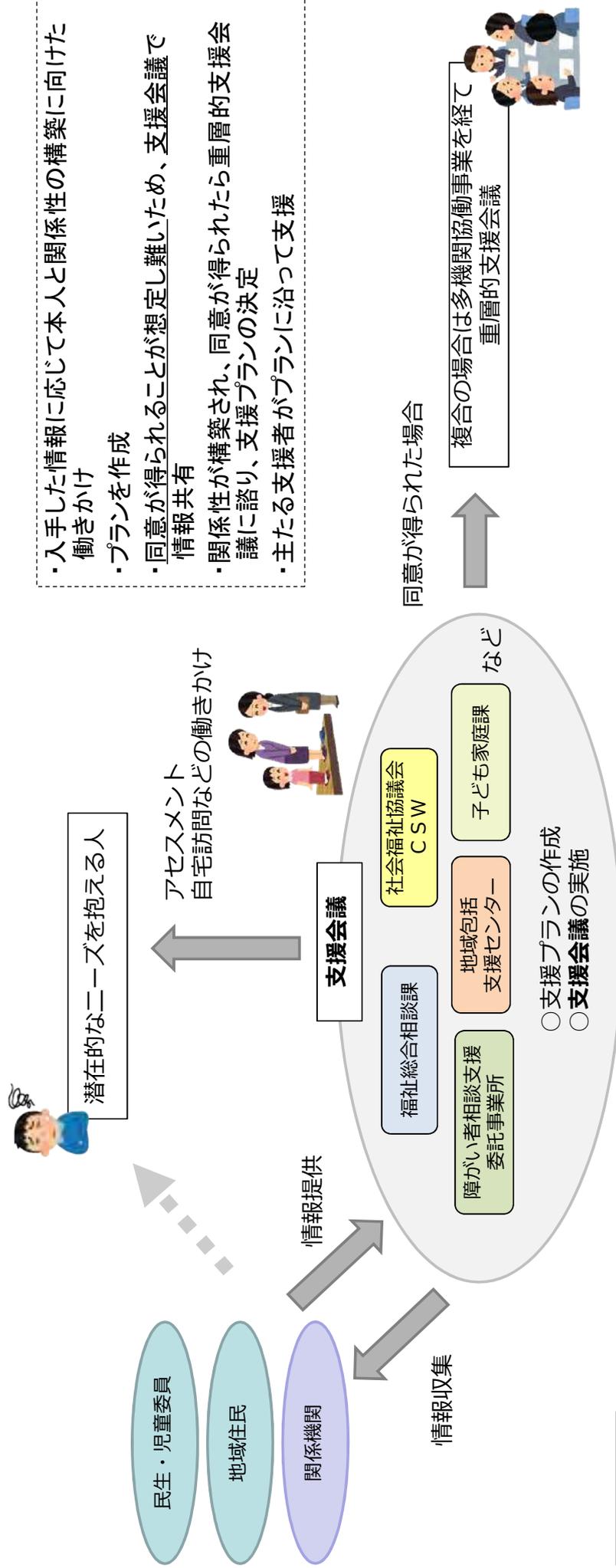
対応方針

- 相談を担う業務（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子ども家庭課、子育て支援センター等、社会福祉協議会等）について、これまで同様に、主たる支援対象者以外の相談であっても、しっかりと受け止め、適切に支援機関へつなぐ。
- 主たる支援対象者以外の相談も受け止め、適切に支援機関へつなぐため、自身の属する分野以外の支援についても広く学ぶ機会を創出する。

重層的支援体制推進事業における「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

基本事項

- 支援を必要とする人を早期に発見するために、関係機関とのネットワークから相談者を発見する
- 支援を必要とする人に支援を届けるために、自宅訪問などの支援を行う（本人との関係づくり）

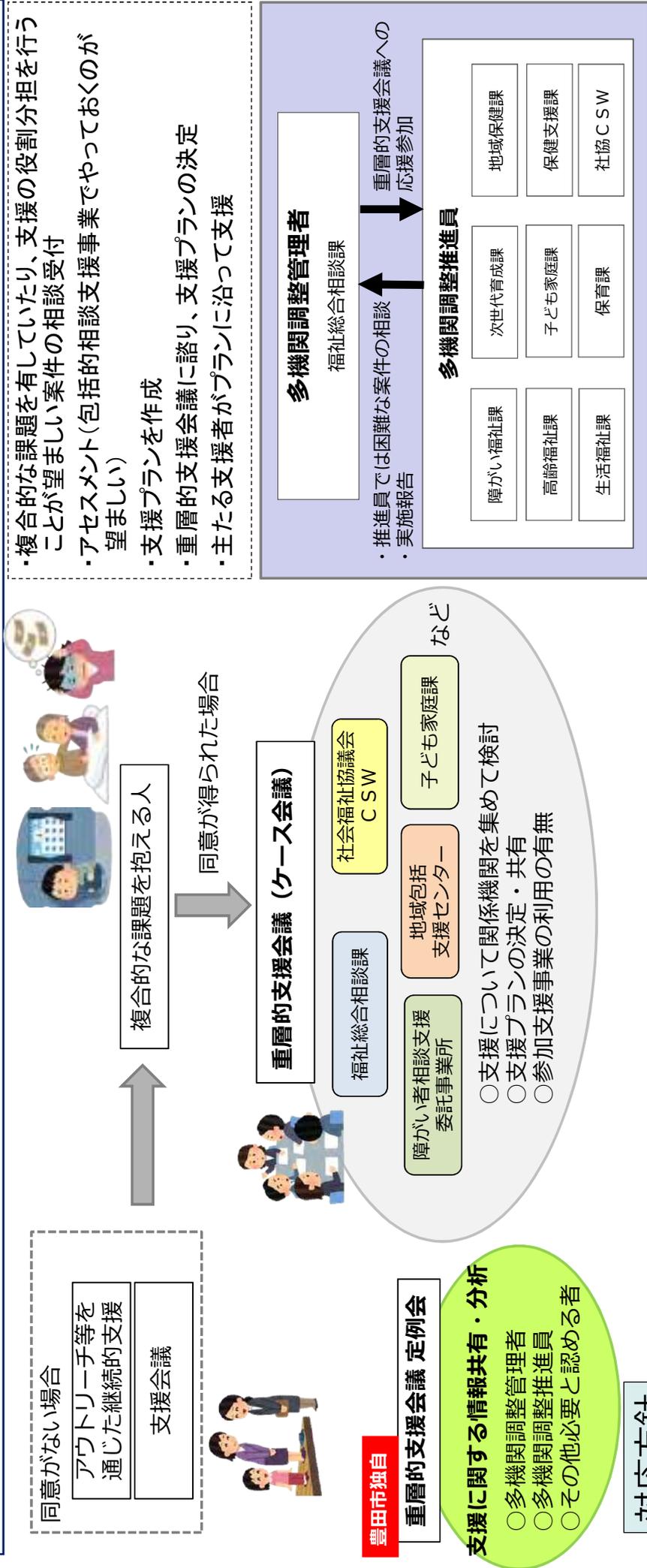


対応方針

- 関係機関や地域から情報が入った場合、支援機関は情報収集及びアセスメントを実施し、対象者を訪問するなど受け身ではなく、アウトリーチによる積極的な行動を取る。
- 特に、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は障がい者相談支援事業所、子どもは子ども家庭課、生活困窮は社協CSW、全体のフオロワーを福祉総合相談課というように対象別で主体となるアウトリーチ機能を持つ機関を確保する。

基本事項

- 複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担や支援の方向性を整理する役割
- 重層的支援体制推進事業の中核を担う事業



- ・ 複合的な課題を有していたり、支援の役割分担を行うことが望ましい案件の相談受付
- ・ アセスメント(包括的相談支援事業でやっておくのが望ましい)
- ・ 支援プランを作成
- ・ 重層的支援会議に諮り、支援プランの決定
- ・ 主たる支援者がプランに沿って支援

豊田市独自

重層的支援会議 定例会

支援に関する情報共有・分析

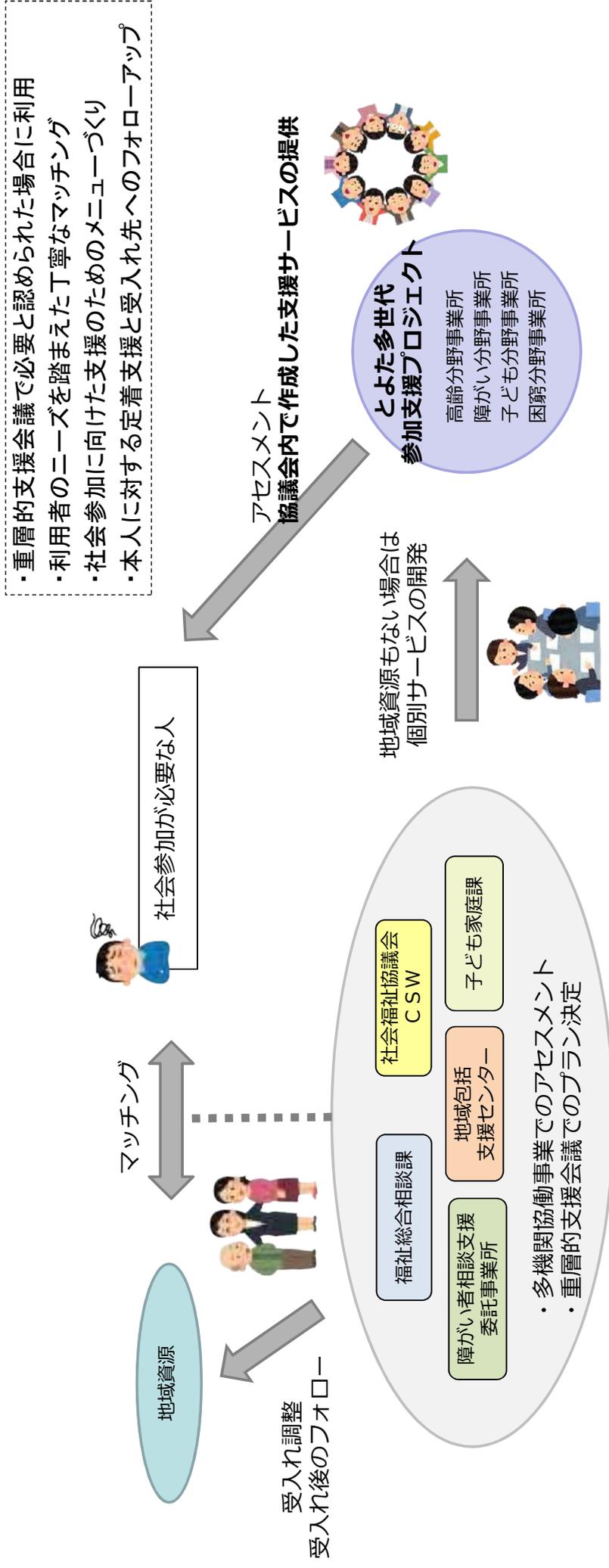
- 多機関調整管理者
- 多機関調整推進員
- その他必要と認める者

対応方針

- 令和2年度まで包括化推進員は福祉総合相談課と社協C SWの2者であったが、高齢福祉課、障がい福祉課、生活福祉課、次世代育成課、子ども家庭課、保育課、地域保健課、保健支援課を巻き込んだ支援を実施できるよう進化する。
- 福祉総合相談課を多機関調整管理者とし、その他を多機関調整推進員と位置付け、多機関協働事業者の相談先やとりまとめを福祉総合相談課とする。

基本事項

- 既存事業では対応できないニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との調整を行い、多様な社会参加を促進
- 本人に対する定着支援と受け入れ先の支援（フォローアップ）



- ・重層的支援会議で必要と認められた場合にご利用
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチング
- ・社会参加に向けた支援のためのメニューづくり
- ・本人に対する定着支援と受け入れ先へのフォローアップ

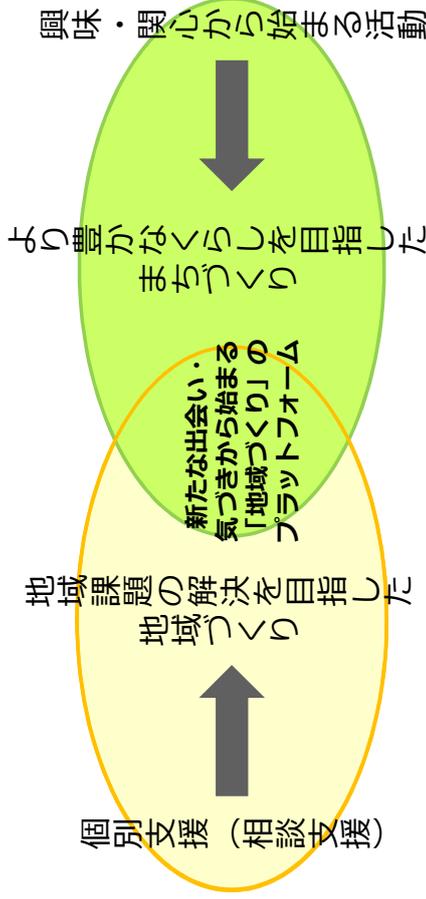
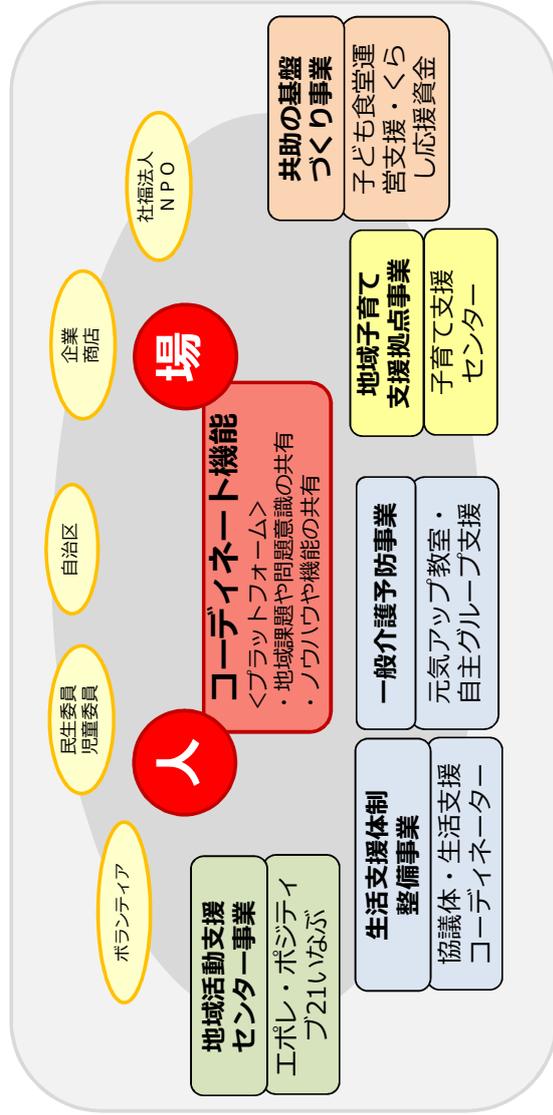
対応方針

- 社会参加につなげたいが、既存事業では対応できない支援において、本人のニーズと地域資源とのマッチングを図り、参加できる場所を確保するとともに、受け入れ先のフォローアップを実施する。
- つなげる地域資源がない場合、新たに立ち上がる「とよた多世代参加支援プロジェクト」に支援を依頼し、個々のニーズに対応する支援開発を実施する。【豊田市の重層的支援体制推進事業の最重要ポイント】

基本事項

- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。【多様な「場」づくり】
- 「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。【つなぎ・コーディネート機能】
- 5事業（介護2つ、障がい、子ども、困窮）を全て実施することが規定されている。

- ・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援
- ・住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくり
- ・支え合う関係性を広げ、交流や活躍のできる場を生み出す
コーディネート機能



対応方針

- 既存事業については、継続して事業実施していく。
- 社協CSWを主導に、各事業実施者の困りごと解消や事業改善などを図り、各事業の一体化を目指す。
- 参加支援事業で結び付けられることのできる地域資源のひとつとなるよう地域力の育成を意識する。

生活困窮者のための就労訓練事業の実施協力について

豊田市福祉部福祉総合相談課

豊田市は、国からSDGs未来都市として選定を受けています。

SDGsでは、17の目標が設定されており、福祉分野では「全ての人に健康と福祉を ～あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する～」という目標も掲げられています。

誰一人取り残されることなく、誰もが支え合うことのできる地域共生社会の実現に向けての取組の一つが「生活困窮者のための就労認定訓練事業」です。

障がい福祉サービス事業者の皆様におかれましては、地域における公益的な取組として、事業実施の協力について、ご検討をお願いします。

1 対象者はどんな人？

- すぐには一般企業で働くことが難しい方です。長期離職者や、ニート、ひきこもり、心身の課題があったりと、さまざまな状況の方が利用できます。
- 障がい者手帳の所持や、疾病や障がい等の診断名の有無は関係ありません。

2 就労訓練事業とは？

- 生活困窮者の自立相談支援機関（豊田市では、社会福祉協議会となります）からの紹介に応じて、就労に困難を抱える方を受け入れます。
- 就労訓練事業者は、就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行います。
- 利用者に対し、訓練として就労体験の場を提供する「非雇用型」と雇用契約を締結したうえで支援付きの就労を行う「雇用型」のいずれかで就労訓練を行います。
- 具体的なイメージとしては、障がい福祉サービスの「就労継続支援 A 型・B 型」と類似しています。

【厚生労働省「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（抜粋）】

障がい者就労継続支援事業を行う施設等において、定員外（障がい者総合支援法に基づく給付等の対象外）として対象者を受け入れ、作業施設内での就労に携わる中で一般就労に向けた支援を行うようなケースも一つの類型として想定される。

3 事業を開始するまでの流れ

- 就労訓練事業を行うためには、事業所ごとに豊田市長の認定を受ける必要があります。

【認定基準の主な内容】

(1) 就労訓練事業者に関する要件

- ①法人格を有すること
- ②事業実施に足りる施設、人員及び財政基盤を有すること
- ③支援機関のあっせんに応じ、利用希望者を受け入れる など

(2) 就労等の支援に関する要件

- ①事業の責任者を配置すること（特に資格は必要ありません）
- ②就労等の支援に関する計画を策定すること
- ③利用者の状況を把握し、必要な相談、助言等を行うこと など

(3) 安全衛生に関する要件

- 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずること

(4) 災害補償に関する要件

- 非行型の利用者が就労訓練事業において災害を被った場合の補償のために、必要な措置を講じること（保険への加入など）

※社会福祉法人等、法人所管のある法人が実施する場合には、定款変更（公益事業（定員規模によっては社会福祉事業）への位置づけ）が必要になる場合があります。

4 障がい福祉サービスとの相違点

	障がい福祉サービス	就労訓練事業
事業開始	市の事業所指定を受ける	市の事業所認定を受ける
報酬	サービス報酬あり	報酬なし
利用方法	市が支給決定 （サービス等利用計画が必要）	社会福祉協議会が支援決定 （生活困窮者自立支援プランが必要）

もっと詳しく知りたいという方は、
福祉総合相談課までご連絡ください。説明にお伺いします。

電話 0565-34-6791

Eメール fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

今、なぜ就労訓練事業に取り組む必要があるの？

生活困窮者のため、地域のため、自らの事業所のために、 事業の実施を考えてみませんか？

生活困窮者のため

就労は、私たちにとって、生活の糧を得る機会ですが、それだけでなく、社会参加あるいは自己実現の機会でもあります。
生活困窮者の生活を安定させ、再び社会の中で居場所を見つけてもらうためにも、就労の機会の確保は非常に重要です。

- 就労は、経済的な自立に資するばかりではなく、日々の生活のリズムを整え、また、社会の中での役割を得つつ、成長するための機会でもあります。特に、生活困窮者の中には、地域社会の中で孤立している方が多くいらっしゃり、再び社会とのつながりをつくっていくことが自立に向けて不可欠です。
- 生活困窮者は、一人ひとりが様々な困難を抱えていて、それぞれが目指す自立のかたちも異なりますが、就労が可能な方については、地域において就労できるよう支援をしていくことが大切です。

地域のため

労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、
「社会の支え手」を一人でも多く増やしていかなければなりません。

- 人口約3,600人のある町で、調査を行った結果、18歳以上55歳未満の不就労のひきこもり113人の存在が確認されました。これは、その自治体の同年代の人口の約8.7%に相当するとのことでした。
- この調査結果を受け、町では、ひきこもりの方々に対するきめ細かな就労支援を行い、既に60人以上がひきこもりから脱し、35人以上が一般就労を果たしています。
- この町で起きていたことは、どの地域においても起こりうるのではないのでしょうか。人口減少の中で地域や地域経済を維持するためにも、地域を挙げてこの問題に取り組む必要があります。

自らの事業所のため

生活困窮者を受け入れ、誰にとっても働きやすい職場環境をつくることは、
業務の効率化だけでなく、職場定着や人材育成にもつながります。

- 働く上で様々な配慮をしなければならない方を受け入れれば、最初はいろいろな苦労があるかもしれません。
- しかしながら、その苦労を乗り越える過程で、例えば、業務分解等により事業所全体の作業効率が改善される、あるいは、従業員一人ひとりが抱える事情に配慮することができるよう職場環境を改善することで、従業員の定着率が高まり人材育成にもつながることが期待されます。
- なお、生活困窮者を受け入れた就労訓練事業者が一人で悩むことがないよう、事業開始後は、自立相談支援機関がフォローを行います。

就労訓練事業を実施している事業者の

声

就労訓練事業で生活困窮者を支援している方々の声
～平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）」事例集（平成26年11月版）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社より抜粋～

●社会福祉法人生活クラブ風の村(千葉県)

現代社会では、様々なはたらきづらさを抱え、孤立していたり、自信を無くして、一般就労につけない生活困窮の方がおおいいます。中間的就労は、そういったはたらきづらさを抱えた人が少しずつステップアップし、自信をとり戻し、社会の中で役割を持ち、自立することを支える就労のスタイルです。はたらきづらい方を中間的

就労として、職場に迎え入れることで、その職場は今ではたらいっている人にとっても、はたらきやすい職場になります。より多くの人がその人にあつたはたらき方で、社会参加できる新しい就労のかたちとなる中間的就労をとともに進めていきましょう。

●社会福祉法人一麦会(和歌山県)

生活困窮者自立支援制度ができる以前に、障害者支援の延長線上で、地域のひきこもり、ニート、高校中退者等の相談支援を実施し、法人内での雇用や企業等への就労移行支援を行ってきました。

制度がない中での事業であり、法人には経営的余力はありませんが、経費を法人の持ち出しで実施してきました。制度がなくても、社会での生きづらさを抱え、支援を必要とする人を「ほっとけやん(放っておけない)」として支援するのは、一麦会の理念です。

地域には多くの課題があります。一麦会の所在する地域の課題は、人手不足の農業、独居高齢者等への買物支援、地域のコミュニティ不足等でした。

これらの課題に対して、一麦会が積極的に事業をおこし、対象者の就労訓練事業が地域貢献に繋がるものになるよう工夫してきました。地域社会が必要としている事で、企業が手がけても採算が合わない事業は社会福祉法人が実施すべきだと考えています。

●大阪いずみ市民生活協同組合(大阪府)

人は誰でも「得意・不得意」があるものです。働きにくさに繋がる様々な問題があっても、本人に働く意欲があり、一緒に働く仲間はその意欲を受け止める気持ちがあれば、少々問題は職場で一緒に解決できると考えています。働き続けるなかで「得意」が増えると、最初はうつむいて暗かった人にも笑顔が生まれ、その笑顔が職場の仲間も笑顔にしていく、そんなシーンを数多く見てきました。

特別なことをしているという意識はありません。働きにくさを持つ

方が、できることをできる限り精一杯働き、周りの仲間と会社は皆で生き生きと働き続けられる職場を作ろうと努力する、その日々の積み重ねがあるだけです。

当生協においても、宅配物流・店舗・高齢者介護などの職場で人手不足が問題となっています。仕事の内容と、個人々の「得意」をうまくマッチングさせることで、働きにくさを持つ人の就労の場が今後増えると考えています。

●特定非営利活動法人ワーカーズコープ森の102(とうふ)工房(埼玉県)

森の102工房で仲間と共に働いて感じていることは、就労に困難を抱えている人や、生活困窮状態にある人の多くが、「必要な時期に、必要な訓練・支援」を受けてこれなかったのではないかとことです。「働く場」は、その人がこれまで培ってきた力が発揮される場だと思います。例えば、電話に出る、FAXを送る、銀行で現金を下ろす、資料をファイルに綴じる、使った物は元に戻す、出勤したら挨拶をする、身だしなみを整えるなど、多くの人は家庭や学校、地域の中で「何となく」身につけていくことです。しかし、家庭環境が複雑であったり、うまく学校に通えなかったりなどの様々な要因によって、その「何となく」を習得する機会や場が足りずに、ある程度の年齢になって「ポ

ンと」社会に出てしまったのではないかと思います。多くの人はある程度年齢を重ねると柔軟性を失い、こだわりも強くなってきます。そのため、一般の職場でそういった「力」を身につけるよう働きかけても、なかなか思うようにはいきません。だからこそ、中間的就労の場では「必要な時期に、必要な訓練・支援」を「意図的」に行なっていくことが必要だと感じています。「働く」という行為には、基本的な生活力や社会性、関係性が集約されています。「意図的」にそれらの力を身につけたり、取り戻すことができるのは、全てが集約されている「働く場(就労の場)」であり、そのことによって、その人を総合的に支えることができるのだと思います。

障がい者虐待の現状について

豊田市福祉部福祉総合相談課

1 養護者による障がい者虐待に関する近5年間の件数実績について（H27-R1）

（1）障がい者虐待に係る通報・届出受付件数

	通報・相談	届出	合計	県
H27	8	7	15	244
H28	2	6	8	268
H29	7	8	15	326
H30	6	3	9	414
R1	16	0	16	未集計

（2）障がい種別

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計
H27	0	10	6	0	0	0	16
H28	4	4	1	2	0	0	11
H29	2	8	4	1	0	0	15
H30	3	5	0	1	0	0	9
R1	3	7	7	0	0	0	17

※ひとりの障がい者で複数の障がいがある場合はそれぞれで計上しているため、（1）の合計値とは合致しない。

（3）虐待類型

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	合計
H27	8	0	7	2	3	20
H28	5	0	3	3	0	11
H29	5	0	6	3	4	18
H30	6	0	4	2	2	14
R1	11	0	4	3	2	20

※受付件数1件当たりで複数の虐待に該当する場合はそれぞれで計上しているため、（1）の合計値とは合致しない。

（4）事実確認後の対応

	障がい者虐待として認定しなかった事案	障がい者虐待として認定した事案						合計
		やむを得ない事由による措置	市町村独自事業による一時保護	他の親族等が世話をする	面談等を行い、引き続き養護者が世話をする	入院	福祉サービス契約利用による分離	
H27	12	0	0	0	3	0	0	15
H28	5	0	0	1	2	0	0	8
H29	11	0	0	1	3	0	0	15
H30	3	0	0	0	1	0	5	9
R1	11	0	0	0	3	1	1	16

子ども食堂について

豊田市福祉部福祉総合相談課

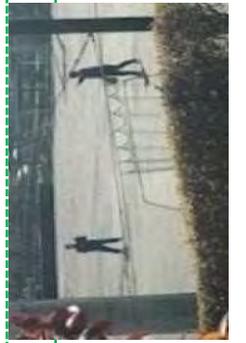
①梅坪台地区「おかえり食堂」

運営主体	うめつばファミリークラブ（西山町2丁目38-1）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代間交流を通して、子どもを地域で見守り、地域で育てる活動 ● 高齢者の外出の機会の創出することでの介護予防の場
開始時期	平成28年11月 毎月1回 第3日曜日 午前9時30分～12時
開催場所	ほっとほーむよっていでん（デイサービス事業所）
参加者数	34名（うち、子ども15名）※H30.4.15日時点
実施内容	調理実践、食事、ふれあい、イベント的にファミリーコンサートの開催
運営資金	わくわく事業補助金・参加費（大人300円子ども200円）



②末野原地区「ゆるっと ほっと かふえ」

運営主体	ゆるっと かふえの会（管理栄養士・主任児童委員）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 見えにくい貧困、ネグレクト、孤食、学校へ行きづらいうちの子の居場所づくりと食の自立支援・学習支援 ● あたかな切れ目ない見守りでつながる地域づくり、顔の見える支援
開始時期	平成29年1月
開催場所	末野原交流館 毎月1回 不定期 日曜日 午後1時～3時
参加者数	24名（うち、子ども18名）※H30.6.15日時点
実施内容	ボランティアとの調理実践、食事、ふれあい、学習、スポーツ、遊び
運営資金	参加費(100円) 豊田市子ども食堂安全確保費補助金
その他	中京大学の学生ボランティアの参加



③逢妻地区「☆きらりん☆」

運営主体	☆きらりん☆ (市民福祉大学修了生・母子保健推進員・主任児童委員)
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困世帯の子どもを想定しながら、地域の子どもを対象 ● 世代間交流の中で、健全な子育てを地域で支え合う
開始時期	平成30年4月 毎月1回 第2土曜日 午前10時～午後3時
開催場所	深田山第二公会堂
参加者数	38名（うち、子ども30名）※H30.10.13日時点
実施内容	ボランティアとの調理実践、ふれあい、食事、遊び
運営資金	わくわく事業補助金・参加費（100円）



④崇化館地区「おばあちゃんちは、ひまわり邸食堂」

運営主体	社会福祉法人 福寿園
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困世帯の子どもの孤立を防ぎ、社会性を育む機会を提供 ● ボランティアの地域住民や施設利用高齢者とながりの場 ● ひどり親世帯の親に対しての就労支援 ● 職員の地域貢献に関する人材育成
開始時期	平成30年7月
開催場所	地域密着型複合福祉施設「ひまわり邸」 偶数月1回 第4金曜日 午後5時30分～7時
参加者数	69名（うち、子ども26名）※H30.10.26日時点
実施内容	食事の提供、学習支援、ふれあい、遊び
運営資金	福寿園の地域貢献による出資 参加費 (幼児：50円、小中学生：100円、大人：200円)
その他	豊田地域看護専門学校・豊田高専の学生ボランティアの参加



※参加者数には、子どもや、地域の高齢者のほか、ボランティアなどの運営者を含みます。

“子ども食堂”の実施状況について（概要）

⑤ 高岡地区「こども食堂さんぽみち」

運営主体	一般社団法人「天使のかけはし」
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校・ひきこもり・子育て・自立支援・社会復帰等を支援する法人 ● 人と人がつながる地域の居場所づくり ● 晩ごはんをみんなで作る。孤食予防
開始時期	平成30年9月より、月1回実施
開催場所	カフェ癒し空間AngelMother 毎月1回 第4土曜日 午後4時～7時
参加者数	15名（うち、子ども2名）※H30.9.22日時点
実施内容	ボランティアとの調理実践、食事、ふれあい
運営資金	タックス3トク・カフェエージェンツマザー寄付金 参加費（大人：300円、子ども：100円）



⑥ 崇化館地区「作ろう！食べよう！あそぼまい！」

運営主体	崇化館地区「ぬくもり♡ねっと」
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子どものための居場所づくり ● 核家族や地域の人間関係の希薄化の予防 ● 地域と学校との連携 ● 必要な子どもへの学習支援
開始時期	令和元年5月 毎月1回 第3土曜日 午前11時～午後2時
開催場所	崇化館交流館
参加者数	挙母小学校4～6年生 チラシの配布
実施内容	ボランティアとの調理・食事・ふれあい
運営資金	参加費（大人・子ども：100円） わくわく事業補助金



⑦ 上郷 杵塚西町「多世代サロン型子ども食堂」

運営主体	杵塚西町ボランティア「ささえ愛隊」
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 向こう三軒両隣、子ども、大人も、高齢者も障害者もみんなおいで ● 地域みんなの居場所づくり ● 夏休み・冬休みの宿題を。
開始時期	平成30年8月よりイベント的に実施
開催場所	上郷杵塚西町「憩の家・児童館」
参加者数	73名（うち、子ども12名）※H30.9.24日時点
実施内容	ボランティアとの調理・食事・ふれあい・遊び・学習
運営資金	参加費（大人・子ども：100円）



⑧ 末野原地区「あそびとくらしとまなびの家 ちゃぽっと」

運営主体	地域のつどいの家作り実行委員会（代表：杉山氏）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 「あそこに行けば誰かに会える」家。困ったときに「助けて」が言える家 ● 子どもも大人も集いつながる家。心安らげる地域の家 ● 人にも環境にも優しく、人も資源も循環する場
開始時期	平成30年6月
開催場所	空き家活用（豊栄町9丁目99-5） 毎月2回 第1・3月曜日 午前10時～午後3時
参加者数	20名（うち、子ども11名）※H31.4.1日時点
実施内容	調理実践・食事・ふれあい、遊び
運営資金	わくわく事業補助金 参加費 （子ども：100円、大人：500円）
その他	認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者



“子ども食堂”の実施状況について（概要）

⑨常盤のお抹茶サロン「おばあちゃん和抹茶体験のおうち」

運営主体	お抹茶サロン（光輝庵 店主北川テル氏）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 困ったときに相談ができる、ひとりぼっちの夕飯からにぎやかな夕飯へ。 ● ひとりぐらしのおばあちゃんと一緒に作るあたたかいご飯。 ● 子どもと高齢者が集いつながる家。心安らげる地域の家
開始時期	平成31年4月
開催場所	抹茶サロン（常盤町2-19） 毎月1回 第4水曜日 午後3時半～午後7時半
参加者数	産業文化センター学習支援「温」でチラシ配布
実施内容	抹茶体験・調理実践・食事・ふれあい・学習
運営資金	子ども食堂安全確保補助金 参加費 (子ども：100円またはお手伝い)
その他	ひとり暮らし高齢者



⑪藤岡「清野カフェ焼き立てパンを作るう！」

運営主体	十人十色（不登校・引きこもり支援）（代表 清野裕美氏）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校・ひきこもり支援 ● 人と人がつながる地域の居場所 ● 不登校支援コーディネーターと一緒に焼き立てパンを作る
開始時期	平成31年4月
開催場所	清野サロン（御作町日影山1037-58） 毎月1回 第1日曜日 午後1時～3時
参加者数	子ども3名、ボランティア2名
実施内容	パン焼き体験・食事・ふれあい
運営資金	
その他	参加費 無料



⑩上郷地区天道院「郷の里」

運営主体	ボランティア団体I'm home!（民生児童委員・主任児童委員・教員OB・保育園園長OB・現保育園園長・子育て支援センター長）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校・ひきこもり支援 ● 人と人がつながる地域の居場所づくり ● 日中の居場所・昼食をみんなで作る。孤食予防
開始時期	平成30年6月より週2回実施
開催場所	上郷天道院
参加者数	生徒7名、ボランティア10名
実施内容	ボランティアとの調理、食事、ふれあい
運営資金	東名ライオンズ資金提供、備品提供 社会福祉協議会 子ども基金 豊田市子ども食堂安全確保補助金



⑫朝日丘地区「龍の子」

運営主体	地域ボランティアグループ ソレイユ（代表：大羽文美）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校・ひきこもり支援 ● 人と人がつながる地域の居場所づくり ● 日中の居場所・昼食をみんなで作る。 ● 子どもの自己肯定感を高める居場所
開始時期	令和元年6月21日（金）午後0時～2時
開催場所	神龍寺茶室（朝日ヶ丘6丁目41）
参加者数	14名（子ども2名、大人12名）
実施内容	調理実践・食事・遊び・ふれあい・学習
運営資金	市内企業資金提供
その他	協力：神龍寺



“子ども食堂”の実施状況について

⑬ 挙母地区「～子どもカフェ～まんぷく」

運営主体	地域ボランティア 代表：城賀代
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤食の子どもが他者と食べることの楽しさを知る ● 多世代の交流をしながら子どもたち（大人を含む）の空腹を満たし笑顔を作り出すことで心を豊かにする ● イベントを通して物を作る楽しさを知ると共に経験豊富な子どもを育てる。
開始時期	令和元年9月26日開設
開催場所	満福支店（小坂本町5丁目13-10）
周知方法	各学校や自治区、支援者による個別配布
実施内容	軽食・調理・宿題・ふれあい、遊び
運営資金	参加費：無料または安価
その他	共催：豊田市文化振興財団・随時イベント開催

⑭ 美里地区「東山ぐらう食堂いまここ」

運営主体	いまここ（代表：小黒氏）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● みんなと一緒に食事やおしゃべりを楽しめる ● 子どもも大人も、おじいちゃんもおばあちゃんも誰でも参加 ● 食事を食べるだけでなく、準備や調理、片づけも一緒に
開始時期	令和元年10月14日開設 参加者数62名
開催場所	東山市営団地 集会場
周知方法	自治区回覧・地域の協力による周知・居場所「いまここ」による周知
実施内容	調理実践・食事・遊び・ふれあい・学習
運営資金	子ども食堂安全補助金案内中 参加費 （子ども：100円またはお手伝い、大人：300円）
その他	豊田東ロータリークラブによる出資・自治区協力

⑮ 逢妻県営団地「茶の間」

運営主体	逢妻県営自治区長（代表：田中氏）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親・困窮世帯における子どもたちの居場所づくり ● 子どもが、勉強のみでなく社会で活用できる知恵や経験を学ぶ場 ● 地域の高齢者が、特技を持ち寄り、子どもたちに伝承する ● 小学校・中学校との連携
開始時期	令和2年2月21日（金）開設
開催場所	逢妻県営団地 集会所
周知方法	自治区回覧・チラシ配布（逢妻県営団地限定）
実施内容	調理実践・食事・遊び・ふれあい・学習
運営資金	子ども食堂安全確保費補助金案内中 愛知県子ども食堂推進事業
その他	参加費無料・中京学生ボランティア

⑯ 高橋地区「つくくらがいがいけ」

運営主体	高橋子ども食堂（代表：増田氏）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちの生きる力身につけるお手伝い ● 高齢者との交流 ● 健康な食事・食育をテーマに地域との交流
開始時期	令和2年11月28日（土）開設予定
開催場所	特別養護老人ホーム「くらがいがいけ」
周知方法	チラシ配布
実施内容	調理実践・食事・遊び・ふれあい・学習
運営資金	子ども食堂安全補助金案内中 社協子ども基金 参加費：（子ども・大人：100円）
その他	共催：特別養護老人ホーム「くらがいがいけ」

⑰若園地区 おおぞら若園「おおぞらランチ」

運営主体	地域ボランティア 代表：寺田達子氏
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 困りごとを抱えた子どもを地域で支えたい。困りごとを抱えた世帯の抽出が難しいため、地域の子ども居場所として実施し、その中で困っている子の個別支援につなげたい。 ● 地域の大人と子どもがにぎわう場を提供する。
開始時期	令和2年9月26日（土）開設
開催場所	花園児童館
周知方法	小学校から各世帯にチラシ配布
実施内容	調理実践・食事・遊び・ふれあい・学習
運営資金	花チカ事業補助金（地域の活動助成金） 子ども食堂安全補助金案内中 参加費 （子ども：100円 大人：300円）
その他	協力：花園町・中根・吉原町の3自治区

⑱保見地区「朝ごはんをみんなで食べよう！」

運営主体	NPOトルシダ（代表：やまさ氏）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● いろいろな人がいてあたりまえの、人にやさしい社会であってほしい。 ● 国籍に縛られない地域のみんなで集える場所づくり。 ● 多様性のある子どもたちが活躍できる社会をめざして。 ● みんなで朝ごはんを食べよう。
開始時期	令和2年10月16日（金）毎週金曜日
開催場所	県営保見自治区集会所
参加者数	チラシ配布や掲示
実施内容	朝ごはん・たまご配布
運営資金	未定
その他	参加費無料・ペットボトル回収ボランティア

⑲朝日丘地区「山二食堂」

運営主体	山二食堂（代表：藤瀬久美氏）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 多世代交流型の子ども食堂で地域貢献 ● 地域の子どもたちや親、高齢者にとって安心できる居場所を作りたい。 ● 旬の新鮮な食材で作った美味しい料理をみんなで一緒に楽しく食べよう。 ● 子どもも大人もほっとできる居場所。
開始時期	令和2年8月 開設
開催場所	小坂本町1丁目58番地
周知方法	チラシ配布・自治区回覧版
実施内容	調理実践・食事・遊び・ふれあい
運営資金	社会福祉協議会 子ども基金
その他	協力：山信

⑳JA高橋テラス 子ども食堂 準備中

運営主体	地域ボランティア 代表：鈴木 重嗣
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に根差したJAとして、地域組合員が中心となって実施する。 ● SDGsの取り組みの一つとして「食と農」の大切さを伝え地域農業の持続可能性を訴える。 ● 多世代の交流をしながら子どもたち（大人を含む）と一緒に農産物の旬を感じるような地産地消料理を料理教室スタイルで展開する。
開始時期	令和2年 未定
開催場所	JA高橋テラス（高橋町2丁目94）
周知方法	各学校や自治区、支援者による個別配布
実施内容	地元農産物の調理・食と農の学習・宿題・ふれあい、遊び
運営資金	参加費：未定 子ども食堂安全補助金案内中
その他	共催：JA高橋テラス

②④松平地区「ビストロ スマイリング」準備中

運営主体	NPO法人「おんぶにだっこ」
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が家事や育児、プラス仕事で大変な若者の助けるなる地域づくりの一環として実施する。 ● 多世代の交流の場として、地域の高齢者、若者、子どもを支えたい。
開始時期	平成31年1月開始
開催場所	中垣内町広畑7-3
周知方法	SNS
実施内容	調理実践・食事・遊び・ふれあい
運営資金	(株) SMIRINGによる地域貢献
その他	協力：(株) SMIRING

②松平地区「豆膳」にここ子ども食堂 準備中

運営主体	(代表：大村氏)
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 共働き家庭の地域の子どもたち、おじいちゃんとおばあちゃんが一緒にご飯が食べられる場所。 ● 親御さん子どもたちも一緒にあたかいて飯を一緒に食べられる場所。 ● 地域の憩いの場所。
開始時期	令和2年2月3日(月)中止 時期開催時期未定
開催場所	キッチン&バル豆膳mame-zen (松平志賀町丸山5-4)
参加者数	支所・交流館・カフェでのチラシ配布や掲示
実施内容	学習・遊び・食事
運営資金	未定
その他	参加費無料

②③益富地区「」子ども食堂 準備中

運営主体	
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の多世帯型子ども食 ● 高齢者も子どもも元氣になれる居場所
開始時期	未定
開催場所	益富の楽園または交流館
参加者数	
実施内容	調理実践・食事・遊び
運営資金	
その他	特別養護老人ホーム「益富の楽園」場所提供協力

②④前林地区「堤食堂」準備中

運営主体	堤食堂 (夢農人 鋤柄氏)
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域が元氣になれるみんなの居場所 ● 子ども食堂に限らず様々な楽しいことを考える
開始時期	
開催場所	堤食堂 (堤町本地5)
参加者数	
実施内容	
運営資金	
その他	

災害時における要配慮者の災害対策について

豊田市福祉部福祉総合相談課

〈概要〉

近年の被災状況を踏まえ、内閣府及び厚生労働省により、高齢者や障がい者の災害対策に関する報告書や通知が示されています。

特に、「福祉サービス事業所の業務継続計画の義務化」「地域住民と連携による防災訓練の努力義務化」「個別計画策定における福祉専門職の積極的な関与」など事業所に対する内容も多くとめられています。

こうした状況から、豊田市においても、『事業所の防災体制の強化』『事業所との連携強化』を主な目的として、障がい福祉サービス事業者のご協力も得ながら、様々な取組を進めていく予定ですので、御承知おきください。

※詳細は次ページを御覧ください。取組の進捗状況に応じて、改めて情報提供や協力依頼をさせていただきます。

(参考) 過去10年の災害による高齢者や障がい者の被災状況(主な災害を抜粋)

- ◆平成23年3月 東日本大震災
⇒犠牲者のうち約6割が高齢者。障がい者の死亡率は住民全体の2倍
- ◆平成28年4月 熊本地震
⇒犠牲者のうち約7割が高齢者。災害関連死8割が70歳以上の高齢者
- ◆平成28年8月 台風10号
⇒岩手県岩泉町の高齢者グループホームでは入所者全9名が犠牲
- ◆平成30年7月豪雨
⇒犠牲者の約7割が60歳以上
- ◆令和2年7月豪雨
⇒犠牲者のうち約8割が高齢者。熊本県球磨村では特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

福祉を視点とした防災に関する国の動向(通知等) >>

- ・水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について(依頼)(平成31年3月 厚労省・国交省)
- ・令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告書)(令和2年3月 中央防災会議)
- ・高齢者や障がい者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について(依頼)(令和2年5月 内閣府・厚労省)
- ・令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会(令和2年10月 内閣府・厚労省・国交省)
- ・令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について(最終報告)(令和2年12月 中央防災会議)
- ・令和3年度障がい福祉サービス、介護サービス報酬改定案(厚生労働省 社会保障審議会)

具体的には・・・

①避難行動要支援者対策の強化

- ↳ 真に支援が必要な対象者の再考と同意取得
- ↳ 地域の支援体制づくりの強化・促進

②高齢者や障がい者の個別計画の策定促進

- ↳ 自治体に対し個別計画策定の努力義務化
- ↳ ケアマネ、相談支援員等の専門職との連携

③福祉避難所対策の強化

- ↳ 指定福祉避難所の拡充・対象者の事前選定
- ↳ 市民への普及啓発強化

④福祉事業所の防災体制強化

- ↳ BCP作成・地域連携による防災訓練の義務化
- ↳ 自治体・事業所・地域との連携強化

国の動向を踏まえた豊田市における取組(案)

★新規事業

避難行動要支援者対策

- ◎ モデル構築事業(自治区に対しWS、研修会の開催等)
- ★ サービス等利用計画の活用による個別計画の策定促進
- ★ ふくし防災フェスタの開催(市民向け啓発事業)
- ★ ICTを活用した見守り支援の検討

福祉避難所対策

- ◎ 福祉避難所運用方法の見直し
- ◎ 指定福祉避難所の拡充検討
- ★ 設置運営訓練の実施

福祉事業所の防災体制強化

- ★ 事業所の参画によるWGの設置
- ・BCP策定促進策や協定施設の機能強化等について検討

共生型サービスの事業所指定について

豊田市福祉部介護保険課

1

共生型サービスの概要



- ◆ **共生型サービス**は、介護保険または障がい福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、**もう一方の制度における指定も受けやすく**するための「指定の特例」です
- ◆平成30年4月の法改正に伴い、障がい福祉サービス事業所において共生型サービスの指定を受けることにより、**同じ部屋・設備・同じスタッフで高齢者の利用を受け入れる**ことが可能となりました

1 指定要件

- ◆共生型サービスの指定要件は、障がい福祉サービスの指定を受けていることとなります
- ◆共生型サービス利用者数と障がい福祉サービス事業所の利用者数の合計人数に対して、従業員数及び施設の面積や設備が障がい福祉サービスの基準を満たしている必要があります



2 定員の考え方

- ◆共生型サービスにおける利用定員は、共生型サービスの指定を受ける障がい福祉サービス事業所が定める利用定員です。

高齢者 + 障がい者で
定員以内であればOK

- ◆当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者数に変動があっても支障ありません

(例) 定員20名の場合、利用日によって指定生活介護の利用者が10人、共生型通所介護の利用者が10人であっても、指定生活介護の利用者が5人、共生型通所介護の利用者が15人であっても支障ありません



3 管理者

- ◆共生型サービスの管理者と、障がい福祉サービスの管理者が兼務であっても支障ありません



4 技術的支援

- ◆共生型サービス事業所が高齢者の支援を行う上で、それぞれのサービスに対応した指定居宅サービス事業者等その他の関係施設から必要な技術的支援を受けている必要があります

5 サービスの種類

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
	療養通所介護	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る) 放課後等デイサービス (同上)
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)		生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
	・通い	→	(通い)
	・泊まり	→	(泊まり)
	・訪問	→	(訪問)

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。



出典：厚生労働省障害保健福祉部H29.12.7第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「共生型サービスに係る報酬・基準について《論点等》」

2 共生型サービスの指定を受けたいときは

1 手続きの流れ【イメージ】

申請手順の確認

(※ 障がい福祉サービスの定員の範囲内でサービスを行います)

変更届等の提出 (必要に応じて)

※ 共生型サービス開始により、運営規程や定款等に変更のある場合障がい福祉課への変更届が必要です

申請書の事前確認を受ける

申請書類に不備・不足がないか、内容が適切であるかなど事前確認を受けます

※ 申請書案を介護保険課へ提出、書類確認をさせていただきます

※ 既存サービスである障がい福祉サービスの指定通知の写しを添付いただきます

指定申請

介護保険課での事前確認が終了後、指定申請を行い書類審査を受けます

書類審査が終わると介護保険課から指定通知があります

事業開始

重要! まずは介護保険課へご相談ください

豊田市 福祉部
介護保険課 施設担当
TEL 0565-34-6634
FAX 0565-34-6034

2 介護保険課への相談時に確認すること【一例】

◆ 技術的支援はどこからどのような支援を受ける予定か

技術的支援を受ける相手先にお困りであればご相談ください

◆ 利用定員は19人以上なのか

定員が18人以下の場合、高齢者の利用は豊田市民に限られます。



障がい者歯科事業について

豊田市保健部総務課



令和3年度障がい者歯科事業のご案内

(歯科健康診査と訪問予防指導)

この事業は、障がい者を対象に、むし歯や歯周病を早期に発見し治療につなげることを目的に行う「歯科健康診査」と、施設職員を対象に、正しい口腔ケアについて歯科医師、歯科衛生士から学ぶ「訪問予防指導事業」を行います。

障がい者は、様々な障がいやそれぞれ特有の口腔内の特徴があることで、口腔ケアが困難であったり、偏った嗜好やこだわりが原因で、むし歯や歯周病が重症化しやすい傾向があります。この機会に、ぜひ御利用ください。

事業名	歯科健康診査	訪問予防指導
対象者	通所施設利用者	入所および通所施設職員
実施内容	問診、健診、歯科保健指導	口腔衛生の講義、演習
実施希望日	7月15日、29日 8月5日、26日 9月30日 10月14日、21日 11月11日、18日 ※曜日は、いずれも木曜日	11月25日 12月2日、16日 1月13日、27日 2月3日 ※曜日は、いずれも木曜日
実施時間	開始時刻：施設の希望に応じます。 以下の時間帯でお願いします。 ・午前9時から10時までに開始 ・午後1時以降に開始 ※所要時間は施設によって異なります。	開始時刻：施設の希望に応じます。 所要時間：1時間30分程度 以下の時間帯でお願いします。 ・午前の場合：午前9時から正午までの間 ・午後の場合：午後1時から6時までの間
回数	1事業所あたり 1回/年	1事業所あたり 1回/年

- どちらか一方または両方の申込みも可能です。
- 事業を希望される場合は、裏面の申込書にご記入いただき FAX もしくはメールにてお送りください。
- **申込期限：令和3年4月9日（金） ※期限後も相談に応じます**

【問合せ】

豊田市役所 保健部 総務課 健康づくり担当 (野澤 安永)
 電話(0565)34-6723 FAX(0565)31-6320
 E-mail : hoken-soumu@city.toyota.aichi.jp



申込期限：令和3年4月9日（金）

送付書不要 送付先：豊田市役所 保健部総務課 行き
FAX：0565-31-6320

令和3年度障がい者歯科事業 申込書

◆下の〈お願い〉をご確認の上、ご記入をお願いします。 申込日： 年 月 日

事業所名： 担当者名：

〒 -

実施場所： (住所：)

電話番号： FAX：

歯科健康診査： 希望する 受診者数： 人

訪問予防指導： 希望する 参加職員人数： 人

◆下欄に希望する日時をご記入ください。（※おもて面をご覧ください。）

		第1希望	第2希望	第3希望
歯科健康診査	日時	月 日 (木)	月 日 (木)	月 日 (木)
		午前・午後 時から	午前・午後 時から	午前・午後 時から
訪問予防指導	日時	月 日 (木)	月 日 (木)	月 日 (木)
		午前・午後 時から	午前・午後 時から	午前・午後 時から

〈お願い〉

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止等をお願いする場合があります。
- ・事業によって、開始時刻が異なりますのでご注意ください。
- ・メールでのお申込みの場合は、件名を「障がい者歯科事業申込」とし、希望事業名等、必要事項を明記してください。
- ・日時が決定後、担当者から連絡いたします。応募が多数の場合、過去の利用状況等を勘案し決定します。
- ・訪問予防指導は、講師用のパソコン・プロジェクター・スクリーンを施設でご準備ください。

Net 119 緊急通報システムについて

豊田市消防本部指令課

Net119 緊急通報システムについて

1 システム概要

Net119（ネット 119）は、音声による通報が困難な方がスマートフォンや携帯電話を使用してインターネット回線により 119 番通報をすることができるサービスです。現在地や今の症状をうまく言葉で伝えられなくても、スマートフォンや携帯電話の操作により救急車、消防車を呼ぶことができます。豊田市では平成 30 年 10 月から運用を開始しています。

2 対象となる方

- (1) 聴覚、音声、言語またはそしゃく機能の低下などによって、音声で 119 番通報をすることが困難な方
- (2) その他の理由によって、音声で 119 番通報をすることが困難または困難になるおそれがある方

3 利用条件

- (1) 事前登録が済んでいる端末（スマートフォン、携帯電話）であること。
- (2) インターネットが接続されている環境であること。

4 市内の登録状況（令和 3 年 1 月 1 日現在）

H30 年度	136 人
H31 年度	106 人
R2 年度	21 人
合計	263 人



5 その他

- (1) 別添の手順に従って事前登録してください。
- (2) 対象となる方がいつも使用している端末のみ登録できます。ご家族などの代理登録はできません。
- (3) システム利用料はかかりませんが、通報時の通信料は利用者負担です。

119 Net119緊急通報システム

きんきゅう つうほう



♥ どんなシステム？

きゅうきゅうしゃ しょうぼうしゃ よ
Netで救急車・消防車を呼ぶことができます。



つうほう

通報

びょうき
病気・ケガ



かじ
火事



しゅつどう

出動

♥ 使用するには？

つぎ てじゆん さんこう じぜんとうろく
次ページの手順を参考に事前登録をしてください。

●アンドロイド ●アイフォーン ●ケータイ

👤 ご利用対象者

りょうたいしょうしゃ

ちょうかく おんせい げんご きのう ていか おんせい ばんつうほう
(1) 聴覚、音声、言語またはそしゃく機能の低下などによって、音声で119番通報
をすることが困難な方

ほか りゆう おんせい ばんつうほう こんなん こんなん
(2) その他の理由によって、音声で119番通報をすることが困難または困難にな
るおそれがある方

? お問い合わせ先

とよたししょうぼうほんぶ しれいか
豊田市消防本部 指令課

とよたしちょうこうじ ちょうめ ばんち
〒471-0879 豊田市長興寺 5丁目 17番地 1

メール shoubou-shirei @ city.toyota.aichi.jp

FAX 0565-35-9739 電話番号 0565-35-9724



●アンドロイド版

① 申請 (しんせい)

①  **メールがとど届きます**

entry_23211@entry07.web119.info

よみ取るから空メールをおくる

②  **URL をひらく**

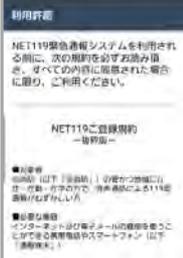
③  **【メールアドレス承認へ】をおす**

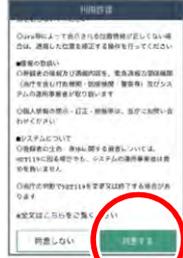
④  **【送信】をおす**

② 登録 (とうろく)

メールがとど届きます

⑤  **URL をひらく**

⑥  **【同意する】をおす**

⑦  **【同意する】をおす**

⑧  **【次へ】をおす**

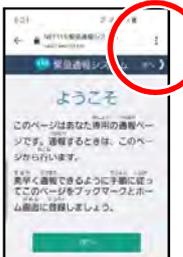
⑨  **【次へ】をおす**

⑩  **【申請する】をおす**

③ アイコン追加 (ついか)

メールがとど届きます

⑪  **URL をひらく**

⑫  **【右上の【⋮】をおす】**
【右上の【☆】をおす】

⑬  **【ホーム画面に追加】をおす**

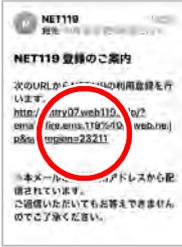
⑭  **【追加】をおす**

① 申請 (しんせい)

①  メールがとどきます

entry_23211@entry07.web119.info

よと読み取るから空メールをおくる

②  NET119 登録のご案内

ゆーあーるえる URL をひらく

③  登録情報入力

【メールアドレス承認へ】をおす

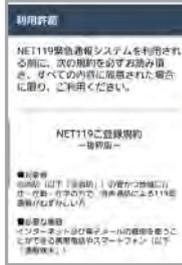
④  メールアドレス承認

【送信】をおす

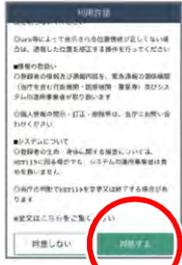
② 登録 (とうろく)

⑤  メールがとどきます

ゆーあーるえる URL をひらく

⑥  利用許諾

した下へスライドさせる

⑦  同意

【同意する】をおす

⑧  申請情報の入力

なまえ じゅうしょ 名前や住所をいれる

【次へ】をおす

⑨  自宅の地図

じたく ちず なか 自宅を地図のまん中にする

【次へ】をおす

⑩  申請内容の確認

【申請する】をおす

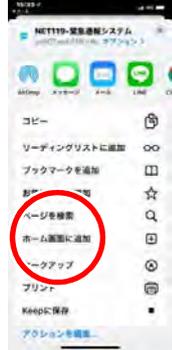
③ アイコン追加 (ついか)

⑪  メールがとどきます

ゆーあーるえる URL をひらく

⑫  ようこそ

した下の【↑】をおす

⑬  NET119-緊急通報システム

【ホーム画面に追加】をおす

⑭  NET119-緊急通報システム

【完了】をおす

●ケータイ版

① 申請 (しんせい)

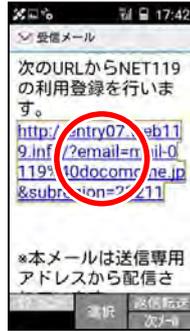
①

entry_23211 @ entry07. web119. info

メールが
あて
アドレス宛に
から
空メールをおくる

メールが
とど
届きます

②



URL をひらく

③



【メールアドレス承認へ】
をおす

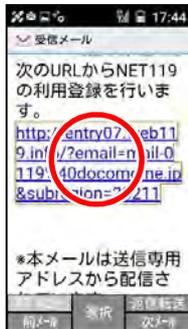
④



【送信】をおす

② 登録 (とうろく)

⑤



メールが
とど
届きます

⑥



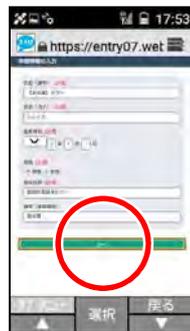
下へスライドさせる

⑦



【同意する】をおす

⑧



名前や住所をいれる

⑨



自宅を地図のまん中にする

⑩



【申請する】をおす

URL をひらく

【次へ】をおす

【次へ】をおす

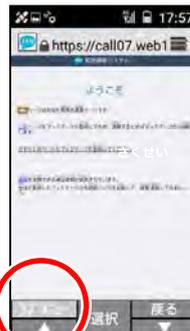
③ アイコン追加 (ついか)

⑪



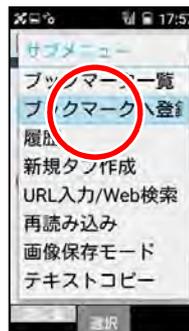
メールが
とど
届きます

⑫



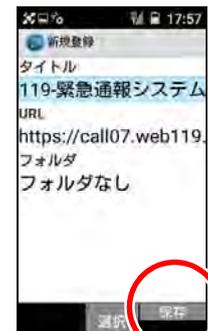
【サブメニュー】
をおす

⑬



【ブックマークへ登録】
をおす

⑭



【保存】をおす

URL をひらく